
今日から俺が総理大臣

やいたもん

タテ書き小説ネット Byヒナプロジェクト

<http://pdfnovels.net/>

注意事項

このPDFファイルは「小説家になろう」で掲載中の小説を「タテ書き小説ネット」のシステムが自動的にPDF化させたものです。この小説の著作権は小説の作者にあります。そのため、作者または「小説家になろう」および「タテ書き小説ネット」を運営するヒナプロジェクトに無断でこのPDFファイル及び小説を、引用の範囲を超える形で転載、改変、再配布、販売することを一切禁止致します。小説の紹介や個人用途での印刷および保存はご自由にどうぞ。

【小説タイトル】

今日から俺が総理大臣

【Nコード】

N1172X

【作者名】

やいたもん

【あらすじ】

神様によって、日本の内閣総理大臣に就任した30歳のニート豊城裕の日本を改革する政治ストーリー！。

俺内閣発足

…衆議院本会議場

「投票の結果、本院は豊城裕君^{ほうじょう ゆたか}を内閣総理大臣に指名する事に決定しました。」

俺の名前は豊城裕。

まだまだヤンチャな30歳。

いきなりだけど、今日、俺は内閣総理大臣になった。
日本の首相に俺はなったのだ。

経緯を説明しよう。

いや、長くはならない。

一言で言えば、神様がそうさせてくれたのだ。
ある日、いきなり俺の前に神様が現れて、
何か願いをひとつ叶えてくれると言ったから、
冗談で「総理大臣になりたい」って言ったら、
本当にこうなったのだ。

俺は30歳になるまでほとんど定職につかず、
パートとニートをして食いつないできた。
出掛けると言えば仕事より遊ぶ事が多くて、
親からもあきらめられていた存在だ。

そんな俺に神様が下りてきたのだ。

しかも女神様。

女っ気が無かった俺には刺激が強すぎる
超グラマーな超美人。

しかも若い。

最初は信じられなかったが、
まあ、こんな美人が光を放って、
いきなり俺の部屋にいたのだから、
神様の仕業って信じるしかないだろう。

それで願い事をひとつ叶えてやるって言ったら、
女も欲しいし、金も欲しいと思ったけど、
なぜか総理大臣になりたいって言ってしまった俺。

あとで100兆円くらい欲しいって言えば良かったと後悔したけど、
それは後の祭り。

俺がそう言ったら、あいつは笑いやがった。
でも、俺でも笑う。

俺が総理大臣って：

ただ、俺は、自分で言うのもなんだけど、
かなり偏った変な人間だった。

学歴もなくニートでパートのくせに、
政治には興味があったのだ。

ファッション雑誌やエロ本に混じって、
お堅い政治の本もよく読んでいた。

興味があったからとしか言い様がないけど、
テレビでもニュースをよく見ている。

だから総理大臣になりたいと思う気持ちはなくはなかったけど、
なれるなんて、かけらも思っていなかった。

幸いにして、俺は、そこまで妄想族でもない。

女神「では、あなたの夢をかなえてあげましょう。私の言うとおりにしてください。」

んで、その通りにした。

そしたら、願いを言った翌日、いきなり衆議院解散のニュースが全国を駆け巡った。

神様は、これで行われる衆議院選挙に立候補しろと言った。けれども金がない。

どんな選挙でもそうなのだが、日本の場合、

選挙に立候補するためには、

選挙管理委員会というところに、
きょうたくきん
供託金と言う金を納めなければならない。

これを納めなければ立候補できないシステムになっている。このお金は、選挙が終わると返ってくるのだが、

一定の票を獲得しないと、その一部が没収されて、全額は返ってこないという厳しいものだ。

なぜ、こんなシステムがあるかというと、
売名行為を防ぐためらしい。

選挙は、税金を使って行われるわけだが、これを悪用して、当選する意思もないのに立候補して、名前だけを売るという行為に走る者も昔はいたようで、それを防ぐために供託金という制度があるのだ。

衆議院選挙の立候補に必要な供託金は300万円。

ニートの俺にあるわけがない。

親にだって頼めない。

「アホか」の一言で一蹴だろう。

すると女神は、俺に今日発売のミニロトを買わせた。数字は適当でいいらしい。

そしたら1000万円が当選した。

テケテケテンテンテン！

裕は選挙資金を獲得した：という具合だ。
どうせなら、ロト6で4億円当てさせてくれればいいものを：

それで俺は立候補した。

親からは馬鹿と言われた。

友達からも馬鹿と言われた。

彼女からも：って、彼女いねえや。

ただ唯一、俺が昔から子分にしていた
まつうら たかし
松浦高志だけが俺に協力してくれた。

選挙活動と言っても、何していいか解らない。

ポスターも擦り忘れた。

とりあえず、マイカー使って移動して、

選挙区内を大声で名前だけ売り歩く。

絶対落ちる。

俺が立候補したのは小選挙区だ。

どんなに候補者がいても当選するのは1人。

政党の支援も、地盤も看板もない俺が、

まともな選挙活動もしてない俺が、

当選する可能性はゼロだ。

だけど：当選してしまった。

衆議院選挙の後で、現行の内閣は総辞職。

俺は代議士と呼ばれる存在になった。

そして衆議院の最初の会議で、

内閣の首班指名選挙が行われ、

俺は神様に言われるまま立候補して、

当選してしまったのである。

信じられない話だが、これは夢じゃない。

でも、総理大臣になった以上は、
やりたいことをやらせてもらう。
政治を見るのは好きだった俺には、
やってみたい事がたくさんある。

こうして俺の政権、豊城内閣は発足したのだった。

アジェンダの前にイデオロギーだろ

まだ俺の傍には女神がいる。
願いはかなえたはずなのに。
アドバイザーみたいに寄り添っている。

みんなには見えないらしい。
彼女だったら自慢したいくらいの美人だから残念だ。
だけど性格はそうでもない。
名前を聞いても無視。

何でおれのところに来たのか聞いても…

女神「なぜでしょうね。」

…とはぐらかす。かわいくない。

ま、女神の話は、それくらいでおいといて…

総理大臣になると、いろいろと忙しい。

まずは組閣。大臣とかを決めなくちゃいけない。

神様は「適当でいい」と言ったので、

俺は自分が好きな政治家を、

俺なりの適材適所で配置していった。

政党とか派閥を超えて選んだけど、

みんなOKだった。

与党も野党もクソもない。

民間人も大臣に起用した。

俺の内閣にはお笑い芸人も一人いる。

一応、人気雑誌のアンケートとかで、
首相になってほしい芸能人のNO.1のタレントだ。

作ってみた後で気付いたけど、俺の内閣は、国会総与党の布陣になっていた。大政翼賛会も真っ青だ。

次の俺の仕事は国会での所信表明演説。

内閣の方針とかを国会で演説するのだが、どんな演説をすればいいのか解らない。

また神様は「言いたいことを適当に言えればいい」というけど、適当ほどアバウトでメンドクサイ事はない。

女の「何でもいいよ」くらいにメンドクサイ。

ただ…

俺は以前から政治家に言いたい事がひとつだけあった。

それは、政治家や政治評論家が、

馬鹿の一つ覚えみたいにな…

「まずは政策が重要で…」

…と言うことだ。

この言葉を聞くと、俺は虫唾が走る。

政治は、政策が重要というのはもったもな話だが。

最近では国民まで、似たような事を言う。

無難な言い方として。

最近では、アジェンダなんて言葉まで飛び出した。

カッコ良さそうな横文字だけど、

要するに政策という言葉を使い換えただけだ。

だけど、俺はアジェンダを確立する前に、やらなければならぬ事があると思っている。

それはイデオロギー（政治思想）の確立だ。
根本的な政治思想を練り直すことから、
日本の改革は始めなければならないと思っている。

今、日本を支配しているイデオロギーは、
自由民主主義ってやつだ。

横文字でカッコよく決めるならば、
リベラルデモクラシーだ。

戦後にアメリカから日本にもたらされた思想で、
これが今も日本のイデオロギーとなっている。
そして、アメリカの某政治思想家は言ったらしい。

「リベラルデモクラシーこそ、政治イデオロギーとしての最終形態である」

…と。そして、今の日本の政治家は、
これに疑いも持たずに政治をしている。
本当にそう思っているのか？

だとしたら、政治家と政治思想家の怠慢だ。

俺は、イデオロギーはまだまだ発展すると思っている。

リベラルデモクラシーは、

まだまだ政治イデオロギーの発展途上の過程であって、
最終形態などではない。

これを最終形態と思うのは人間の傲慢だ。
なぜ傲慢なのか。

それは、リベラルデモクラシーは、
所詮、人間本位の思想に過ぎないからだ。

環境破壊が人類の生存を脅かすと言われる時代において、
重要なのは、人間がどう自然と共存するかだ。

そもそも、人間が無くても地球は存在できるが、地球が無ければ人間は生存できない身分なのだから、厳密に言えば、対等な共存ではなくて、明らかな人間の地球依存であり、完全な他力本願である。

その根本に、人類は立ち戻らなくてはならない。新しいイデオロギーは、そうした観点を加味する必要がある。

そう考えてた俺は、

ニートのくせに新しいイデオロギーを創造した。

それは「命主義めいしゅぎ」という思想だ。

カッコよく横文字にしたら：

そこまでは考えてないし、

英語があまり得意ではないから思いつかない。

現在、カッコ良い横文字募集中だ。

命主義は、

基本的人権と国民主権を基調とする

リベラルデモクラシーに対して、

主権在命人民代権を基調とするイデオロギーだ。

要するに、主権者を人間に限定するのではなく、

地球に存在するすべての生命に主権を認め、

その上で、これを代表して、

人類が主権を行使するという考え方である。

だから、リベラルデモクラシーの下では、

国民は「主権」を行使してきたが、

これからは、代表した権利と言う意味で、

「首権しゅけん」を行使する事になる。

「ちょっと待て。全ての生命に主権を認めるとは立派な話だが、全ての生命に主権を認めたら、例えば人間が他の命を殺して肉として食事をしたら、主権者が主権者を殺すということになり、それは殺人と同等の罪になるのではないか？　そうした事を容認してしまう可能性があり、それは、生類憐みの令のような愚行の繰り返しになるのではないか？」

当然、そんな反論は聞こえてくる。

けれども、それこそ人間の傲慢な発想である。

そもそも人類は自然界の秩序で生きているのだ。

それを否定したら生きていけない。

では、自然界の秩序の根本たるイデオロギーは何か？

それは「弱肉強食」である。

これを否定するわけがない。

否定したら生きていけないし、

そもそも人倫が自然界の摂理を凌駕出来るはずがない。

主権を認めるという話は、

自然界が存在してこそ人間が生きていけるということを

政治思想として形にただけに過ぎない。

難しくややこしく、しかも斜めに考える奴は、

まずはその性格を直して来い。

主権を代表して行使する話もそうだ。

「誰が人類を全生命の代表者として決めたのだ？　それを自認する事こそ傲慢ではないか？」

そう言ってくる奴もいる。

だけど、現に人類はそうやって生きている。

なぜ生きられるのか？

自然界のイデオロギーが弱肉強食だからだ。

その恩恵にあずかって、

すでに地球を我がものかのようにして生きているのに、
そんな事を言うのは偽善者もいいところだ。

人間は地球なしには生きていけない。

これを政治思想として具現化したのが命主義だ。

俺は、これを所信表明演説で熱弁しようと思う。

そして俺は国会で宣言した。

「命主義こそ、新しい日本に必要なイデオロギーである！！」

俺の所信表明演説は、

スタンディングオベーションの大拍手大喝采で、

マスコミ各社から絶賛された。

神様の力は本当にすごい。

俺は、次に具体的な政治改革に取り組み始めた…

日本の首相にリーダーシップがないという馬鹿に告ぐ

俺の背後霊のようについてくる女神様。

本当は、デスノートみたいな死神だったりして…

まあ、とりあえず何でもいい。

それにしても、ひとつだけ願いを叶えると言っておきながら、これまで相当、俺の願いを叶えているような気もするが…
とりあえず、そこはヤブヘビだから、
ツッコまないでおくことにしよう。

さて、いきなりだけど、閣議ってやつはメンドクサイ。

内閣の閣僚、つまり大臣とか長官とかいう連中が集まって、
会議して内閣の方針を決めるのが閣議だけど…

とにかくメンドクサイ。

何がメンドクサイって、その決議のやり方だ。

みんなは知ってるか？

閣議は全会一致が基本だってことを。

つまり、会議に参加している人の1人でも反対したら、

何も決まらないってことだ。

普通は多数決で多い方の意見を採用するのが一般的だけど、

閣議は、全員が賛成しなければ、

何も決定できない仕組みになっている。

1人でも反対すれば、その議決は通らないのだ。

閣僚全員が拒否権を握っている。

だから、新しい内閣が出来る度に

組閣で派閥や連立する政党が、

必死になって大臣のポストを狙ってくる。

何もあれば、単純に大臣の名誉が欲しいだけでやってるわけじゃない。

大臣職を得られれば、閣議の決定権が握れるのだ。つまり、権力の中枢に実権を持てるわけだから、そりゃ、血まなこにもなるって話だ。

じゃあ、なんで、そんなシステムになっているのか？

全ては憲法に原因がある。

日本国憲法に次のような規定がある。

第66条3項

内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負う。

連帯して責任を負う以上は、

全員が賛成できるような内容でしか決議出来ない。

だから全会一致となるらしい。

時々、閣内不一致とかが問題になってニュースになるが、それは、これとからんでいるわけだ。

これが日本の政治家の無責任を助長してきた。

政治で失政があっても、誰も責任を取らない。なぜならば、みんなで決めた事だからだ。

みんなで決めたのだから、

誰かの責任ではなくてみんなの責任。

だから、誰かが1人で責任を負わなくていい。だから、誰も責任を取らない

…ってわけだ。

内閣総理大臣が責任を取れば…

…って奴は、もう少し政治を勉強した方がいい。
…っていうか、よく国民は、

「日本の首相にはリーダーシップがない」

と言うけれど、

そんな事を言う奴は、日本の政治を理解してない馬鹿だ。

内閣総理大臣には、意外と権力はない。

大臣の任免権（任免したり罷免したりする権利）と、
衆議院の解散権くらいだ。

あとは、行政権も持っていない。

日本国憲法 第65条

行政権は、内閣に属する。

日本の行政権は、内閣総理大臣ではなく、内閣に属している。

総理大臣は、内閣の主宰者に過ぎない。

つまり、内閣のメンバーを決めて、

その開催権を握っているだけなのだ。

行政の決定権は、総理大臣ではなくて、

内閣が握っており、閣僚の全員が握っている。

総理大臣は、1人では何も決められないのだ。

一方で、アメリカの大統領制はシンプルだ。

憲法でも「行政権は大統領に属する」って定めてる。

つまり、1人で何でも決められてしまうわけだ。

例えば、閣僚が全員反対する事でも、

大統領がイエスと言えば、行政権を行使出来る。

一方で、失政の責任は全て大統領が負う。

義務を負わせるなら権力を与え、
権力を与えたら相応の義務を負わせる。
当たり前の話だ。

だが、日本の国民は、総理大臣に権力も与えてなくせに、
責任だけ押し付けて、リーダーシップがないという。
原理原則も通じない馬鹿な話だ。

そこまで言うなら、総理大臣に権力を与えるべきだ。

時々、日本の政治家にも変人が現れて、

たまに強いリーダーシップを発揮する奴もいるが、
そんな人間が現れるのを期待しているようじゃダメだ。

国民は傍観者ではなく主権者、
命主主義で言えば首権者なのだ。

ならば、リーダーシップが発揮できるように、
やはり、システムから作り直す必要がある。

ただ、アメリカのように権力を集中させると、
独裁的になるのではないかと、
視野が狭い心配をする奴もいる。
何のために議会があるのか、
全く見えていない不毛な反論だ。

大統領制にしなければ、いいだけの話だ。
日本の首相も、国民が直接投票して決めて、
行政権を一括して与えればいい。
そうすれば、日本のリーダーシップの問題はすぐに解決する。
首相公選制の導入だ。

ただ、首相を直接選ぶと

大統領制になると勘違いしている奴もいる。

おいおい…

いまどき、首相と大統領の違いも分からないのか…

次は、この辺の説明を国民にしなければならぬだろう。

アメリカ大統領は国民が直接選ぶ大統領制じゃない

日本の首相を国民が直接選べばいい…

そんな話は、昔からよく言われているけど、
そしたら大統領制になるという事はない

まず、日本人というと、

大統領制と言えば真っ先にアメリカを思いつくけど、
アメリカの大統領制は、

世界の大統領制の中でも特殊な部類の大統領制だ。
あれをスタンダードだと思ったらいけない。

まず、大統領制と言っても、

国民が選ぶ大統領もあれば、
議会が選ぶ大統領制もある。

国民が選ぶ大統領制と言えばアメリカやフランス、
議会ならばドイツやイタリアなんかが有名だ。

ドイツやイタリアは、

大統領も首相も議会が選んでいる。

だから、大統領がみんな

国民に直接選ばれていると思ったら大間違いだ。

しかもアメリカの場合、

実は、国民が選挙で直接は選んでいる…

そう思ったら大間違いだ。

アメリカの大統領選挙は、

厳密に言えば国民投票ではなく、

州民投票で行われている。

アメリカの大統領の場合、
州ごとに選挙人と呼ばれるポイントが振り分けられていて、
その州の州民投票で一番勝った者が、
そのポイントを総取り出来るシステムになっている。
そして、最終的に選挙人の数が多い者が、
大統領として当選する事になる。
ところが、このシステムの場合、
おかしい結果が生まれてくる事になる。
それは、選挙の得票数では勝っている候補が、
落選するという事態が発生するのだ。

最近のアメリカの大統領のブッシュも、
得票数で負けながら、
選挙人の数で勝って大統領になった1人だ。

例えば、A州の有権者人口が300万人で選挙人が3、
B州の有権者人口が200万人、選挙人が2だったとしよう。
C候補は、A州で160万票獲得し、
D候補は、A州で140万票しか獲得できず、
C候補はA州で勝ったので選挙人3を獲得した。
他方、B州ではD候補が200万票全て獲得して勝利し、
B州の選挙人2を獲得したとする。
得票数で言えば、C候補は160万票に対して、
D候補は340万票とC候補を圧倒しているが、
獲得した選挙人の数はC候補が3、
D候補は2なので、D候補が落選となるのである。
こういうシステムなのだ。

だから、アメリカ大統領は、
国民投票によって選ばれる大統領ではないのである。
実際、得票数で負けながら
当選した大統領がアメリカにはいるのである。

国民が直接選ぶのが大統領：
そういう固定観念は捨てなければならない。

では、大統領と首相の違いは何か。
それは立ち位置の違いである。

大統領は国家元首、
首相は行政府の長官に過ぎない。
日本で言えば国家元首は天皇だ。
もっとも、この意見に異論があるけど、
その辺の話は、あとでしよう。

今、国ってやつは、
立法、司法、行政の三権分立で成り立っている。
その三権を束ねる位置にいるのが国家元首だ。
国の代表者であり、
三権の長官の任命者であったりする。

国家元首↓ 立法府（議会）
↓ 司法府（裁判所）
↓ 行政府（政府）

この行政府の長官が首相。
日本で言えば総理大臣。
国家元首に当たるのが大統領。

これだけである。

だから、首相を直接選挙で選んでも
大統領にはならない。

俺は、首相公選制を日本に導入しようと思う。

俺の政策のひとつだ。

だけど、そのためにはやらなければならない事がある。

それは憲法改正だ。

これが豊城内閣の最大のアジェンダだ。

日本国憲法は小学生以下の文章力の憲法

俺は、国会で憲法改正を訴えた。

すると、半分近い議員からブーイングを浴びた。

あれ？ 国会総与党じゃなかったっけ？

まあ、反対意見が出るのは

普通に考えれば当然の事だけど、

神様は何をしてるのかな？

俺の神様の協力は、すごく中途半端だ。

今でも日本では、憲法改正と言うと、

強い拒否反応を示す人が多い。

まあ、第9条の影響もあるのだろうけど、

本当にその人らは憲法を読んだ事があるのだろうか？

こんな小学生以下の憲法を護憲などと、

俺はよく言えるものだと思う。

日本国憲法は全部で103条からなる憲法だ。

ただ、「第11章 補則」にある

第100条から第103条までの4条は、

憲法を施行に関する条項だから、

すでに死文化しており、

実質的には99条分しかない。

しかし！！ ここからが問題だ。

実質的な内容で言ったら、

実は40条分もあるかどうか解らないのだ。

なぜならば、日本国憲法には、
内容が重複する条文がいくつもあるからだ。

最も有名な例が第11条と第97条だ。

第11条

国民は、すべての基本的人権ききょうゆうの享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

笑ってしまうくらいに内容が同じだ。

しかも、内容が同じどころか、
文言までほとんど同じである。

なぜこんな事が起きたのか。

実は、第11条は日本側で作った条文で、

第97条は、アメリカの軍人ホイットニーが作ったものだ。

ホイットニーは、当時日本を支配した

GHQの最高司令官マッカーサーのお気に入りお気に入りの軍人だった。

マッカーサーは、すでに同じ内容の条文が作られていた事を知りながら、

日本側に、お気に入りお気に入りの軍人

ホイットニーが作った条文を憲法に加えるよう要請し、

加えられたのが第97条なのである。

内容が重複する条文がある事もくだらないのに、
そうなった理由は、もっとくだらない。

要するに、アメリカの軍人の論功行賞的に作られたのが
憲法第97条だったのである。

この日本国憲法を平和憲法と言ってはばからない人がいるが、
こうした事実を知っても、

まだ平和憲法と言えるのだろうか？

軍人の名誉を讃える憲法のどこが平和憲法なのか？

本当に笑い話だ。

こうした内容が重複する条文はいくつもある。

代表的なものを列举しよう。

第8条と第88条

第8条

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜
与する事は、国会の議決に基づかなければならない。

第88条

すべての皇室財産は、国に属する。すべての皇室の費用は、予算に
計上して国会の議決を経なければならぬ。

ひとつの条文にまとめられる内容であることは明らかだ。
二つの条文に分ける必要性がない。

第23条と第26条1項

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第26条1項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

これも条文を分ける必要がない。

第35条1項と2項

第35条1項

何人も、その住居、書類及び所持品について、なんびと侵入、搜索及び押収を受ける事ない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第35条2項

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する格別の令状により、これを行ふ。

ちなみに司法官憲とは、裁判所の難しい言い方に過ぎない。

ツッコミどころ満載の条文だが、

第35条1項の最悪な文章力については見てのとおりである。

そして、1項も2項も同じ令状の話をしている。

分けている事が不思議なくらいに無意味だ。

第79条6項と第80条2項

第79条6項

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条2項

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

主語を「裁判官は」とすれば、1条で済む話だ。

代表的なものだけを列举したが、

内容が重複したり、

条項を分ける必要がない条文は多々ある。

これを整理したら、日本国憲法は、

40〜50条分くらいにしかない。

俺は、これだけでも改憲が必要だと思っている。

正直、文章構成力は小学生以下だ。

それでも護憲だというならそれでもいいが、

ただ護憲派も消極的だ。

この憲法は、国民の直接の承認を受けていないのだから、

この憲法を誤字や脱字、

重複する文章だけ整理して、

内容はそのままにして国民投票にかけて、

直接国民の信任を得ればいいのだ。

既得権益を守る官僚のように、

せこい護憲派の姿を見ていると情けない気がする。

いずれにしても、俺は、
日本国民は憲法に対して、
積極的になるべきだと思う。

このままでは、いつ廃止されたのかも解らない
聖徳太子が作った十七条憲法のように、
日本国憲法は、法律としての意義をなくし、
聖典化していつてしまうだろう。

やはり俺は、総理大臣として憲法を改正する事を決意する。

中国の国の軍隊ではない中国軍の正体

豊城内閣の支持率が発表された。

支持率75%らしい。

100%じゃないんかい!?

本当に中途半端な女神様だ。

ただ、中途半端とはいえ、

ここまでは順調に政権を運営出来ている。

そうだったのに…

俺の政権になって、

最初の障害が海の外からやってきた。

日本の領土である尖閣諸島周辺海域に、

中国海軍の艦船が出現したというのだ。

日本からは海上自衛隊と海上保安庁が出動。

海上自衛隊は、対艦（対艦船）ミサイルと、

対潜（対潜水艦）の魚雷を搭載した航空機

P-3C哨戒機も出動。

中国海軍の艦船は、間もなく海域を離脱した。

最近、尖閣諸島に中国が絡む事件が多い。

だが…

俺が総理大臣になった限りは、

今までのように甘い対応はしない。

「今度出現したら撃沈させてやる!!!」

：と威勢のいい事を言いたいところだが、
そうはいかない現実を

悲しいかな、俺は知っている。

まず、これは昔からの不文律だが、
仮に戦争をするのであれば、

必ず、落としどころというものを考えなければならない。
これも考えないで武力行使とか言ってる奴は、
話にならない。

尖閣諸島に來た中国艦船を仮に撃沈したとしよう。
そしたら、当然中国も引くわけにはいかないから、
戦争になるだろう。

中国の戦争の落としどころは簡単に決められる。
尖閣諸島を占領し、実効支配できれば、
それが落としどころになる。

では日本側は、どこに落としどころを持っていくのか？
中国側が尖閣諸島を放棄するか、
尖閣諸島を占領する戦力を撃滅すれば
それが戦争終結の落としどころとなるが、
それは日本に可能なのか？

例えば、通常戦力で言えば、

今のところは、装備も人も日本の方が上だ。

ただ、数で言えば中国の方が圧倒的に上。

しかも、尖閣諸島は、

中国の戦闘機の戦闘行動半径の内側にある。

いくら質で上回っても、

中国の圧倒的な数を相手に戦争が出来るかと言えば、
在日米軍を動員したところで難しい。

それに、日本には中国と戦争して
戦い抜くほどの戦争物資の備蓄がない。

特に弾薬備蓄量は10万トン程度と報告されている。
こんな数字だけ出されても解りずらいだろうが、

中国と戦争をしたら1週間くらいで、
自衛隊の弾薬は尽きる程度なのだ。

戦闘状況の想定によって、

戦争継続可能期間の長さは、

最大で3ヶ月くらいまで見る事は出来るが、

中国のような大国と戦争すれば、

せいぜいそのくらいが限度だろう。

自衛隊は、訓練用の弾薬にさえ枯渇するほどなのだ。

有名な川柳がある。

たまに撃つ 弾たまが無いのが 玉に傷

ミサイルの実射訓練なんて、

1年に1発撃てれば良い方だ。

こうした実情も知らないで、

戦争しろだの、

逆に自衛隊は戦争をするから危険だの、

無責任な事をいう奴がいるが、

本当に無知蒙昧むしやうまいもはなはだしい…

そして中国には核がある。

中国が、この核を使わないで、

敗北をするという事は考えられない。

敗北しないための核なのだから、

当然使ってくることも想定しなければならない。
そしたら、ますます落としどころなんて無くなる。

日本は尖閣諸島を実効支配しているからこそ、
逆に落としどころが難しいのだ。
向こうから手を出してくるのならば、
いくらでも政治的に世界を動かして、
落としどころを探る事も出来るが、
いくら自国の領土だからと言って、
こちらから手を出すわけにはいかないのだ。

何より中国軍は恐ろしい。
近年軍事費を急増させて、
軍備を増強している事もそうだが：
何が恐ろしいかと言えば、
中国軍は普通の軍隊ではないのだ。

普通、軍隊というのは国が保有するものである。
これを国軍という。
ところが、中国軍は国軍ではない。
正式には人民解放軍と呼ばれる中国軍は、
共産党という1政党が保有する軍隊なのだ。
中国は、共産党の一党独裁で有名だが、
それを可能にしているのは、
共産党という政党が軍隊を保有しているからである。

つまり共産党は、それ自体が軍閥であり、
共産主義と言う政治思想を持っている軍隊なのである。
こんなに恐ろしい話はない。

これが共産主義思想の恐ろしいところだ。
そして、その中国軍は核兵器を保有している。

国軍でもない軍隊が核兵器を保有する世界で唯一の国が中国

これが、中国軍の最も恐れるべき実態である。

仮に中国で、共産党支配が崩壊したら、

中国軍は統制を失う事になる。

核兵器を持つ軍隊が統制を失うなんて、

そんな事を考えるのも恐ろしいが、

世界が中国の共産党一党独裁をやめさせられない最大の理由が、
ここにあるのである。

我々日本は、これを考えて、

安全保障を考えなければならない。

話し合って友好関係を深めれば、

おのずと平和になるなんて楽観論は、

現実逃避の妄想に過ぎない。

もっと現実を知って対応しなければならない。

とりあえず、尖閣諸島の問題については、

俺は、尖閣諸島に海上自衛隊と海上保安庁の基地を作り、

中国を牽制しようと思う。

そこは遠慮する必要はない。

実効支配しているのだから。

そのあとで、尖閣諸島を積極的に商業利用するでしょう。

日本が先に手を出せないのと同じように、

中国もまた、先に手を出せば、

政治的に敗北する事を知っているのだから。

戦争をしないで勝つために、
平素から備えておくのが、
古来からの常道である。

実は大して変わらない大日本帝国憲法と日本国憲法

お前ら、大日本帝国憲法を読んだ事があるのか？

戦前と言うと、

自由が無くて抑圧ばかりされていた：

そんな印象を持つ人が多い。

とんだ差別偏見主義者だ。

無礼千万もはなはだしい。

そういう差別主義者こそ、

俺は排除されるべきだと思っている。

大日本帝国憲法を読むと、

意外と現在の日本国憲法と

内容がほとんど変わらない事に驚かされる。

特に国民の権利については、

現在の日本国憲法は、

その多くを大日本帝国憲法より継承している。

大日本帝国憲法 第18条

日本民たるの要件は法律の定むる所に依_よる

日本国憲法 第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

この条文は、言い方を変えただけで、

大日本帝国憲法時代と全く変わっていない。

ただ、戦後の日本国憲法は、国民主権や基本的人権をかかげながら、その主権者たる国民の要件について、そのまま踏襲しているというのは、日本国憲法の最大の欠陥のひとつである。せめて、これくらいの条文にしてほしかったものだ。

日本国民たる要件は、主権者たる国民の地位と名誉、また基本的人権が最大限に守られるようにして、法律でこれを定める。

こうした事実を知らされて、日本国憲法に失望する奴は多い。

また、大日本帝国憲法では、国民に対して、こんな権利や自由を保障していた。現行の日本国憲法と比較しながら検証していこう。

大日本帝国憲法 第22条

日本臣民は法律の範囲内において居住及び移転の自由を有する。

日本国憲法 第22条

なんびと何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

皮肉にも条項も同じ位置にあるが、居住や移転の自由は、戦前にも保障されており、日本国憲法は、これを継承している。

もつとも日本国憲法は、

職業選択の自由まで条文に加えている。

これは逆に御座なりぶりがひどい。

これは、条項を分けて定めるべきところだろう。

居住移転の自由と職業選択の自由は、

内容が明らかに違うからだ。

この御座なりぶりは、

実は、大日本帝国憲法よりも、

日本国憲法の方が粗雑であることを

象徴するものとなっている。

それを説明する前に、

他の条文も比べてみよう。

大日本帝国憲法 第23条

日本臣民は法律に依るにあらずして逮捕監禁審問処罰を受くることなし

日本国憲法 第31条

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその刑罰を科せられない。

大日本帝国憲法 第24条

日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権を奪はるることなし

日本国憲法 第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない

大日本帝国憲法 第25条

日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるることなし

日本国憲法 第35条

1項・何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、（中略）令状がなければ侵されない。

2項・搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する格別の令状により、これを行ふ。

大日本帝国憲法 第26条

日本臣民は法律に定める場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし

日本国憲法 第21条2項

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

大日本帝国憲法 第27条

1項・日本臣民は其の所有権を侵さるることなし

2項・公益の為必要な処分は法律の定むる所に依る

日本国憲法 第29条

1項・財産権は、これを侵してはならない

3項・私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

大日本帝国憲法 第28条

日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りにおいて信教の自由を有する。

日本国憲法 第20条1項

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。（後略）

大日本帝国憲法 第29条

日本臣民は法律の範囲内において言論著作印行集会及び結社の自由を有する

日本国憲法 第21条1項

集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

大日本帝国憲法 第30条

日本臣民は相当の敬礼を守り別に定むる所の規定に従ひ請願を為す^なことを得る

日本国憲法 第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別的待遇も受けない。

見ての通りだ。

日本国憲法は、大日本帝国憲法を踏襲し、

補完しただけに過ぎないのだ。

戦前と戦後では大きく変わったなんて教えられてきたが、
実は、大して変わっていない事に気づく。

実際はそうではなく弾圧や言論統制もあったというだろうが、
それは運用、つまり行政側の問題であって、
法律自体の問題ではない。

つまり、日本国民の自由や権利の概念は、
明治維新の100年も前から、
アメリカから押し付けられる以前から
日本に根付いていたものなのである。

しかも、日本国憲法には自由や権利の面で、
大日本帝国憲法にも劣る点が存在するのだ。
それが、次の条文である。

大日本帝国憲法 第19条

日本臣民は法律命令の定むる所の資格に応じひとしく文武官に任ぜられ
及び其の外の公務に就くことを得る。

これは、公務員になる権利を保障した条文だが、
意外なことだが、日本国憲法には、
明記されていない、
保障されていない権利なのである。

こんな当たり前の事が、

日本国憲法にはないのである。

これは、大日本帝国憲法にも劣る

日本国憲法の最大の欠陥のひとつである。

日本国憲法には、国民が公務員を選定する権利や

公務員による抑圧を防ぐ条項はたくさんあるが、そっちにばかり気を取られて、肝心な事を明記し忘れてしまったのである。なんという怠慢だろうか。

日本国憲法に明記された

職業選択の自由の保障（日本国憲法第22条参照）が、これに当たるという反論もあるだろうが、

これで保障されたとするのは、

法的不備を反省しないさらなる怠慢であるし、

しかも、これは居住移転の自由という

別個の話と一緒にされた

御座りな条文の中にあるものだ。

公務員になる権利を明記した大日本帝国憲法と比べて

この職業選択の自由の話をもって

これに代わるというのであれば、

法律としての日本国憲法の存在意義の否定である。

これでも護憲と言う馬鹿がいたら、

それは政治ではなく宗教である。

それこそ日本国憲法を聖典とし、

神に与えられた言葉であるかのように、

変えられる事を拒んでいるだけで、

政治討論の域ではない。

憲法は法律である。

法律とは人を拘束する秩序の根幹である。

だからこそ時代の変化や、

イデオロギーの発展に応じて、

変えていかなければならない。

命主義的選挙制度

ようやく神様が俺に名前を覚えてくれた！！

「おおい るめ」 って言うらしい。

神様らしくない、普通の名前だ。

しかも、日本人みたいな名前。

もっと万国共通的な名前かと思ったのに…

俺がその名前を呼んだら、

女神の奴、笑っていやがった。

もしかしたら、俺は化かされたのかも知れない。

さて、命主義っていう

新しいイデオロギーを掲げた俺だったが、
早速国会で、こんな質問をされた。

「民主主義から命主義に移行して、選挙制度はどのよう変わるのか？」

良い質問だ。

では、お答えしよう。

命主義の選挙制度は実に簡単だ。

選挙区は、行政区分をそのまま活用して設ける。

そして投票は、これまで通り、

その選挙区で得票数が多い順に当選とする。

いわゆる中選挙区制度だ。

選挙区の当選者数は、

その選挙区の面積に応じて決定する。

人口ではない。面積だ。

以上で命主主義の選挙制度の説明は終わりだ。

はい！！ ツツコミどころ満載ですね。

とりあえず、一番多い反論は、

一票の格差についてだろう。

そんなくだらない問題は、

命主主義においては発生しない。

そもそも一票の格差の問題は、

主権が人間に限定されていたからこそ

起きる問題である。

命主主義では、全ての生命の主権を前提とする。

人類は、その代表者として首権者となる。

立候補者は、その選挙区の生態系を代表して立候補し、

投票権者は、その選挙区の生態系を代表して投票する。

そういう理屈である。

だから、この命主主義的な選挙制度の場合、

人間に限らず、全生命が対象なので、

一票の格差なんてくだらない問題は、

発生しないのである。

まあ、現行制度で言えば、

国民主権が基本なわけだから、

一票の格差の問題をくだらないって言うのと、

怒る人もたくさんいるだろうけど、

地球規模で物事を考えると、

人間の人間による人間だけの問題であり、

人間本位な内々の問題なので、

そういう意味ではくだらない葛藤なのだ。

ちなみにこの面積には、日本の領海も含まれる。
排他的経済水域じゃなくて、領海ね。
生態系を考えるって言ってんだから、
陸の上だけじゃなくて、
海の事も考えなくちゃね。

まだツツコミどころはある。

この制度だと都市部は不利になる。
面積は狭いのに人口は多いからだ。

「全生命に主権を認めて：なんて言っても、税金を払ってるのは人間だぞ。ほかの命は税金を払ってるのか!？」

はいはいはい：

相変わらず視野の狭いご意見ですね。

税金？　じゃあ、払わなくていいから、
命で払ってもらいましょるか？

人間は、他の命を殺して、

その血肉を使って生きていますが？

人間が食べるものや作るものの全ては、

自然界からの略取によってのみ得られる。

この事実を忘れないでください。

こんな反論をするような奴は、傲慢でしかない。

つまり他の生命は、金を払えば済む人間と違って、

その命を捧げて、人間の社会秩序に貢献していますか？

相変わらず、人間は人間本位で勝手だね。

まあ、自分本位であるのは、生きていくために必要な本能の一種だから、それを完全否定なんて出来ないし、むしろ俺は肯定しようと思うけれども、筋は通して欲しいものだ。もう少し人間は、視野を広く持って様々な事を議論すべきだと思う。

それでも、不満は多いだろう。

お金は人間本位のもので、他の生命はその血肉で国を支えていると言っても、現実的に人間の社会秩序を動かすのは、お金と言う仕組みである。

命主義になっても、政治や経済など、人間社会を動かすのは金銭であるし、お金という仕組みが、

社会秩序を安寧にする有用な制度となっている事も、
厳然たる事実である。

これを否定するつもりはないし、理屈だけでこれを否定したら、社会秩序は破壊される。

それでいて、確かに税金は人間だけが払う形になる。

その現実を無視して、

このまま命主義あつれきの選挙制度を導入したら、
当然の軋轢あつれきが発生する。

しかしご安心あれ!!!

そんな事が解らないワシではなあって!!!

この問題は、行政区分のあり方を改革し、行政改革で新しい政治体制を確立して、新しい概念に基づく経済体制を整えれば、あっさりと解決する問題である。総理大臣である俺に任せとけばダイジョーV！！

では、その新しい行政区分とは？

新しい政治体制とは？

新しい概念の経済体制とは？

予告だけしてしまうなら、

県州制、五権分立、三立経済の導入である。これが新しい日本を創るキーワードである。

ただ、その説明は、順を追って、

長い説明をしていかなければならない。

まあ、国の改革なんて一長一短ではいかない事は国民も解っているだろうから、とりあえず気長に俺と付き合ってもらおう。

あ、ちなみに：

比例代表制なんてくだらない制度は廃止する。

あれは、死に票を多く作らないために考え出されたそういう意味では利点のある選挙制度だが：候補者に直接投票できない時点でアウトだ。

三権分立において大統領制に勝る天皇制

日本は立憲君主制の国家だ。

要するに国王とか大公と言った

君主が国家元首の国の事だ。

イギリス、カナダ、オーストラリア、

オランダ、スペインなどが代表的なこれだ。

ちなみに国王は英語でキング (King) だが、

大公は何というか知ってるだろうか？

世界にはモナコやルクセンブルクと言った公国があるが、
いまいち公国という存在の意味を

理解していない人は多い。

正解はプリンス (Prince) である。

プリンスと言えば王子様の事では？

そう思う人も多いだろうが、

大公の事もそう指すのだ。

もつとも同じ公国でも、

国や事情によっては訳し方も変わるので

こういう訳し方もあるということだが、

あえてこれを紹介したのは、

公国の位置づけを最も理解しやすいからだ。

公国とは、元々は王国の属国であった国の事なのだ。

つまり、文化的な地位で言えば、

国王と大公は上下関係にあり、国王が上なのである。

モナコ公国の宗主国はフランス王国であった。

現在、フランスは王国ではなく共和国になったが、王制が倒れた現在もモナコは、宗主国であったフランスに敬意を払い、公国を名乗って独立しているのである。それが公国という国なのだ。

日本の場合は天皇が国家元首である。ちなみに天皇はエンペラー (Emperor) と訳される。その理由の説明はとりあえず後回しにしよう。

日本国憲法では、天皇が国家元首である事が明記されていない。この事を理由にして、天皇は国家元首ではないとする論調もある。

国家元首とは単純に国を代表する者と言われるが、立法府、司法府、行政府を統括する国家統合の地位が国家元首である。

天皇は立法府である国会に対して、国会の召集を行い、あるいは衆議院を解散し法律を公布する役目を負っている。

(憲法第7条)

天皇は司法府である裁判所に対して、最高裁判所長官の任命権を有している。
(憲法第6条2項)

天皇は行政府である内閣に対して、
内閣総理大臣の任命権や国務大臣の認証権、
外交文書の認証権などを有している。

（憲法第6条1項・第7条）

三権の長を任命又は認証する立場にあるのだから、
当然、天皇は国家元首となる。
かくいう俺も陛下に任命されて総理大臣になっている。
認証式の時はめっちゃ緊張した。

これだけやらせといて、
天皇は国家元首ではないとか言う奴がいたら、
ちよっと性格的に曲がっているとしか言い様がない。

ただ、この君主制を
大統領制と比べて古いと思っている奴がいる。
そう思ってる奴、手挙げてって言ったら、
ほとんどの奴が手を挙げるんじゃないか？

やれやれだ：

そもそも制度的に言えば、
大統領制も君主制も同じである。
君主を選挙で選んだら大統領、
世襲したら君主と言うだけで、
地位的には全く同じ存在だ。
だから、大統領制と比べてふるいも新しいもないのだ。
同じである。

この感覚がないのに政治を語る奴は、
ミーハーと同じレベルだ。

例えば大学教授や政治評論家なんて肩書があってもね。

しかも大統領制は、

純粹な三権分立の確立を妨げる制度である。

なぜか？

国民による直接選挙にしろ、

議会による間接選挙にしろ、

選挙によって選ばれるがために、

国家元首の完全無権能という理想を

実現できない制度だからだ。

日本の天皇には、

内閣総理大臣の任命権はあるが、

内閣総理大臣を選ぶのは国会の権限であり、

指名権は持っていない。

最高裁判所長官にしても、

指名権は内閣が握っている。

天皇は、完全に政治的な権限を有していない。

日本国憲法 第4条1項

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

しかし、選挙で選ばれたら、

何らかの権限は保障しなければならない。

大統領の権限と言えば、

法律の署名権や首相の任免権、

裁判所の判決の承認権などだ。
しかも、大統領の場合、
これらに拒否権が付随する。
大統領が拒否すれば、
法律は施行されないし、
首相は置けないし、
裁判所の判決も下せない。

もちろん、事情は国によって異なるが、
そういう権限を大統領が持ち君臨していたら、
純粹な三権分立の妨げになる。
その点、天皇制においてはこれがない。
より純粹な三権分立を確立出来るのだ。

天皇制については、
日本の歴史と文化に基づく理由もあるが、
こうした理由においても、
豊城内閣は、憲法改正後も
肯定していくつもりである。

日本は、世界の現存する国家の中では、
世界一歴史の長い国家である。
その歴史は、最低でも1600年以上、
最大では2700年である。
なぜそう言えるのかと言えば、
日本は建国以来、天皇が代々の国家元首を務め、
この制度が現在も続いているからだ。

日本の歴史と文化を象徴するのが天皇である

国家と言う秩序を崩壊させずに、

1600年以上も長らえるという

世界に出来なかった事が日本に出来たのは、

天皇制という制度があったからである。

これは、古来から継承された素晴らしい知恵であり、
誇るべき日本の文化であると俺は思っている。

政教分離と文化的「神」を区別出来ない狂信者たち

世の中には、天皇が儀式を行い、首相が伊勢神宮や靖国神社などに参拝し、文言に「神」とかい言葉を使っただけで、政教分離に違反するなど騒ぐ人たちがいる。これらは全て文化的な言動であって、政教分離とは別なものだ。

そういう人たちには、世界の憲法を読ませてやりたい。例えば、カナダの憲法（一九八二年憲法）の第一章の冒頭には、次のように記されている。

カナダは神の至高および法の支配を承認する原理に基礎づけられているので、

以下のとおり定める。

ここでいう神とは、文化的に言えばキリスト教における発想の神だろう。憲法に堂々とこう定められているのだ。しかも、1982年に公布された憲法だから、つい最近の話である。では、カナダを政教分離に違反する国と誰が思っているだろうか？カナダは、立派な政教分離の国である。これに異論があるのか？

ドイツの憲法も読んであげよう。

ドイツも日本と同じ敗戦国である。
その憲法の前文は、次のような文言で始まる。

ドイツ国民は、神と人間に対する責任を自覚し…

この神も、ドイツの文化的に見れば、
キリスト教の概念の神であろう。

では、ドイツは政教分離に違反している国か？

イタリアの憲法も読んであげよう。

イタリアも日本やドイツと同じ敗戦国だが、
イタリアの場合、もっと積極的だ。

第7条1項

国家とカトリック教会は、各自その固有の領域において、独立・
最高である。

国が憲法でカトリック教会の地位を保障しているのである。

ただ、これが世界の常識である。

イタリアにおけるカトリック教会と言えば、

バチカン市国があるように、

文化的にも歴史的にも特別な関係である。

だからこそ容認されるのだ。

文化的な事項と政教分離が、

全く別個のものであることを立証する

好例のひとつである。

最後にスイス憲法を紹介しよう。

その全文の冒頭は、こんな文言で始まる。

全能の神の名において：

それぞれの国には、それぞれの文化がある。

日本の場合しんどうは神道だ。

神道とは、宗教などではなく、

日本における神の奉り方の作法であり、

文道であり、だからこそ、

神教ではなく「神道」なのである。

神道が宗教だというなら、

神道の聖典がどこにあるのか教えてもらいたい。

キリスト教で言えば聖書、

イスラム教で言えばコーラン、

仏教で言えば経典のような

神道の聖典がどこにあるのか

説明してもらいたいものだ。

世の中には、古事記がそうだという人もいるが、

古事記は史書にすぎない。

また、人の道など説いてはいない。

神話を書いてあるだけで聖典と言うなら、

世界中の史書が聖典となるだろう。

そんな屁理屈はいいから、

神道を宗教だという人は、

今すぐその聖典を目の前に出してほしい。

ちなみに古事記は、

一般的には「こじき」と呼ばれるが、

正式には「ふることのふみ」と言う。

これも、古事記が聖典などではない証拠である。

政教分離は、そもそもは、

秩序を安寧とするための手段の一つに過ぎない。

文化的、伝統的な儀礼とは、全く別個のものである。

それを区別できないのは、単なる揚げ足取りにすぎない。そんな活動こそ狂信的だ。

日本には、現存する世界最古の国家と言う歴史と、これによって築かれた長い伝統と文化がある。これを否定するのは個性の否定である。

新しい憲法には、この点も加味したいと思う。

憲法第一章第一条には国の形を定めるべき

憲法改正を掲げた俺には、

もう、文化、政治、経済、軍事：

様々な分野における改革構想が出来ている。

あとは、それを国民に説明しながら、

憲法と言う形で具現化していくだけだ。

女神は、それに共感してくれてるから、

俺を総理大臣にしてくれたんだろう。

俺は勝手にそう思ってる。

俺がそれを聞いても女神の奴は、

にくたらしい笑顔ではぐらかすけど、

俺を総理大臣にしてくれた時点で、

俺は自分を信じてやるしかない。

馬鹿見て終わるかも知れないけど、

どうせ一度しかない人生だ。

馬鹿って呼ばれるくらい個性的に生きて、

燃え尽きてやる！！！！

新しい憲法の第一章第一条には、

俺は、日本の形を定めるべきだと思っている。

この国なんてが名前で、

どういう理念を持っいて、

どういう姿なのか：

それを定めるべきだと思う。

では、具体的に説明する前に、

俺が作った第一章第一条の条文案を見てもらおう。

第一章 日本

第一条 日本

？国紀紀元前 きのえとらのとし かむやまといわれひこのみこと 甲寅年、神日本磐余彦尊により敢行されし豊葦原瑞穂国を統一するかつてない偉業は、国紀神武天皇元年、干支にして ほのくに 辛酉年春正月 かのえたちのついで 庚辰朔、西暦にして紀元前660年2月11日、檀原宮における神日本磐余彦尊の神武天皇即位を以て成し遂げられ、はらのみや 斯くて建国された我が国は、世界において、建国以来滅びる事なく続いた現存する最古の国家としての誇るべき歴史、文化、伝統、文明、世界的地位を築くに至ったのであって、これを象徴する最も相応しい国号として、我々日本国民は、祖先より連綿と継承されてきた、日出ずる国という意味を有する「日本」の名を正式国号と定める。

？日本の国家元首を天皇とする。

？日本は、主権在命人民代権すなわち人民首権の命主主義を基調とする。

？日本は、この憲法を以て最高法規とする法治主義を基調とする。

？我が国の国権は、主理権、法理権、立法権、司法権、行政権を各々独立させる五権分立を基調として、これを行使する。

？日本の領土領海は、次のように定める。（日本の領土領海について詳細に記す）

？日本の年紀は国紀を以て正式とし、元号は一世一元を基本とする。但し、この定めのために、公的な事柄における他の年紀の使用は妨げられない。

？日本の国語を日本語とする。但し、この定めのために、公的な事柄における他の言語の使用は妨げられない。

？日章旗を日本の正式国旗とする。又、日章旗の正式な規格については法律でこれを定める。但し、この定めのために、正式な規格以外の日章旗の作成や使用、若しくは、日章旗以外の旗を日本を象徴するものとして使用する事は妨げられない。

？君が代を我が国の正式国歌とする。又、君が代の正式な歌詞及び楽曲については法律でこれを定める。但し、この定めのために、君が代を編曲し演奏、歌唱する事、若しくは、君が代以外の日本を象徴する楽曲を作成し演奏、歌唱する事は妨げられない。

たくさん説明しなければならぬ事があるけど、とりあえず、順を追って説明していこう。

第一章は、第一条だけの章とする。

各章、各条項には、何について書かれているのか、その題名を記す。

それが「第一章 日本」であり、

「第一条 日本」だ。

その第一条は10項の項目からなる。

そして第一項には、日本の由来と国号について記した。

仰々しい感じのする条文かもしれないが、

日本の建国記念日が2月11日である事の

由来を記しただけに過ぎない。

俺は、建国の由来と期日は、はつきりと憲法に記すべきだと考えている。

そして日本史、つまり国史においては、

これが歴史的事実である。

この事実が記されている日本書紀は、

正式な日本の国史書であり、

これに基づいて建国記念日が制定されている。

では、考古学的に見てこれが正しい歴史的事実なのか？

そうではない。

だからこそ俺は、この前にも、

日本の歴史は1600年以上と表現した。

もし、神武天皇の事柄が、

考古学的にも正しいと考えているなら、

その歴史が2700年と断言している。

では、なぜこの建国記念日を採用したのか？

この国が日本だからである。

だからこそ、日本の正史である

国史の歴史的事実に基づき

先の条文のように定めた。

世界の国々には、

それぞれの国を主観とした歴史観、

つまり国史というものが存在する。

そして、自らの国の文化を尊重するからこそ、

国政の動機は、国史に基づく事になる。

歴史観というのは人の数だけ存在するものだ。

これは歴史を知る上での基本である。

同じ事象でも、見る人によって異なるものだ。

だからこそ、国史に基づくのが最もフェアになる。

日本という国なのに、

アメリカという国なのに、

あるいは、何々という国なのに、

他の主観に基づく歴史観を動機とすれば、

それは単なる臆見であり

特別扱いになってしまう。

それぞれの国には、それぞれの国を主観とした

国史と言う歴史観がある。

我々は、その全てを尊重しなければならないし、

だからこそ、国史も尊重するのである。

もちろん、この歴史観を強制するつもりはない。

あくまでも、その国の動機として記載するものであり、

これを強制しないよう、

別の条項で、これを定める予定である。

それで、この国の正式国号を「日本」とした。

あとは、条項を読んでもらったとおりである。

ちなみに五権分立については、のちに説明する。

このように第一条には、

日本の国の形について定めた。

世界の憲法を読んでもみると面白い。

俺は、自分なりの憲法を考えるにあたって、

参考までにいろんな世界の憲法を読んでみた。

こんなことまで定めているのかと、

やたら細かく規定している憲法もあれば、抽象的な内容を簡単に並べただけで、あっさりと終わってしまう憲法もあった。模範になるものもあれば、反面教師になりそうなものもあった。

俺が提案した第一条の条文も、世界の憲法を参考にしながら、自分で考えて作ったものだ。その関連で言うと、世界の憲法の中には、こんなものまであった。これは、フランスの憲法のひとつだ。

フランス憲法 第2条「共和国」4項
フランス
共和国の標語は、自由、平等、博愛である。

実に面白い。

俺も、こんな条文を第一条に加えようかとも思った。例えば：

日本の標語は、和を以て貴しと為すである。

…ってな感じだ。

とりあえず、先の条文案で国民に提示しておいて、話せる機会があったら、

こういう案もあるとちよつと話して、国民の受けが良いようだったら、この条項も加える事でしょう。

いよいよ、本格的に憲法改正の作業に
豊城内閣として取り組もうと思う。

古来より常に民意に支持されてきた天皇制

日本国憲法の第一章では、
天皇について定められている。

日本は立憲君主制国家であり、
その君主に相当するのが天皇で、

その地位は、皇統皇族という限られた一族により、
世襲されているわけだが、

このために、天皇制について、
民意なき元首制度として
批判する人たちもいる。

考えてみれば天皇は不思議な存在である。
1600年以上昔に日本が建国されて以来、
ずっと元首として君臨してきた天皇だが、
常に絶対的な力を持っていたのかと言えば、
そうではない。

天皇に実質的な支配力があつたのは、
日本建国初期の頃と

時代時代の一時的な期間だけで、
力関係で言えば、
むしろ時代の弱者であつた。

古代で言えば、蘇我氏や物部氏などの有力豪族たちが
天皇を上回る財力や武力を持っていた。

その後も藤原氏と言った公家、
平氏や源氏と言った武士、
その平氏や源氏の子孫である

足利氏、織田氏、豊臣氏、徳川氏などが力を持ち、
実質的に日本を支配した。

にもかかわらず、

常に天皇の元首の地位は維持された。

そのいづれ時代の勢力も、

天皇家を滅ぼし、新しい国家を興す気になれば、

いつでも出来た力を持っていたにも関わらずである。

江戸時代においては、最も悲惨であった。

徳川家が天下を支配した江戸時代、

徳川家の力は800万石と言われていた。

大名でも、加賀百万石の名に象徴される

前田家などを筆頭にして、

数十万石の力を有する大名はゴロゴロいた。

では、そんな時代において、

天皇家の禄高はどれくらいであったかと言うと、

わずか4万石弱程度であった。

4万石とはどれくらいの力かと言えば、

軍事動員力で言えば

1600人程度の軍勢を整えられるかどうか：

その程度のレベルである。

ちなみに、1万石あたりの大名の力は、

家臣250名、軍事動員力400名、

領地の人口1万人とされており、

石高から概算でその力を計る場合、

この基準が適用される。

1石あたりの取れ高は米150kg（二俵半）なので、

経済的な力もこれを基準に計算出来る。

意外な話だが、例えば

関ヶ原の戦いにおける両軍の兵力は、これを基準に計算されている。

一般には西軍8万数千人、

東軍7万数千人で戦ったと言われているが、そういう歴史的資料があつての話ではなく、実は、両軍の大名の石高から、

この基準で計算したにすぎないのだ。

戦国時代の戦の両軍の戦力のほとんどは、史書に書き残された数字ではなく、

これを基準にして出した数字である。

戦国時代や江戸時代の事を知るのに

いろいろな場面で必要な豆知識なので、

知らなかった人は覚えておくといいだろう。

話を元に戻す。

天皇家は4万石という力しかなかったと言ったが、実はこの数字は、天皇家だけの禄高ではなく、

天皇家と全ての公家の禄高を合わせた数字である。

つまり、朝廷全体の力が4万石弱なのだ。

徳川家が天皇家を滅ぼそうと思えば、

朝廷という体制を滅ぼそうと思えば、

いとも容易く出来たわけだ。

こうした圧倒的な実力差は、

いつの時代にも常に存在していた。

しかし、天皇家は滅ぼされる事なく、現在に至っている。

では、どうしてこんな事が可能であったのか。

これは、常に天皇制を支持する

民意があったからとしか言い様がない。

これを否定するなら、

それ以外の理由を提示して欲しい。

日本人特有の信仰心や

思想があったからだという人もいるだろう。

ただ、それだって民意である。

裏付けが何であろうと、

民意が天皇制を支持してきた事には変わりない。

では、天皇には、時の実力者や民衆を惑わす、

特別な神通力でもあったというのであろうか？

そんな話こそ馬鹿げている。

特別な財力も武力も持ち合わせていない天皇が、

常に国家元首としての地位を維持し、

日本と言う国を現存する世界最古の国とならしめたのは、

天皇制という古来よりの知恵を

民意が支持してきたからに他ならない。

それ以外に理由は考えられない。

だからこそ天皇制に民意がないというのは当たらない。

1600年以上の歴史がそれを証明している。

古代から現代に至るまで、

常に民意によって支持されてきたからこそ、

現在の天皇制があるのである。

それでは、これを理解した上で、

私の天皇に関する憲法改正案を語っていかうと思う。

年間1500件以上の天皇の仕事

俺は今、宮城きこうじょうに来ている。

宮城きこうつてのは皇居の事だ。

誰に会いに来たかは決まっている。

天皇陛下だ。

何しに来たのかと言えば、

陛下に国政の状況を報告しに来た。

これを内奏ないそうっていう。

総理大臣やその他の国務大臣の重要な仕事だ。

不定期だが、国務大臣は陛下に、

国政の状況を報告している。

各省庁の事務次官などの高級官僚が

報告しにくる事もあるが、

それは進講しんこうって呼ばれる。

では、どんな内容を報告したのか。

それは秘密だ。

天皇陛下の政治利用を避けるために、

その内容は機密事項になっている。

これを漏らしたらクビが飛ぶ。

どうしても知りたければ、

お前らも総理大臣になればいい。

でも、どうしてそんな事が必要か、

疑問に持つ奴もいるだろう。

何しろ天皇陛下は、国政には関与せず、

国事行為のみを行う存在だからだ。

その陛下に国政の状況を報告する必要がどこにあるのか。

解らないという人もいるだろう。

それは、陛下がどれだけの仕事をしているのか、理解すれば解る事だ。

天皇は、まず内閣で閣議決定された事項の書類に、その全てに目を通してから署名や押印しなければならない。国事行為のひとつだ。

その書類だけでも年間約900件にも及ぶ（平成22年度）。

天皇は、この署名や押印を拒否する事は出来ないが、自らがどんな書類に署名押印しているか、内容を知らずにそれをさせるわけにはいかない。だからこそ、内奏や進講が重要になる。

法律や外交文書への署名押印の作業も含めれば、さらに数は膨大なものになる。

さらに天皇は、外国から来た国賓や大使に会い、拝謁、会見、午餐、晚餐などのもてなしなどもしなければならない。

その相手が、どんな理由で日本に来たのか、どんな人物なのかなどを理解しなければ、満足に、もてなす事も出来ない。

外国の王族、大統領などの元首、首相、議会議長などの国賓だけでも、

天皇は36名もの国賓に会い、宮中晩餐などのもてなしを行っている。

それ以外に外国の大使の着任や離任の度に、その都度会見し、その数は56ヶ国にも及ぶ。

日本の大使が外国に赴任し、あるいは帰参した際もこれに会ってねぎらわなければならない。

その数は93ヶ国の大使に及ぶ。

そして、外国から送られてくる

親書や親電にも目を通し、必要であれば返信する。

これが年間420件にも及んでいる。

（数字は全て平成22年度のもの）

これ以外にも、スポーツ活動や文化活動で

功績のあった人たちと会ったり、

国会議員や都道府県知事、裁判官、

教育委員会や小中学校などの教育界の責任者、

医療や福祉業界の関係者なども会っているのだから、

その数は計り知れない。

この他に天皇は、外国を親善訪問したり、

日本国内を行幸啓ぎようこうけいしたりしている。

外国の親善訪問は、公式訪問だけで

即位後は通算24ヶ国。

年1回以上は外国を公式訪問している計算になる。

行幸啓の数は、即位してから通算450ヶ所以上に上っており、

年間平均20ヶ所以上にもなる。

特に皇室外交は、純粋な文化的国際交流を実現するものとして、

日本と世界との友好関係を築くのに

大いに貢献する重要な事項である。

数字として出ているものだけ合わせても、

天皇の国事行為は1500件を軽く超え、

数字になっていないものまで合わせれば、

計り知れない事になる。

だからこそ、その全てに意義を以て臨むためにも、

天皇に内奏や進講する事は

必要不可欠であり、重要になってくるのだ。

この他にも天皇には、

国会の召集や開会の宣言、衆議院の解散、

国会議員の選挙の施行、

総理大臣や最高裁判所長官の任命、

国務大臣や官吏の認証、

栄典の授与、儀式や祭祀など、

多数の国事行為をこなしている。

国家元首としての天皇の役割は、
かなり重要なものなのだ。

8人の女王がいる日本

現在、日本には8人の女王がいる。
その事実を知っているだろうか？

それは、例えばスポーツ界の女王とか、
芸能界の女王とか、

比喩としての女王という意味ではない。

正式に女王の称号を持つ人が、

日本には8人もいるという事である。

2011年現在の日本の女王は、
以下の8名である。

なお、生誕順に記述する。

みかさのみやあきこ
三笠宮彬子女王（1981年生）
みかさのみやようこ
三笠宮瑤子女王（1983年生）
たかまどのみやつぐこ
高円宮承子女王（1986年生）
たかまどのみやのりこ
高円宮典子女王（1988年生）
たかまどのみやあやこ
高円宮絢子女王（1990年生）
あきしのみやまこ
秋篠宮眞子内親王（1991年生）
あきしのみやかこ
秋篠宮佳子内親王（1994年生）
としのみやあいこ
敬宮愛子内親王（2001年生）

いずれも日本の皇族である。

日本の皇室の場合、

皇統皇族、つまり皇族の子として生まれると、
男子ならば「王」、女子ならば「女王」の称号が、

生まれながらにして与えられる。

そして、これが天皇の子であったり、

天皇の孫である場合には、

王や女王より格上の称号である

男子ならば「親王^{しんのう}」、

女子ならば「内親王」の称号が与えられるのだ。

だから、現在はあまり使われないが、

皇子^{おうじ}や皇女^{こうじょ}という称号はあっても、

王子や王女という称号は存在しない。

なぜそうなのか？

これは、少し歴史を理解する必要がある。

日本において、天皇という称号が誕生したのは、

6世紀の第33代推古天皇の時代とされている。

これについては諸説あるが、

ここでは考古学的検証はしないが、

いずれにしてもその頃だ。

これは、華夷秩序から日本が独立するための手段であった。

当時、東アジアでは、

中国の王が、王の中の王としての称号として、

「皇帝」の称号を名乗り、

周辺国に朝貢をさせて属国とし、

代わりに王としての称号や、

中国との貿易を認めるといふ秩序があった。

当時の中国は最高の軍事大国にして、

最高の経済大国であり、

これに逆らえば軍事的に自分の国が滅ぼされる可能性や、経済的に封鎖されてしまう恐れがあった。

このために周辺諸国は中国に朝貢し、王の称号と中国との貿易を認めてもらっていた。これを華夷秩序といい、

中華思想に基づくものである。

ちなみに、皇帝というのは、

元々は中国独自の称号であり、

中国以外に皇帝は存在していなかったが、明治維新の時、

日本人によって英語などが翻訳される際、Emperorの訳語として「皇帝」が使われ、それがその後、定着するようになった。

したがって、明治維新の以後に誕生した大韓帝国や満州国には皇帝がいたが、それ以前には、皇帝は中国にしかなく、歴史の教科書などに登場するそれ以外の皇帝は、説明便宜上のものでしかない。

日本も古代においては華夷秩序の下にあり、倭の五王の時代などは代表的な例だ。

簡単に言えば、中国が親分、

日本が子分の関係だったわけである。

しかし日本は、この華夷秩序から脱却する。聖徳太子の時代からだ。

東天皇敬白西皇帝

…東の天皇、西の皇帝（当時は隋）に敬白す

：と、中国に書状を送っている。

日本の王もまた、王の中の王としての称号として

「天皇」を名乗る事で、

名目的には中国と対等になり、

華夷秩序からの独立を果たしたのである。

当時は、中国でも皇族は

生まれながらにして「王」の称号を名乗っていた。

だから日本でも、国王が天皇という

一段上の称号を名乗ったため、

皇族もまた「王」や「女王」という称号に

格上げされたのである。

ちなみに韓国では、マスコミなどが、

日本の天皇の事を日王と表現しているが、

これは華夷秩序の下にあった

韓国の歴史の名残であり、

中国以外には皇帝は認めないという姿勢からのものだ。

中華思想の本場である中国ですら、

天皇という称号を堂々と使っているのに、

韓国で中華思想の影響が強く残っているのは、

実に不思議な話である。

現在、天皇は英語ではEmperorと訳される。

皇帝と同等なわけだが、

ただ、皇帝と天皇は全く違う存在である。

皇帝は易姓革命を基調とするが、

天皇の場合、万世一系を基調としている。

万世一系とは、神の子孫である事を自称し、

その男系の子孫しか天皇になれないというものだ。
これだけを聞くと、ものすごく傲慢で
専制的な印象に見えるかも知れない。

対して易姓革命は、天子は時代において変わるもので、
その時代の実力者が天子であり、

姓が変わっても（易姓革命）問題はないという発想のものだ。
これを見ると、万世一系より、

皇帝の易姓革命の方が正当にも思えるが、
これがために中国は何度も乱れ、

時に中国人ではない者に国を支配（清など）され、
その秩序は大きく乱れた。

中国は易姓革命を採用したがために、
中国人は、国を失う事もあったのである。

その点、日本の場合、万世一系と言っても、
それは皇位の継承に限られた話であって、

権力までが万世一系で継承されたわけではない。

権力は、時代時代の実力者によって継承され、

天皇は、権力の継承者ではなく、

権力の継承を認証する役割だけに徹し、

皇位という国の命脈を示す称号だけが、

万世一系によって継承されたため、

日本人は、いつの時代に革命や大改革が起きても、

国を滅ぼさず、国を失わず、

現在までやってこれたわけだ。

国という地位と国権という権力を分離する事によって、
日本は、世界で最も安寧なる秩序を築いたのである。

話を戻そう。

こうした歴史があつて、
現在の日本には8人の女王が存在しているわけだ。
では、この女王は、
例えばイギリスのエリザベス女王と対等で、
天皇はそれよりも上だというのか？
…という疑問を当然持つだろう。
しかしそうではない。

エリザベス女王は、一国の元首なので、
その敬称は「陛下」だが、
日本の女王の敬称は「殿下」である。
日本で陛下を名乗れるのは、
天皇や皇后だけであり、殿下はその下だ。

ちなみに今、エリザベス女王を
「一国の元首」と表現したが、
厳密には、イギリスの国王は、
カナダやオーストラリア、ニュージーランドなど、
16ヶ国の英連邦王国の元首も兼ねている。
国旗にイギリスの旗である
ユニオンジャックが描かれている国があるが、
そうした国の元首は、
現在で言えばエリザベス女王であり、
エリザベス女王は、16ヶ国の王を兼務している。
カナダのように、
イギリス国旗が描かれていない国旗を
採用する国もあるけどね。

そして、決定的な違いは、その発音だ。

これまで、ふり仮名をふってこなかったが、日本の女王の場合、

その発音は「じょおう」ではなく、

「によおう」である。

たぶん、多くの人は「じょおう」と

呼んでしまっていたのではないだろうか？

なので、元首である王と

日本の王とは全く違うのである。

さて、日本には8人いる女王だが、

俺は以前から、こうした伝統をもっと活用したいと思っていた。

もっと文化的に日本を活性化させ、

盛り上げていく手段として。

それを具現化した案があり、

俺は、これを憲法に盛り込みたいと思っている。

その案を「文王制^{ぶんのおう}」という。

文王制（ぶんのうせい）

日本にはいっぱい王様がいるのに、
これを生かさないうんてもつたない：

以前から俺が思っていた事だ。

日本には、たくさん女王がいるって話は
さっきした通りだ。

王の称号を持つ人ならば、

皇統皇族の全てがそうだ。

なのに、これを生かしていない。

実にもつたない気がする。

例えば、皇室に赤ちゃんが誕生したりすると、

ロイヤルベビーなどと話題になり、

何百億、何千億と計算される

経済波及効果が生まれたりする。

結婚なんかもロイヤルウェディングなど

もてはやされたりする。

こうしたきっかけをもつと増やすためには、

世間から注目されやすい

天皇家や東宮家^{とうぐうけ}だけでなく、

もっと他の皇族にもスポットライトを当てて、
これを生かしたら良いと思うのだ。

ちなみに、東宮家とは皇太子一家の事だ。

昔、天皇家の住まいの東側に

皇太子の屋敷が設けられていたので、

東の宮、東宮が皇太子の敬称となった。

これに対して、現在はあまり使われないが、皇后の事は中宮と言う。

理屈は同じだ。

また、日本の皇太子は、

正式には日嗣皇子ひつぎのみこと言う。

皇太子妃は、正式には、

日嗣皇子妃ひつぎのみこのみめと言う。

天皇は、正式には「すめらみこと」、

皇后は「きさい」などと呼ばれたりする。

年始の歌会始などでは、

こうした呼称で呼ばれているので、

気付かなかった人は、

その辺に注目しながら見ると面白いだろう。

あと、皇后と皇妃の区別がつかず、

皇后も皇妃も同じ天皇の妻の称号と

勘違いしている奴がいるが、

皇后の意味が正室に限定されるのに対して、

皇妃は側室も含む妻の総称であるので、

この使い分けは出来ないと恥ずかしい。

最近では、この使い分けができない説明も見られるが、

これは大きな間違いであるので注意されたし！！！！

さて、話を戻そう。

日本には歴史の成り行きから、

王様がたくさんいるわけである。

ならば、地域ごとに新たな王の称号を作って、

それぞれに王家を置けば、
地域の文化的な活動が活発になり、
文化の発展や経済波及が生まれるのではないだろうか。
例えば、スポーツ大会や文化祭を開催するにしても、
「○○王杯」とか権威づければ、
そのイベントの価値が一層高まったりする。

この発想の下に生まれたのが文王制である。

皇族を東京だけに集中させるのではなく、
全国各地域に分散し、
その地域独自のロイヤルファミリーとして、
地域の文化活動に貢献するのである。

まず、日本を次の10地域に分割する。

北海道、東北、関東甲信越と静岡、北陸、
中京（愛知、岐阜、三重）、
近畿、中国、四国、九州、沖縄

そして、それぞれの地域に独自の宮家、
つまり天皇家の分家の皇族を置き、
独自の王号を創設する。

これは俺の例示だ。

北海道：北海道きたみのみや 愛親王あいぬのみこ
東北：奥羽宮みちのくのみや 陸奥親王むつのみこ
関東甲信越と静岡：東宮家こうしのみや
北陸：高志宮こうしのみや 高志親王

中京	日本宮	東齋親王
近畿	大和宮	西齋親王
中国	陰陽宮	国守親王
四国	南海宮	二名親王
九州	鎮西宮	日向親王
沖縄	沖繩宮	琉球親王

それぞれの名称と意味については最後に記しておくつもりだけど、これはあくまでも例示なので、メンドクサイ奴は、最後の方は読まなくていい。

こうして地方各地域の文化活動に貢献する。

ただ、このようにすると、宮内庁の予算が膨大に増えてしまい問題があるという奴もいるだろう。

しかし、宮内庁の予算なんて年間170億円程度である。

(平成23年度 170億8157万円)

これに対して、例えば国会議員にかけられる歳費、つまり給料は、政党交付金や特別な手当ても含めれば、年間700億円以上である。

この内、政党交付金だけで約300億円。

俺は、政党交付金なんて、

国会議員個人の権限を弱めてしまうようなアンフェアな制度は廃止すべきだと思ってるから、これを削って、この内50億円から100億円程度、宮内庁予算に回せば、

この文王制は、余裕で実現可能だ。

文王制は、日本の伝統を生かして、日本の文化活動を活性化させる施策である。

さて、それぞれの宮の名前と王号の経緯について最後に、ここから先で説明する。

めんどくさい奴は、ここから先は読まなくていい。

各地域の文王の称号は、全て親王とする。

王位は、男系による血族継承だが、

男系であれば、女性皇族も王位継承可能とする。

但し、東斎親王と西斎親王の2王位だけは、

女系の女性による継承とする。

この理由については、それぞれの節で述べる。

血統が絶えた時は、皇室から新しい皇族を立てて、それぞれの宮家を継承させる。

？北海道 北海宮 愛親王

北海宮の名前については、そのままなので説明の必要はない。

愛親王については、アイヌが語源となっている。

アイヌの漢字の当て字はないが、

中国語では愛努^{アイヌ}などと書くらしい。

元々は、アイヌというのは、アイヌ語で人間という意味なので、アイヌの人という意味で「愛人」という称号も考えたが、見ての通りで当然却下。

「愛」の一字だけで、アイヌを表現してみた。

この方が粹だろう。

？東北 奥羽宮 陸奥親王

これは説明の必要はないはずだ。

？関東甲信越と静岡 東宮家

首都圏という事で、東宮家の領域とした。

？北陸 高志宮 高志親王

北陸地方は昔から、越又は高志（どちらも「こし」と読む）と呼ばれていた。

北陸地方で生まれたコメの品種である

「こしひかり」の「こし」もこれである。

それにちなんで名付けたものだ。

？中京 日本宮 東斎親王

この地方は、太陽を象徴する天照大神を奉る

伊勢神宮がある場所だ。

そういう意味で地域としての日本の名に相應しい。

この伊勢神宮には、斎王さいおう・いつぎのみこという

女性しかねない王位（巫女）の伝統がある。

この伝統は、京都の賀茂神社にもあるが、

これに倣って王号をつけた。

？近畿 大和宮 西斎親王

大和宮については説明の必要はない。

西斎親王という名も、東斎親王と同じである。

このため、東斎親王と西斎親王については、

逆に女系の女性に王位継承を限定するものとする。

？中国 陰陽宮 国守親王

陰陽は、山陰地方と山陽地方の総称である。

また、中国地方にある出雲大社は、

国津神くにづかみの最高神である

大国主神が祭られた神社であり、

国守親王は、これにちなんだ名前である。

守は、神という字に遠慮してつけたものだ。

？四国 南海宮 二名親王

四国は南海道に属する島である。

これを「にのしま」と読ませたのは、

四国が日本の神話では二番目に出来た島だからだ。

二名は、四国の別称である。

？九州 鎮西宮 日向親王

鎮西は九州の別称。

「かみふり」は九州が、天皇家の祖である

天孫の瓊瓊杵尊にぎのきみが降臨した神話にちなんだもの。

日向は、初代神武天皇の東征の出発地にちなんだものである。

？沖縄 沖縄宮 琉球親王

これらは、かつて沖縄にあった

琉球王国にちなんだものだ。

沖縄を「ウチナー」と発音する事は、

沖縄好きな人なら周知だろう。

以上。

男尊女卑？ いえいえ日本は女尊男卑の国です

俺の子分である松浦高志を覚えているだろうか？
今、奴は、俺の秘書をやっている。

あんまり役に立ってないけど、

俺の気持ちを一番理解しているパートナーだ。

俺は、自分の内閣で奴を官房長官にしようと思ってた。
けど、出来なかった。

言ったらなんだが、奴は馬鹿だ。

頭はかなり悪い。

官房長官は、首相の女房役と言われるが、
昔で言えば軍師のような存在だ。

松浦は、一番信頼できる奴だが、

軍師どころか、水戸黄門で言えば、
うっかり八兵衛のような存在だ。

軍師なんて、冗談でもそんな柄じゃない。

そんな松浦が最近、

俺が皇室改革に動いていることを知って、
女帝に関して自分の意見を言ってきた。

松浦「男女平等の時代だから、女帝もいいんじゃないすか？」

俺は聞き返した。

「じゃあ、女系の天皇も容認するという事か？」

しかし、松浦は、

男系と女系の違いが解っていなかった。

やはりアホだ。

まあ、想定内ではあったけど：

とりあえず、男系と女系の違いや
女帝容認に関する俺の考えを語る前に、
この辺の認識を正しておこう。

まず、男女平等と男女同権の区別も出来ない
アホな人種がたくさんいるが、
それはあまりにも低レベルだ。
その時点で議論に参加する資格すらない。

そして、日本が男尊女卑の国だと
勘違いしている馬鹿がたくさんいる。
日本は、むしろ女尊男卑の国だというのに、
そういう勘違いが出来るのも、
^{えせ}似非フェミニストの影響だろう。

日本は、女尊男卑の国である。
例えば、日本の国が女性である。
理由は簡単だ。

自分の国の事を日本人は「母国」という。
父国とは言わない。

母ならば、性別は女だ。

町も同じだ。町同士が協定を結ぶと、
それは「姉妹都市」と呼ばれる。

兄弟都市とは呼ばれない。

家もそうだ。「母屋」^{おもや}という言葉はあっても、
父屋という言葉は存在しない。

学校もそうだ。「母校」と言うが父校とは言わない。

船もそうだ。「母船」や「母艦」と言っても、その反対はない。

軍艦では、外国では、その国の歴史上の人物を軍艦の名前にしたりするが、

日本では、少なくとも軍艦には、人物の名前はつけない。

船は女性という認識があるからだ。

日本は、何もかもが女性なのだ。

これでどこが男尊女卑だというのだろうか。

たぶん、話は最初に戻るが、

男女平等と男女同権の区別が出来ない人らが、女性の権利と文化的な男女の性差も区別できずに、騒いで、そんな誤った認識が広がったのだろう。

日本は文化的には、女尊男卑の国だ。

これらの事実が、それを証明している。

確かに権利の面では、

女性是不遇の扱いを受け、

その風潮は現在においても存在する。

だからこそ、男女同権の改革は、

俺も必要だと考えている。

だが、それは男女平等とは別である。

まず、男女平等なんてありえない。

生物として、文化としての性差は、存在して当然だからだ。

男と女、生物的に言えば、

オスとメスは全く違うものだ。

そして、そうした生活部面の違いから派生したのが

文化と言うものである。

当然、文化的にも男女の差は出てくる。

単純に、男と女が同じ衣服を着れるのか？

単純に、男と女が風呂やトイレを同じに使えるのか？

食べ物の趣向にだって差がある。

男女ならば当たり前だ。

男女平等と男女同権は別物である。

これから女帝容認に関して、

俺の意見を言っていこうと思うが、

これらの基本的な事を理解した上で、

聞いてもらいたいと思う。

アマテラスが女神だから女系という馬鹿に告ぐ

婿ではないその家の男に子供が出来れば、それは男系の子となる。

それは男子であつても、女子であつても変わらない。その者から、父親の系譜だけをたどっていけば、

初代に行きつく場合、その者は男系である。

途中で母親の系譜をたどらなければ、

初代に行きつかない場合は、その者は女系である。

これが男系と女系の違いである。

では、日本の天皇家は、

なぜ男系にこだわる必要があるのか。

理由は簡単である。

易姓革命の否定である。

これだけで説明が出来る。

なぜ易姓革命を否定する必要があるのか？

そんな疑問を持つ人間は、

要するに、なぜ日本が、

現存する世界最古の国家という秩序を形成できたのか、その理由を理解出来ていないということだ。

まず、中国の皇帝から独立するために、

天皇という地位が誕生した事は、

先に説明したとおりである。

地位的に言えば、皇帝と天皇は対等であり、

日本は、自らの元首を天皇とすることで、
華夷秩序からの独立を果たした。

では、皇帝と天皇の違いは何か？

易姓革命を肯定したのが皇帝、

易姓革命を否定したのが天皇である。

では、易姓革命とは何か？

元首の姓（血統）が変わる事である。

例えば、日本で言えば、

幕府の血統が足利氏（室町幕府）から

徳川氏（江戸幕府）に変わる。

これが易姓革命だ。

要するに、どんな血統の者でも、

皇帝になる事が出来る。

これが易姓革命の肯定である。

しかし、日本の天皇は、

天皇家の血統に皇位継承を限定した。

これが易姓革命の否定である。

では、易姓革命を肯定した中国はどうなったか。

野望を持つ者が次々と皇帝の地位を狙い、

国が乱れ、中国では何度も国が亡び、

中国人は、時に自らの国を失う事もあったのである。

他方、易姓革命を否定した日本はどうだったか。

誰も天皇にはなれないため、

国を象徴する元首の体制は維持され、

国という最低限の秩序は維持される事になり、

いかなる権力闘争をしても、

日本人は、日本人の国を失う事は無かったのである。

国という秩序を権力闘争から切り離すため、
易姓革命を日本は否定したのである。

これらの事は、先にも説明したから、
すでに理解してくれている事と思う。

元首という地位を政争の具にしない。

権力闘争で国を滅ぼし、

自分たちの国を失うような愚かな事はしない。

そのために易姓革命の否定は必要なのだ。

つまり、これが万世一系という概念の必然性である。

誰もなれない事にすれば、争いは起きない。

これが男系継承にこだわる理由である。

中には、歴史的に見て、

天皇家が男系継承をしていない可能性を指摘して、

だから女系を肯定すべきという人がいる。

歴史的に言えば、

本来に天皇家が常に男系継承を実現できていたのか。

疑問に残るところは確かにある。

だが、体裁としての男系継承は維持されている。

理由は、ここで説明したとおりだ。

逆に、染色体という話を持ち出して、

だから男系継承が必要だと主張する人もいる。

だが、それも違う。

：というか、意味のない男系の肯定論である。秩序を維持するために男系継承は必要なのだ。

万世一系で継承されるのは権力ではない。秩序なのだ。

たからこそ皇位は重要であり、男系継承が重要なのである。

俺は、こうした理由から、

男系継承を維持するべきと考えている。

但し、それは女帝の否定ではない。

俺は、女帝は容認されて良いと考えている。

さて、その俺の女帝容認論を説明する前に、ひとつ触れておきたい事がある。

女系継承を肯定する人の中で、
こうそしん皇祖神（天皇家の最高の氏神）である
あまてらすおおみかみ天照大神が女神である事を理由にし、
女系継承を肯定する奴がいる。

ちなみに天照大神が

女神かどうかについての議論もある。

男神という説を唱える人もいる。

だが、この事については、

ここでは置いておく事にしよう。

アマテラスが男か女か、

それは、歴史学界に議論を任せるとして、
ここでの議論ではあまり関係ない。

それ以前の問題だからだ。

神話の世界の話を出して、

現実世界の物事を肯定するなんて愚かだ。

：という反論もしないでおこう。

アマテラスは基本的に神話の中の存在であり、

現実には存在しない神的なものであるが、

神話は概念であり、

女系の概念が肯定されるか否かの話をしているわけだから、

例え、神話の話を持ち出しても、

概念的な反証材料としてはアリなので、

神話だから却下と言う反論こそナンセンスだ。

それでは、天照大神が女神だから、

女系を肯定する人に質問である。

「アマテラスの夫は誰ですか？」

たぶん、アマテラスを材料に女系を肯定するような

低次元な人のほとんどの人は、

こうした基礎知識すらないと思う。

では答えを言おう。

「いない」である。

学説として、弟とされるスサノオが夫であったとするなど、

アマテラスの夫については諸説あるが、

基本的に、アマテラスには夫はいない。

これが神話の上での体裁である。

アマテラスとはそういう存在なのだ。

つまり、概念的な議論においても、

アマテラスが女神である事が、

女系の肯定にはつながらないのである。

それでは、俺の女帝容認論に触れていく事にしよう。

俺の女帝論 ～皇室典範改正案～

過去に日本にも女帝がいた事は周知と思う。
解らない人もいるかも知れないので、
列举すると次のようになる。

第33代・推古天皇	592～628年	在位36年
第35代・皇極天皇	642～645年	在位4年
第37代・齐明天皇	655～671年	在位7年（皇極天皇の重 ^{ちよ} 祚 ^{うそ} ）
第41代・持統天皇	686～697年	在位13年
第43代・元明天皇	707～715年	在位8年
第44代・元正天皇	715～724年	在位9年
第46代・孝謙天皇	749～758年	在位9年
第48代・称徳天皇	764～770年	在位6年（孝謙天皇の重祚）
第109代・明正天皇	1629～1643年	在位14年
第117代・後桜町天皇	1762～1770年	在位8年

以上の8名10代の女帝がいた。

重祚とは、一度天皇を退位した後、
再び天皇として即位する事である。

女性天皇特有の制度で、
これを行ったのは女性天皇の2人だけである。

さて、見ての通り、女帝の在位期間は、
最初の推古天皇を除いてはかなり短い。

それは、女帝というのは、
適当な男子が生まれるまでの

つなぎの天皇とされていたからだ。

しかし、家は男子が継ぐという伝統は、

天皇家に限らず、どこに家にでもある事だ。

そのため女帝は、なかつすめらみこと中天皇とも呼ばれていた。

重祚が女帝に限られたのも、このためだ。

そして、女帝の全てが男系の女子皇族である。

つまり、父親が皇統皇族であるという事だ。

女系の女性天皇は1人もいない。

さらに、これらの女性天皇は、

全て皇統皇族の男子を夫としているか、

もしくは独身者である。

そのため、普通、天皇の妻を皇后と呼ぶのに対して、

女性天皇の夫の皇后的な称号は存在しない。

これが日本の女帝である。

俺は、男系継承を維持する関係から、

女帝については、この限りで認めるのが最も良いと思う。

それは、どこの家でも同じ事だ。

これを無理に変えていく必要はない。

皇位が権力の継承であれば、

男女同権の観点からの議論も必要だろうが、

天皇家に限らず、どの家でも同じ、

日本の家族に対する概念に基づいて、

皇位は継承されていけばよいと思う。

ただ、全く同じでもない。

まず、いくらつなぎの天皇と言っても、

一度、女性天皇が即位した時は、

適当な成年男子が現れたら譲位するのではなく、

基本的に男性天皇と同様に、

皇位を全うするものとする。

これは、譲位を巡っての

いらぬ政争を避けるためである。

また、適当な男子が生まれるまでに限られるとはいえ、

女子皇族にも皇位継承を認めるならば、

宮家については、男性皇族だけでなく、

女性皇族にも、その創設を認めるべきと考える。

これは、文王制にもつながってくる事だが、

現在、女性皇族が結婚したら、

皇族としての身分は失う事になるが、

結婚しても皇族として残れるようにし、

その女子皇一代に限り、

宮家を創設出来るようにすれば良いと考えている。

その宮家は、文王制で説明したように、

全国各地に配置すればいい。

そして、その夫までを皇族とし、

その子については、成年するまでを皇族、

成年後に臣籍降下するという事にする。

また、その子の称号については、

男子であれば「王子」

女子であれば「王女」とする。

これに基づいて、皇室典範を改正する。

現在の皇室典範「第一章 皇位継承」には次のように記されている。

皇室典範

第一章 皇位継承

第1条

皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条

？皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

1. 皇長子
 2. 皇長孫
 3. その他の皇長子の子孫
 4. 皇次子及びその子孫
 5. その他の皇子孫
 6. 皇兄弟及びその子孫
 7. 皇伯叔父及びその子孫
- ？前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。
- ？前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第3条

皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇

位継承の順序を変えることができる。

第4条

天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

そして、まず第1条を次のように改める。

改正第1条

皇位は、皇統に属する男系の男子を優先として、これを継承する。
但し、適当な成年男子がない時は、皇統に属する男系の女子により
継承される。

これに付随して、他の条項も改める。

皇室典範の第二章では、

皇族の範囲について定められているが、
これについても、女性皇族が結婚しても、
宮家創設して皇族として残れるよう、

また、その子を成年するまでは、

王子、王女として皇族として認めるよう、

第二章も改正する。

そして最後に憲法改正だ。

天皇に関する憲法改正案

俺が総理大臣になって一か月。

別にこればかりやっていたわけではないが、

俺が天皇制に関する改革に触れた途端、

一気にマスコミや政界が大騒ぎになった。

財政改革とか政治改革と言うと、

税金を安くするとか消費税導入とか、

あるいは政治主導なんて、

決まり文句程度の語句が並ぶだけで、

国会もマスコミも適当な議論で終わるくせに、

天皇や軍事の事に触れると、政界やマスコミ、

国民までが大騒ぎするのはなぜだろうか。

どうやら、天皇、軍事、憲法改正は、

タブーも絡んだ日本の三大爆弾らしい。

他の事も、これくらいに関心を持ってくれるといいんだけど…

そして、この三つの事で、肯定する発言をすると、

日本では、すぐに右翼に認定される傾向がある。

本当に馬鹿らしい話だ。

俺は、左右の両翼がある自由な鳥だ！！！！

…とか、適当な事叫んでいいっすか？

ちなみに、否定したら左翼になるらしい。

本当に、相手にするのも馬鹿らしい話だ。

それでも俺は、そんな馬鹿でも、相手にしなければならぬ。

総理大臣には「説明責任」というのがあるからな。論破されても、それを認めないで

食いついてくる奴はメンドクサイけど、

これも日本のためだ。

ニート内閣の俺が、日本を救ってやる！！

俺は、天皇制に関する

皇室典範改正案を国会に提出した。

憲法改正も必要だが、

憲法改正は、全ての草案が出来上がってから提出する予定だ。

それくらいにメンドクサイ。

ただ、女帝容認などの皇室典範改正は、憲法改正をしなくても実現可能なので、

こちらは早めに提出した。

もちろん、閣法だ。

閣法とは、内閣として提出した法律案だ。

ちなみに法律案の国会への提出権限は、

内閣と国会議員にある。

内閣の場合は、閣議決定された法律案が提出される。

天皇制に関する改正案には、

反対を口にする閣僚もいたが、

閣議決定は意外とすんなり言った。

女神が微笑んでたから、その力だろう。

法律案の提出に関しては、

議員立法という方法もあるが、この議員立法も問題が多い。

まず、議員個人に

法案提出権が認められていないのが問題だ。

複数の議員の同意が無ければ、

日本の場合、法律案を提出する事が出来ない。

(衆議院20名、参議院10名)

これも法律案の提出権限について、

日本国憲法に定めがないため、

この点も日本国憲法の欠陥のひとつだが、

俺は、もっと国会議員個人の権限は高めるべきと考えているから、これは必ず俺は改正してやろうと思っている。

さて、最後に、俺が考えた天皇に関する

憲法改正案について、国会に提出する前に、

国民の皆様には披露しておこう。

補足的な説明も加えておく。

これで天皇論は終わりである。

天皇に関する憲法改正案

(条項数は説明便宜上のもの)

第1条 天皇

？我が国は、はつくにしらすめらみこと始馭天下之天皇たる神武天皇により建国されて以来、滅びる事なく現在に至り存立する国であり、その証こそ、神武天皇

より絶える事なく続く皇統、及び、その皇統により絶える事なく継承されてきた我が国の元首たる皇位なのであり、同時に、この皇統並びに皇位は、我が国が如何なる大災害に見舞われようと、如何なる大改革に迫られようと、我が国の大御宝（日本国民の美称）たる歴代の日本国民が、大災難の度に国を守り抜き、国家のために必要な改革を国を滅ぼさずに理知的に成し遂げてきた証なのであって、その祖先の不断の尽力があったからこそ、現在の我々があるのであり、その子孫であり、この国の継承者である我々には、この国を守り、発展させ、さらなる子孫たちへと託す、遙か昔に至るまでの祖先、及び、定める事のできない未来に至るまでの全ての子孫に対する責務があり、その責務を果たす者の証として、現在の日本国民たる我々は、この憲法において、天皇を日本の元首として定める。

？皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統皇族の世襲によって、これを継承する。

？踐祚（せんそ皇位に就く事）並びに即位（広義的に皇位に就く事。狭義的には皇位についた事を広く宣布する事）、及び、退位並びに讓位、及び、重祚、及び、立太子（りつたいし皇太子を立てる事）並びに廢太子（はいたいし皇太子を廢する事）その他の皇位継承に関する行為は、皇室典範の定めるところにより、これを行う。

第2条 天皇の無権能

天皇並びに皇族は、内覧（※1）たる太閤（※2）の助言並びに承認に従い、この憲法並びに皇室典範の定めるところによる国事行為その他の公務のみを行い、国政に関する権能はこれを有さない。又、国事行為に関する一切の責任は、内覧たる太閤が負う。

※1 摂政、関白に並ぶ官職。

※2 直接公選された総理大臣の新しい名称。あとで詳述。

第3条 皇室財産

天皇並びに皇族その他の皇室財産について、この管理権は国が有し、太閤が責任を以て行使する。又、太閤は、皇室関連予算の作成、及び、皇室財産の扱いに関する審査並びに承認を行い、皇室財産並びに関連予算に関する立法、及び、年度毎の皇室関連予算の執行については、主理院（※3）の承認を必要とする。

※3 俺の内閣の参議院の改革後の名称。あとで詳述。

第4条 摂政

摂政の任命、及び、天皇の国事行為の委任、及び、称制（※4）の実施その他の国事に空白を置かないために必要な事柄については、皇室典範の定めるところにより、これを行う。

※4 皇位が空位の時に代理の皇族が国事行為を行う事。

第5条 文王

？我が国の元首制は、如何なる権力でもなく、日本の個性にして、日本の国家国民の精神を具現化した日本文化の象徴たる天皇を元首とする文化元首制であり、文化元首制は、如何なる権力でもなく、その国家国民の精神によって国を統べ、律するための制度なのであって、この精神による国家自律を盤石とする事を目的として、一様ではない我が国の多様な文化を象徴する元首として、皇室典範の定めるところにより、各々の地域に文王を立てる。

？文王位は、皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

以上。

第二章 天皇論 終

総理大臣の任期は無期限!?

日本の内閣総理大臣は、

1年や1年未満でコロコロ変わる事が多く、
世界での印象はかなり薄い。

俺の前の内閣は半年で終わった。

日本の首相は、弱過ぎる…

そうなってしまう理由はいろいろとあるが、

俺の内閣は、任期満了までしつかりやる予定だ。

んで、1期だけで伝説を残して去る…

今のところ、そんな妄想をして、
職務に励んでいる。

ところで… そうですねばお前らは、

総理大臣の任期が何年か知ってるか？

まさか知らないとか？

ありえんてい…

実はない。

まあ、これは議院内閣制の特徴だが、

日本の総理大臣には任期がない。

任期がない 日本
の首相は、
人気もない…

思わず一句読んでしまったが、

憲法にすら定められていない。

では、首相の地位に永遠にいられるのかと言えば、
もちろんそうではない。

総理大臣の一期の任期は、
最大で4年である。

それは、憲法に次のように定められているからだ。

日本国憲法 第70条

内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は総辞職しなければならない。

俺が総理大臣になった時の事を覚えてるか？

衆議院の解散があつて、総選挙やつて、

内閣が総辞職して、俺が総理大臣になった。

内閣は、この定めのために、

否応なく、衆議院選挙の後は

総辞職させられるのである。

それで衆議院の任期は最大で4年。

だから、総理大臣の任期も最大で4年なのだ。

ただ、再選を禁止する条項はない。

だから、選ばれ続ければ、

無期限に首相をやってもいられる。

しかし、世界では、

大統領や首相の多選を禁止している場合がある。

例えばアメリカの場合、

3回以上の大統領の多選を禁止している。

アメリカ合衆国憲法

第22修正 第1節（1951年成立）

何人も二回を超えて大統領の職に選出される事は出来ない。（以下省略）

つまり、アメリカの大統領は、

2回までしか大統領にはなれないのだ。

しかも、アメリカらしいと言えはらしいが、

大統領の任期に関して、

憲法でここまで定めている。

アメリカ合衆国憲法

第20修正 第1節（1933年成立）

大統領及び副大統領の任期は、本条の承認が無ければ任期が終了すべき年の一月二十日正午に終了し…（以下省略）

任期終了の時間まで指定しているのだ。

契約社会のアメリカらしい憲法だ。

ただ、これを聞いて、

もし大統領が任期途中で辞めたり、

死んだりしていなくなったらどうなるのか？

…と、当然の疑問を持つ人もいただろう。

その場合は、副大統領が、

任期満了まで大統領を務めるなど、

大統領代行のシステムは出来ている。

日本の総理大臣のシステムも、

時間まで指定しろとは言わないが、

このくらいしつかり定めた方が良いでしょう。

ちなみに余談だが、

戦後、一度も参議院議員の総理大臣が

1人も誕生していない事は知っているだろうか？

全て衆議院議員から、

総理大臣は選出されている。

別に、憲法をはじめとして、

参議院議員は総理大臣になれないという

法律的な制限があるわけではない。

しかし、参議院は、

良識の府を自認しているので、

国政を監視する立場として、

総理大臣は輩出しないという事になっているようだ。

なお、参議院については、

無用論を唱えている人もいるが、

これも、政治のシステムに関する無知がなせる技なので、

あとで機会を設けて参議院についても

触れていく事にしたいと思っている。

話を戻そう。

俺は、序章でも語ったと思うが、

議院内閣制は廃止して、

総理大臣は、国民の直接選挙で

選ばれるようにするべきだと考えている。

そして俺はここで、
首相を直接公選する制度として、
太閤制を導入するべき提案したいと思う。

現在も残る太閤の制度

次は、首相公選制の導入だ。
俺は、議院内閣制の首相としては、
最後の総理大臣になろうと思っている。
最初の首相公選制の首相は：
どうか解らない。

ただ、現行制度のまま、
つまり議院内閣制の体制のまま
首相公選制を導入しても意味がない。
周辺制度の改革も、
並行して実施する必要がある。
俺は、議院内閣制だけでなく、
内閣が主体の行政体制も改めようと考えている。
作業はかなり大がかりだ。

それに首相を直接公選するならば、
総理大臣に代わる新しい称号を与えるべきだ。
議会で選ばれていた首相の称号である
総理大臣とは一線を画して、
国民が選んだ首相としての新しい称号が、
俺は必要だと考えている。
そこで俺は考えた。

新しい首相の称号として相応しいものを。

それが「太閤^{たいこう}」である。

多くの日本人は、太閤というと
豊臣秀吉の事を思い出す。

そして、豊臣秀吉が関白を辞して太閤を名乗ったために、
関白をやめた人が名乗る称号が
太閤であるとの認識が定着している。

そして歴史的な称号・制度であり、
過去のものと思っている人も多いだろう。

しかし太閤は、現代の日本においても、
残っている制度である事は知っているだろうか？

太閤と言うのは、本来、

摂政又は太政大臣だじやうだいじんの敬称であり、

この内、摂政の制度は、

現行憲法にも明示されて残っている。

日本国憲法 第5条

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の
名でその国事に関する行為を行ふ。（以下省略）

皇室典範 第16条

？天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

？天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に
関する行為を自らすることができないときは、皇室会議の議により、
摂政を置く。

摂政の制度は、現行でも残っており、
太閤は、摂政の敬称なのだから、

つまりは、太閤の制度が
現在も残っているというわけである。

さて、少し余談になるが、

摂政になれるのは皇族だけだが、

皇位のように

皇統皇族に限定されるわけではないという
意外な事実を皆さんはご存じだろうか？

皇室典範 第17条

摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

1. 皇太子又は皇太孫
2. 親王及び王
3. 皇后
4. 皇太后
5. 太皇太后
6. 内親王及び女王

ちなみに、皇太后とは、

一代前の天皇の皇后だった人の事で、
たいこうたいごう
太皇太后とは、

二代前より以前の天皇の皇后の称号である。

皇位継承とは異なり、

摂政は、皇統皇族とは限られない

皇后や皇太后、太皇太后や、

内親王や女王などの女性皇族にまで、
その就任の権利があるわけである。

だったら：

話しは少し戻ってしまうが、

天皇の代理である摂政に女性皇族がなれるなら、

天皇に女性皇族が即位しても、

やはり問題はないのではないだろうか。

話を戻そう。

歴史、伝統、威厳などの諸々を考慮して、

その意義を変化させて、

国民に直接公選された首相の新しい称号として、

太閤は、最も相応しいと考えるのだ。

ゼロから新しいものを作っても良かったが、

軽薄なものになるよりこれが良い。

それでは、具体的な太閤制の説明を進める事にしよう。

首相はトップダウン型が良い

独裁と聞くと、

どうにも悪いイメージしかない。

しかし、独裁の本来の意味は、

単独裁決の略語であり、

合議との対義語でしかない。

日本人は、独裁と聞くと、

先入観的に悪いものと思いがちだが、

強いリーダーシップという表現だと、

それを望むというのだから不思議だ。

独裁も強いリーダーシップも同じなのだが…

もちろん、ニュアンス的には違うのは解っているけど…

ただ、独裁者と言っても、

歴史的に評価される人たちもいる。

戦国時代の織田信長や豊臣秀吉などは、

まさにそれである。

むしろ、歴史的に評価されるリーダーは、

独裁者である事が多い。

徳川幕府の歴代将軍で言えば、

初代家康、三代家光、八代吉宗あたりが

評価される筆頭となるが、

老中の合議で施政が決定される幕府にあって、

トップダウンでリーダーシップを発揮した将軍が、

歴史的には評価されている。

自分の理念と責任を以て挑んだからだろうが、

日本人は、独裁という言葉を忌み嫌う割に、

そうした独裁的な政治で活躍した人物を評価するのだから、日本人は解らないものだ。

日本人は「和」という言葉に象徴されるように、基本的に話し合いを好む民族ではあるが、いざと言う時は、強いリーダーにグイグイ引っ張ってもらっていった方が、性に合っているのかも知れない。

さて、先にも話した通り、俺は行政権は、内閣に属させるのではなく、首相に一括して、トップダウン型の政治体制を構築するのが良いと考えている。その方が、首相も強いリーダーシップを発揮出来るし、行政の責任も明確になる。閣僚で構成する内閣は残す一方で、首相の諮問機関（意見^{しもん}を聞く機関）とし、その機能を残していく。現行憲法では、行政権は内閣に属するとあるが、新憲法では：

行政権は太閤に属する。

…としようと考えている。

これまで内閣が負っていたものを全て太閤に一括する。外交権や財政に関する権限なども、

明確に憲法に記しておいた方が良いでしょう。

任期は4年くらいが良い。

多選については、原則的に、

国民が選び続ける限りは同じ人で良いと思うので、
禁止はしないが、

ただ、権力の停滞を避けるために、

同じ人物が3期連続では太閤にならないように、
憲法で制限しておこうと考えている。

また、太閤を選挙する際は、

アメリカの大統領が、大統領だけでなく、
副大統領も一緒に選挙で選ばれるように、
副太閤としての内大臣も共に立候補し、
選ばれるようにする。

仮に、太閤に病気や事故などがあって、

長期間政務が執れなくなったり、

辞めざるを得ない状況になって、

行政の空白が出来た時は、

副太閤である内大臣が、

太閤が復帰、あるいは

次の太閤が決まるまでの期間、

政務を執るものとする。

ちなみに内大臣とは、元々も行政を司った

左大臣や右大臣を補佐する立場であり、

戦前は天皇の補佐役としての一面があったが、
副太閤の名称としては相応しいものと思う。

大化の改新の時に生まれた官職で、

その初代を藤原鎌足とする

歴史と伝統のある名誉ある役職である。

そして、行政の責任を明確化するという意味で、

俺は、行政改革の一環として、

新しく官位制度を導入する事を提案したいと思う。

政治の責任を明確化させる官位制度

時代劇で名奉行として有名な人物と言えば、大岡越前と遠山の金さん。

俺は、どちらかと言えば、

作品に、よりリアリティがある

大岡越前の方が好きで、

桜吹雪を豪快に見せる金さんの方は、

派手すぎた印象があったが、

そういう方が好きだという人もいただろう。

では、現実世界では、

大岡越前と遠山の金さんでは、

どちらの方が偉かったのだろうか。

「同じ町奉行だったのだから、同じではないか？」

そういう答えが帰ってきてそうだが、

実は、同じである。

ただ、同じ町奉行だからという理由ではない。

官位が、どちらも従五位下じゅうごいげと同じだからである。

日本の官位制度は、聖徳太子の時代の

官位十二階に始まる。

官職の上下関係をはっきりと定め、

その権威と権力を明確化させた事に関しては、

優れた制度である。

日本の場合、一位を最高として、

さらに各官位を正と従、上と下に分けて、

権力と権威の上下を細分化している。

その官位において、両奉行は同じだった。ただ、その死後に大岡越前の方は、従四位という官位を贈られているので、そういう意味では、大岡越前の方が上だったと言える。

ちなみに、遠山の金さんと言えば、時代劇では北町奉行として有名だが、実は、南町奉行も務めている、

1840年3月11日から1843年2月24日までが北町、1845年3月15日から1852年3月24日までが南町だ。実は、南町奉行であった時代の方が長い。

それが北町奉行として有名なのは、同じ名奉行の時代劇として有名な大岡越前が南町奉行であったため、対比して北町奉行として有名になったものである。

また、時代劇と言えば、

天下の副将軍として水戸黄門が有名だが、この水戸黄門の生前の官位は従三位じゅさんみであった。

官位において、三位以上は殿上人てんじょうびとと呼ばれ、

天皇の御所への昇殿と天皇との謁見が許された。

単純に昇殿だけならば六位以上、

天皇との謁見だけならば四位以上でも許され、そうした人たちも殿上人と呼ばれていたが、

殿上人は、その発音から、

天上人にも通ずるものであり、

実質的な殿上人は三位以上からであった。

その水戸黄門こと徳川光圀とくがわ みつくには、

死後に最高の官位である正一位まで贈られている。つまり、最高位の官位をもらっているわけだから、水戸黄門は、官位だけで言えば、天皇を除く全ての日本人の中で、最高位にあるということになる。

なお、徳川光圀の官職は権中納言ごんのちゅうなごんだが、この「権」というのは、名誉職という意味であり、中納言に相当する官職という意味で、正式な中納言ではない。

現在、この官位制度は、栄典制度に変わって、現在の日本にも残っている。

けれども俺は、権力の上下をはっきりさせる事で、行政の責任を明確化させるための制度として、改めてこれを導入したいと考えている。

難しい肩書を聞かされても、

その閣僚や官僚がどれだけ偉いのか、

どれだけの責任を負っているのか解らないが、

そこに順位がついていれば、

より順位が高い者が、一番権力があって、

何かあった時に一番責任を負うべき人だという事が、

一目瞭然で解るようになる。

この官位は、政権が変わる度に太閤が決めて、天皇が任命するようにする。

権限の行使は、官位の上の者の決定がより優先され、その代わり、その責任を最も負うものとする。

正一位を太閤、従一位を内大臣とし、それ以外の閣僚については、二位から三位の官位で叙任^{じょにん}する。官僚は、最高のものであっても四位とする。そして、官僚も官位によって格付けされる。

似たような制度が、アメリカにはある。

アメリカでは、副大統領以下の閣僚が格付けされている。

これは、権力の格付けと言うよりは、

大統領が職務を全うできない時、

誰が大統領に代わって大統領権限を行使するのか、

その順位を定めたものである。

それは、大統領継承法という法律によって定められており、

アメリカ合衆国憲法で言えば、

次の条文を根拠にして定められている。

アメリカ合衆国憲法

第20修正 第3節（一部抜粋）

大統領に当選した者及び副大統領に当選した者がいずれもその資格を備えるに至らない場合に、何人が大統領の職務を行うか、またいかなる方法でその職務を行う者を選定するかを法律によって定める事が出来る。

この継承順位が定められており、これが閣僚の順位となっている。
ちなみに、アメリカの国務長官が、
アメリカの首相に当たる役職として説明される事があるが、

これは、国務長官が、大統領と副大統領を除く閣僚の中で、最も閣僚の順位が高いからである。

国務長官は、日本の役職で言えば、外務大臣に当たるもので、

決して首相に該当するものではなく、

国務長官をアメリカの首相と認識するのは間違いである。

ただ、閣僚順位で最も高いだけに、

政治的に注目される存在である事は事実である。

俺が導入を目指す官位制度も、

これに倣って、太閣権限の継承順位も兼ねておく。

公文書を勝手に破棄するなボケ!!!

俺は、総理大臣になって、

今まで気になっていた事の全てを検証するために、あらゆる公文書を各省庁に求めてきた。

日本は、情報公開に関しては、

確かに後進国だ。

公開のスピードが遅ければ、

公開される情報も少ない。

けれども、総理大臣になった今なら、

国家機密とされる事柄でも知る事が出来るはず。

あの政治事件の真相はどうだったか。

あの外交交渉の真相はどうだったのか。

俺の知的好奇心がくすぐられてたまらない。

けれども、俺の認識は甘かった。

俺が知りたい事が書かれていた公文書は、

次々と破棄されていたのだ。

日本では「公文書等の管理に関する法律」で、

それぞれの行政機関の長が、

その機関の公文書の管理期間を定めて、

その期間が過ぎたら、

公文書を破棄しても良い事が定められている。

公文書等の管理に関する法律

第5条 整理

？行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書につい

て分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

第8条 移管又は廃棄

？行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、（中略）、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

破棄しても良いというか、

破棄しろと命令する法律になっている。

行政機関に限らず、どこの会社や団体でも、確かに記録文書などは、

一年もすれば本当に山積みになる。

これを永遠に管理していく事は難しいし、不可能だという事は理解できる。

だけど、この法律は、

副作用的に、知られたくない都合の悪い事を社会から抹消する手段として、

利用されてしまう恐れがある事も事実である。

臭いものにフタ法とも言える法律だ。

実際、俺が調べようとしたことは、

社会的に公開されれば、

歴代の総理大臣や国務大臣の何人かは、

社会的な追及を免れず、あるいは、

刑事事件として逮捕される事もあるかも知れない、

そんな事ばかりだ。

けれども公文書は、原則的には

永久保存されるべきである。

公文書と言ってもピンからキリまでであるが、少なくとも内閣の決定事項や

外交交渉に関する公文書等、

国家的に重要な内容の公文書であれば尚更だ。

そこで俺は、次の指針を基にした

公文書保存に関する法律の改定を

豊城内閣として行おうと考えている。

？国の公文書は原則的に恒久的に保存する

特に重要な内容の公文書は、

保存期間など定めず、半永久的に保存して、

絶対に破棄してはならない。

但し、記録媒体については、

文書という形にはこだわらない。

重要なのは、その内容だ。

ここだという文書とは、文書そのものではなく、

その内容を差す。

電磁的記録（電子式、磁気式などによる記録）で保存すれば、膨大な量の文書を管理できるはずである。

？国の公文書を破棄する場合は、全て太閣の許可を必要とする。

太閣の許可が無ければ破棄出来ないものとする。

保存に限界があり、あるいは、

比較的重要性が低い文書で、やむを得ず破棄する場合は、

太閤の許可を必要とする。

ただ、太閤1人で全てを処理するのは難しいので、

太閤の責任で発した命令により、

公文書破棄の許可権限を

国務大臣などに委任できるようにする。

？公文書を破棄する時は、その前に、一定期間、その文書の内容を
全て公開しなければならぬものとする。

国家機密に該当するような文書は、

当然、重要な公文書に該当するものなので、

それを破棄する事は許されない。

外交上の信義上、公開出来ない文書についても同じだ。

それは重要な公文書である。

破棄出来るのは、そうした内容に当たらない文書だ。

しかも、破棄する際は、

それを公開しなければならないものとする。

これは、臭いものにフタという事を許さないためだ。

但し、個人のプライバシーに関わる部分については、

その部分に限定して公開しなくて良いものとする。

しかし、個人のプライバシーであっても、

公人の公的な活動に関する事柄、

例えば、大臣や国会議員などの金銭の授受などについては、

大臣や国会議員に金銭を譲渡した団体や個人の名称も含めて、

公の事として、これを公開しなければならないものとする。

公に公開出来ないような文書は、

重要な文書であるから、破棄は認めない。

？破棄する公文書のうち、プライバシーに関する内容がある文書については、そのプライバシーを持つ個人に対して、そのプライバシーを伏せない公文書のコピーを渡さなければならない。

先の続きだが、公文書に

個人のプライバシーが書かれている場合、

公に公開する時にはその部分は伏せられるが、

そのプライバシーを持つ本人に対して、

プライバシーの部分を伏せない

その文書のコピーを渡さなければならないものとする。

それを公開するかどうかは、

その個人の自由となるわけだ。

何度も言うが、公開出来ないような文書は

破棄してはならないものとする。

プライバシーが複数に及ぶ場合は、

プライバシーを持つ本人以外の

プライバシーに関する情報は伏せて、

その複数の個人全てに文書が渡されるものとする。

俺は、これらの指針に沿って、

公文書の管理の体制を改めようと考えている。

1府12省庁体制から1府10省庁体制へ

現在、日本の国の行政機関は、1府12省庁で構成される。

この内の庁は1庁しかないが、この庁とは、国家公安委員会、つまり警察機関の事である。

この体制は1998年6月12日、

第二次橋本龍太郎内閣の時に公布された

中央省庁改革基本法に基づいて、

2001年1月6日に改編されて現在に至るものだ。

その前までは、1府22省庁体制であったから、

それに比べれば劇的な改編が行われた。

国家公務員の数も、平成14年（2002年）までは80万人以上あったものが、

その翌年には50万人まで減り、

現在は約30万人にまで減っている。

（但し自衛隊は含まない）

もつとも、劇的に減ったのは、

郵便局が民営化されたためで、

1年で一気に国家公務員の数が減ったのは、

郵政公社が誕生して、その分公務員が減ったからに過ぎない。

ただ、俺は、1府12省庁でも多いと思っている。

これをさらに改編して、1府10省庁にまで減らす。

そのために必要なのは、地方への権限移譲、

つまり地方分権の確立である。

俺は、現在言われているような
道州制の導入は支持していない。

七世紀成立した五畿七道に回歸するような

あんな芸のない地方分権案など、つまらない。

俺が考えているのは60県州制である。

これについては後述する。

地方には、独立国家なみに内政の権限を与え、
国は、その調整役に徹する。

この改革に当たっては、

既得権益にしがみつく官僚たちが最大の敵だが、

まあ、出来る出来ないじゃなくて、

やるかやらないかだから、

やるしかないだろう。

また、ただ減らすだけでは芸がない。

日本の未来も考えて、

新しい概念の省も創設して加えていく。

そして、次のように省庁を再編する。

？太閤府、国家公安委員会

外局：金融庁、宮内庁、皇宮保安本部（旧皇宮警察）、
本版CIA）など

識察局しきさつきょく（日

旧内閣府の代わりとして太閤府を置く。

識察局は、公安調査庁を法務省から

太閣の直轄としたものである。
国家公安委員会も太閣の直属とし、
その外局として警察庁を置く。

？大蔵省

財務省から伝統ある名称に戻したもの。
内容は財務省と同じである。

？法務省

外局：国家検察庁（日本版FBI）

？国防省

外局：防衛庁、統合司令部（国防軍司令部、陸上保安隊司令部、海上保安隊司令部）など

国防省については、軍事だけでなく、
安全保障全体を担う安全保障省的存在として、
これを設置する。

防衛庁は、その内、自衛隊を発展させた
国防軍を統括する組織である。

詳細は、安全保障論で語っていく。

？環境省

外局：環境保安庁（環境保安隊）、林野庁など

環境省についてはこれまで通りだが、新たに環境保安隊を組織する。自然環境を守るための組織だが、これも後述する。

？こくりょうしょう 国糧省

外局：食糧庁、海難審判庁、原子力庁など

食糧も含めた日本のエネルギー全般の確保、運輸ルート of 確保、その健全性の確保や開発を総合的に行うのがこの国糧省である。

？しきむしょう 識務省

外局：特許庁、気象庁など

情報通信省とも言える機関で、日本の情報の確保、管理、処理を総合的に行う機関。

？ 宇宙省

宇宙利用や開発を行う機関。将来的な事を考えれば、絶対的に必要な機関であると考ええる。

？外務省

外局：外務総会

外務省は、日本の外交を担当する機関である。

従来と違う点は、外務総会が置かれる事。

外務総会は、国と地方自治体の代表により構成され、諮問機関として外交方針が決定される。

？内務省

外局：内務総会、消防局、教育局、通商産業局、糧産局、厚生局、スポーツ局、国土局、労働局など

内務省は内政に関する行政機関。

国連における事務局のような役割と考えるといい。

内政の調整役であり、

その方針は、国と地方自治体の代表で構成される諮問機関たる内務総会により決定される。

それぞれの外局については、

かつての同名の省庁と同じ役割である。

ちなみに糧産局は、

農林水産省と同じ機能のものである。

このように省庁再編を行う。

宇宙省については、

突拍子もないように思えるかも知れないが、

俺は、21世紀は宇宙の世紀になると考えている。

人類が太陽系の範囲で宇宙に進出し、

新たな開拓をしていくだろう。
そのための機関である。

識務省は情報通信に関する機関だ。

情報は、国家の命運を左右する重要なものだ。

正確な知る事で経済が発展し、

国防においては、戦争を防ぎ、

戦争に至る前に紛争を解決する手段となりえるものだ。

国防の概念も改めなければならない。

何も戦争ばかりが国防ではない。

経済的な有事もあれば、

自然災害による有事もある。

宇宙に進出すれば、

新しい未知の困難に遭遇する事もあるだろう。

その全てを含めた新しい国防の概念が必要である。

そして、国は、外交と国防に専念し、

内政については、調整役に徹する。

そのような指針を基に決定したのが、

先の省庁改編案である。

行政に関する新憲法草案

日本は、戦後、一度も憲法が改正されていない世界的に見れば、実に不思議な国である。

まるで憲法を神様に与えられた聖典のように勘違いし、それを信奉してきたのだから、ある意味、日本国憲法を国教とする宗教国家であったと言ってもいい。もちろん皮肉だ。

例えば、日本と同じ

枢軸国であったドイツとイタリアは、戦後、イタリアは

1947年から2000年までに10回、ドイツに至っては、

1949年から2000年までの間に、48回も改正を行っている。

だが、これはドイツやイタリアが異常なのではない。憲法は法律だ。

時代の変化に応じて変えるのは当たり前である。

半世紀以上も憲法が改正されなかった

日本の方が異常なのである。

日本の改革は、

全て憲法の改正から始まるのだ。

それでは、この章の最後に、

豊城内閣の行政に関する新憲法草案を発表する。

行政に関する新憲法草案

(条項数は説明便宜上のもの)

第一章 太閣

第1条・太閣

?太閣は、国紀天智天皇10年(西暦671年)正月、天智天皇が大友皇子を太政大臣に任命した事により始まる由緒ある官職なのであって、この憲法が定める手続きにより太閣に就任した者は、この歴史と伝統並びに権威を汚さず、さらに誉れ高きものにするように、この勤めを全うする責務を負う。

?太閣は、首権者による直接公選に基づき、天皇が任命する。

?太閣の任期は1期4年とし、定年は定めない。但し、太閣が死亡又は健康上の理由、若しくは、免職その他の事由により、辞職に至った時は、任期は満了前に終了する。

?太閣は、文民の首権者でなければならない。

第2条・太閣選挙

?太閣は、法律の定めるところにより、首権者による直接公選により指名される。

？ 太閣選挙は、原則的に4年に一度実施され、任期満了前に太閣が辞職した時は、その都度行われる。

？ 太閣選挙に立候補する者は、副太閣である内大臣候補も指名し、共に選挙を受けなければならない。

？ 太閣並びに内大臣は、この憲法に特別の定めがある場合を除いて、他の職務を兼務する事は出来ない。又、太閣選挙に立候補する太閣候補並びに内大臣候補者は、すでに任意の現職を辞していなければならない。

？ 現に逮捕を受け、拘留されている者であっても、裁判で有罪が確定していない限りは、太閣選挙に太閣又は内大臣候補として立候補する事が出来る。

第3条・太閣権限の代行

？ 太閣が、社会通念上やむを得ない事由により、一定期間職務を遂行出来ない時は、太閣が復帰するまでの期間、内大臣が太閣権限を代行する。

？ 太閣が、罷免となった場合、若しくは、死亡した時は、次期太閣が決定するまでの期間、内大臣が太閣権限を代行する。又、太閣が辞職し、次期太閣が決定するまで、太閣が職務を全う出来ない状態にある時も、同様とする。

？ 太閣は、法律の定めるところにより、自らが任命した国務大臣を対象として、太閣権限の代行権の継承者とその順位を予め定めおかなければならず、内大臣が太閣権限を代行出来ない時、若しくは、

代行する資格がないと判断される時は、この継承順位に基づき、太閣権限を代行する。

第4条・不逮捕特権

太閣並びに内大臣は、その在任中、逮捕されず訴追されない。但し、この定めのために、訴追の権利は害されない。

第二章 行政

第5条・行政権

？行政権は、太閣に属する。

？太閣は、法律の定めるところにより、必要な行政官憲を設置する。

第6条・国務大臣

？太閣は、法律の定めるところにより、国務大臣を任免する。

？太閣は、国務大臣を閣僚とする諮問機関として内閣を組織する。

？国務大臣は、必ず、文民の首権者でなければならない。

？現に逮捕を受け、拘留されている者であっても、裁判で有罪が確定していない限りは、太閣は、その者を国務大臣に任命する事が出

来る。又、国務大臣の逮捕を拒否し、若しくは、すでに逮捕を受けている国務大臣については、これを釈放させる事が出来る。但し、有罪が確定した国務大臣については、直ちに罷免しなければならない。

第7条・人事権

？国の行政官憲、及び、公団又は公社、若しくは、特殊法人その他の国費を資本とする団体の人事は、
全て太閤の承認を必要とする。但し、太閤は、法律の定めるところにより、人事権を各官憲又は団体の長に委任する事が出来る。

？前項に基づき、法律の定めるところにより、委任された人事権が行使された後でも、太閤は、委任された人事権の行使について、これを事後に覆す事が出来る。

第8条・官位

？太閤は、行政官憲における権力の上下、及び、これに比例する行政の責任の所在を明確にする事を目的として、法律の定めるところにより、官位を定める。

？官位は、一位を最高とし、その下限は法律でこれを定める。又、正を上位、従を下位とし、さらに正従各位を上下に分け、一位を除き、各位は正従上下の四階に分ける。

？太閤を正一位、内大臣を従一位とし、天皇がこれを叙任する。

？ 國務大臣は、法律の定めるところにより、二位から三位の間で太閤が官位を与える。

？ その他の国家公務員は、法律の定めるところにより、四位以下で太閤が官位を与える。但し、各行政官憲の官位については、法律の定めるところにより、その叙任を各國務大臣に委任する事が出来る。

？ 太閤は、一定期間、若しくは、一定の権限又は機関のみに有効な特別の官位を、法律の定めるところにより、任意の公務員に付する事が出来る。

第9条・国の基準

？ 太閤は、内閣の助言に基づき、全ての国の基準を決定する。但し、法律の定めるところにより、国の基準を決定する権限を任意の國務大臣に委任する事が出来る。

？ 太閤は、全ての国の行政権の行使に関する基準について、各行政官憲ごとに差異がある時は、直ちにこれを是正して、基準をひとつに統一しなければならない。

第10条・国の公文書の保存

？ 行政政府における全ての公文書は、原則的に可能な限り保存し、これを破棄してはならない。但し、重要度が低い文書については、法律の定めるところにより、太閤の承認を前提として、これを破棄する事が出来る。

？太閤は、同条第1項の破棄の承認の権限を、法律の定めるところにより、委任する事が出来る。

？重要度が高い公文書は、これを破棄する事が出来ない。

？破棄される公文書は、法律の定めるところにより、個人のプライバシーに関わる部分を除き、破棄される前に一定期間、これを公開しなければならぬ。この期間は、最低でも一か月以上とする。又、公開出来ない公文書は、これを重要な公文書として、破棄する事が出来ない。

？その個人のプライバシー権を持つ者が、破棄される文書の公開を求めた時は、非公開のプライバシーに関する事柄を公開した文書を、その当人に公開しなければならない。

？公文書の保存の義務は、内容の保存の義務であって、記録媒体については、必要に応じて変更する事が出来る。

第11条・外交権

？国の外交権は、太閤に属する。太閤は、国民並びに国の尊厳と利益を損なわないよう、正当且つ誠実に外交を果たす責務を負う。

？太閤は、全ての国々との友好関係の樹立並びに維持に、可能な限り尽力する責務を負う。

？鎖国政策は、これを認めない。

？太閤は、外交の状況について、法律の定めるところにより、この

憲法に特別の定めがある場合を除いて、定期に主理院に報告する責務を負う。

？国交の樹立又は断絶は、主理院の承認を必要とする。又、主理院は、必要であれば、大権投票（国民投票）にかけ、この決定を首権者に委ねる事が出来る。

？太閤は、法律の定めるところにより、大使館、公使館、領事館その他の海外公館の設置、及び、大使、公使、領事その他の外交使節の任免を行う。

？天皇並びにその他の皇族は、太閤の助言並びに承認に基づき、国賓の歓迎、及び、親善交流を目的とした海外訪問、及び、外国大使並びに公使の接受、及び、我が国の大使並びに公使の信任状の認証、及び、法律の定めるところによるその他の外交上必要な行為を行う。

第12条・国家財政

？太閤は、毎会計年度の予算案を作成し、これを主理院に提出して承認を得なければならない。又、予見し難い予算の不足がある場合は、太閤は、予備費を支出して、これを補う事が出来る。但し、全ての予備費の支出について、太閤は、事後に主理院の承認を得なければならない。

？太閤は、国の財政状況について、法律の定めるところにより、定期にこれを主理院に説明する責務を負う。

？太閤は、国の収入並びに支出に関する決算を検査する独立機関としての会計検査院を設置し、決算、及び、会計検査院が行った決算

の検査報告について、共に主理院に提出しなければならない。又、この会計検査院の組織並びに権限に関する事柄を定める法律の立法には、主理院の承認を必要とする。

？太閤は、法律の定めるところにより、予算に用途内訳の公開義務が付されない機密費を設ける事が出来る。但し、機密費の濫用は、これを認めない。

？国の徴税権は太閤に属し、法律の定めるところにより、これを使用する。又、この立法には、主理院の承認を必要とする。

？太閤は、予算の不足分を補うために、法律の定めるところにより、国債その他の公債を発行する事が出来る。但し、法律には予め、年度事に発行できる公債の上限、及び、総額の上限を定めて国民に公表し、この憲法に特別な定めがある場合を除いては、この上限を超えて発行する事は出来ない。又、現に公債を発行する時は、主理院の承認を必要とする。

第13条・国定自治体（※1）に対する太閤権限

？太閤は、主理院、及び、当該国定自治体の承認を前提として、法律の定めるところにより、有期又は無期に、特定の国定自治体に対して特権を付与し、若しくは、特定の地域に任意の特区を設置する事が出来る。

？任意の国定自治体の財政が事実上破綻又はその危機にある場合、若しくは、法律が定める責務を国定自治体が果たしていない場合は、主理院の承認を前提として、太閤は、当該国定自治体の自治権の制限又は停止を決定する事が出来る。

※1：国が定める自治体の事。

なお、詳細は後述の予定だが、

国会は、主理院と国務議会に分けられ、

立法作業においては、

国務議会での可決と太閤の署名で成立する法律と、

主理院の承認も必要とする法律に分けられる。

特に重要な法律については、

憲法に定めて主理院の承認も必要としている。

太閤と行政に関しては以上である。

第三章 太閤と行政改革 終

日本の大統領権限を行使する参議院

また、愚痴っていいですか？

国会はメンドクサイ：

内閣でなんかやるたんびに、

何かというと説明責任という単語を持ち出して、
同じ説明を何度もさせようとする。

ただ、めんどくさいのは質問だけじゃない。

その答弁もだ。

俺には今までの内閣と違って、

自分の哲学と意見がある。

俺が閣僚に選んだ奴らも、

俺から見れば、そういう奴らばかりだ。

…だったはずなのに：

答弁には、必ずと言っていいほど、

官僚が絡んでくる。

さすがに専門的知識のある者を大臣としたと言っても、
その省庁に関する知識の

全てを持っているわけではないので、

答弁には必ず官僚がついてくる。

そこまではいい。

質問された事に解らない知識があれば、
それを教えてもらわなきゃいけない。

ただ：面倒なのは、

官僚が自分たちの意見を言わせようとする事だ。

答弁に困った大臣などは、
官僚の意見をそのまま発言したりする。
本当にかっかりだ。

俺の内閣にも、そんな奴がいる。
そんな奴だとは思ってなかったから、
お前らを大臣に選んだのに：

知識は教えてもらっても、
知恵は自分で絞り出す。

それが出来てこそ政治家であり、
初めて政治主導の政治家たる事が出来るのだ。

それが出来ないのは、
基礎的な哲学が足りないからだ。
未熟なのだ。

本当に国会答弁は、
いろんな方角において面倒くさい。

それ以上に面倒なのは、
内閣が国会を召集しなければならない事だ。
面倒くさい国会の召集を決めるのも内閣の仕事なのだ。
何で政府の内閣が：と思うかも知れないが、
そこが、それ、議院内閣制の辛いところだ。

日本国憲法 第7条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために国事に関する行為を行ふ。

二、国会を召集すること。

※国会は名目的には天皇によって召集されるが、決定権は内閣にある。

第53条

内閣は、国会の臨時会の招集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

自分が追及する場のお膳立てを

自分でしなければならいなんて本当に自殺行為だ。

だけど、予算とか通さないと行政は運営出来ないし…
本当にジレンマだ。

開催しなくて済むなら、その方が楽だ。

けれども、議会制民主主義の中では、

そうも言ってもらえない。

説明責任は聞き飽きたけど、

それを否定する事も出来ない。

だが… 総理大臣には、衆議院の解散権がある！！

あんまりうるさい国会なら、

これで解散させて、メンバー全員とつ変えればよい。

…ってな話にはならない。

まあ、解散権という存在を初めて覚えた時は、

まだ基礎的な知識もないから、

誰もがそんな事を思ったのではないだろうか？

俺だけか？

しかし、当然ながら、

そんなに事は簡単ではない。

何より、解散できるのは、

衆議院だけで参議院は出来ない。

衆議院だけじゃなく、

参議院も出来ればいいのに：

なぜそういうシステムになっていないのか。

これは歴史的な経緯がある。

考えてみれば、参議院というのは、

不思議な存在である。

参議院無用論という論調が出てくるほど、

その存在意義が薄いし、

意味が解らないという意見も多い。

まず、上院と下院という分け方というと、

参議院は上院、衆議院は下院という事になる。

原則的には、日本ではそういう分け方をしないが、
あえて分類するならそういう事になる。

これは、参議院が、

戦前は貴族院であった事の名残だ。

貴族院とは、戦前に日本にも存在した

主に貴族（華族）により構成され、

貴族の世襲により議員職が継承される議会だ。

「そんな専制政治の名残みたいな議会が戦前にはあったんだ…」

…と思う人もいるかも知れないが、

実は、現在もこの制度が残る国がある。
イギリスだ。

イギリスの上院は貴族院であり、
選挙で議員が選ばれるわけではなく、
貴族による世襲や

国王により任命された貴族により構成され、
現在は700名ほどで構成される。

とは言え、それは定数ではなく、

貴族院の定数は決まってなく、

ごく一部の議員を除いては、

議員だからと言って、

国から歳費を受けているわけでもない。

このイギリスの貴族院に模倣したのが、

日本の貴族院であり、戦後の参議院である。

そして、こうした歴史があるために、

参議院は上院という扱いにはなっているが、

権限的には、下院である

衆議院の方が上という構造になっている。

日本国憲法 第59条

？衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、

衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

？参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条

？予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

？予算について、参議院で衆議院と異なる議決をした場合（中略）、衆議院の議決を国会の議決とする。

第67条

？（内閣総理大臣の指名において）衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合（中略）衆議院の議決を国会の議決とする。

このように衆議院の方が優位となっている。

こうしてみると、参議院の存在意義がますます解らなくなってくるだろう。

しかし世界には、この参議院と

似たような権限を持つ存在がある。

それは大統領である。

例えばアメリカの場合、

大統領には、法律案に対する署名権限があり、連邦議会で議決された法律案は、

この大統領署名をして初めて法律となるが、

署名を拒否された場合、

上院と下院の両議院で三分の二以上の議決をしなければ、法律案は廃案となる。

（アメリカ合衆国憲法第1条第7節2項）

最終的には立法院である議会の結論を優位にしているが、参議院で否決したものを

衆議院の三分の二以上の可決で法律とする事と全く同じな関係である。

似たような権限は、他の国の大統領にも見られる。例えば、イタリアの大統領には、憲法第74条に基づき法律再議権が認められている。フランスの大統領にも、憲法第10条2項に基づき、再審議を議会に要求する権限が保障されている。

これが良識の府と呼ばれる参議院の存在意義だ。良識の府なんて面倒な言い方をするから、余計に解らなくなってくるが、要するに、日本の大統領権限を担っているのが、参議院という議会なのである。大統領という個人でこの権限を行使させているが、議会という集団で行使しているかの差に過ぎない。もちろん、全く同じという事でもないが、こうしてみると、参議院の意味も解るだろう。

ただ：

俺は、これらを理解した上で、改めて参議院は改革が必要であると思う。もつとも、俺が考えているのは、参議院だけでなく衆議院も含めて、国会全体の改革である。

日本には国会改革が必要である。

俺は、最近の国会の停滞ぶりを見て、その意思をさらに強くした。

国会議員に法案提出権がないお粗末

俺は、以前から国会議員の個人の力が弱過ぎると感じていた。

国会は、立法機関だと言うのに、

まず、その国会議員個人に、

法案の提出権がないのである。

厳密に言えば、作るのは勝手だが、

それを国会に発議させるためには、

賛同者を得なければならぬという事だ。

国会議員が法案を作って国会で発議するためには、

参議院では10名、衆議院では20名の賛同者が必要で、

議員個人が直接法案を作って、

国会に発議させる事は出来ないシステムになっている。

憲法改正に至っては、参議院で50名、

衆議院では100名の賛同者が必要とする。

前者であれば小政党や派閥の代表、

後者であれば政権を争うような

大政党の党首や代表でもなければ、

法律案を発議する事すら出来ないのである。

何より、憲法自体に、

国会議員の議案発議に関する条項がない。

内閣の議案発議の権限が

保障されているにも関わらずである。

（憲法第72条）

これは、日本が戦前から抱えていた課題で、このために、内閣が議案を提出して成立した閣法と

議員立法の数では、次のような差が出ている。

戦前と戦後の閣法と議員立法の提出件数と成立件数の比較

？第1回帝国議会（1890年11月29日）から

第92回帝国議会（1947年3月31日）までの比較

政府提出法案件数3421件 成立件数2856件 成立率83.5%

国会（貴族院・衆議院）提出法案件数2977件 成立件数280件 成立率9.4%

？第1回国会（1947年5月20日）から

第173回国会（2009年10月26日）までの比較

政府提出法案件数9190件 成立件数7856件 成立率85.5%

国会（参議院・衆議院）提出法案件数4794件 成立件数1364件 成立率28.5%

（国立国会図書館調査及び立法考査局 2010年11月調べ）

法律案の提出件数は、議員立法が圧倒的に少ない。

さらに、成立件数に至っては、悲惨な結果だ。

ちなみに議員立法の成立件数が少ないのは、

そのサポート体制が不十分な実情がある。

参議院と衆議院には、

それぞれに法制局という機関があり、

議員立法の作業のためのサポートを行っているが、

参議院の法制局の職員は75名、

衆議院の法制局の職員は82名しかいない。

参議院議員の242名、

衆議院議員の480名に対して
あまりにも少ない。

(いずれも2011年現在の数字)

しかも、法制局の職員は、

各省庁からの出向職員だ。

これでは、独立した立法機関としての
満足な立法活動が出来ない。

内閣にも法制局があるが、

ここには36名の職員がいて、

ホームページでは、職員名簿も公開されている。

(2011年10月現在)

一件少ないように見えるが、

法律案の原案作成は、

各省庁の何万という職員で行っているわけだから、
国会議員の環境とは桁違いである。

法律を作ったり変えたりするのが、

国会議員の仕事だというのに、

これはあまりにもお粗末だ。

議案の乱発を抑えるための方策なのかも知れないが、

国会議員には、選挙区の得票に象徴される

国民の支持があるのであり、

それが賛同者である。

国会議員の権限を弱めているのは、

歳費についても同じである。

日本国憲法では、国会議員の歳費について次のように定めている。

第49条

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

さらに、国会法には次のように定められている。

国会法 第35条

議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない歳費を受ける。

これが法律かと思うくらい稚拙な条文だが、とにかく、国家公務員の最高給与額以上の歳費を受ける事が出来るわけだ。

国家公務員の最高給与額は、

年収で、だいたい2300万円程度。

ちなみに、俺は総理大臣だけど、

この倍以上、5000万円以上の年収がある。

今なら俺はモテモテだろうな…

ただ、総理大臣も国家公務員だけど、

一般職ではなく特別職の扱いなので、

国会法35条の国家公務員には含まれない。

国会議員の年収は、
諸手当も含めると約3000万弱程度。
これを高いと見るか安いと見るかは、
人それぞれの見解で違うのだが、
省庁のトップである事務次官と同じくらいで、
国務大臣より700万円以上安いと考えると、
国会議員の歳費は安いのかも知れない。
もともと、大臣や官僚の給与が
高すぎるということはあるが：

とにかく、相対論として、
国会議員個人の権限は、歳費の面でみても弱い。
そして、政党交付金なる制度がある。
政党の活動を国が補償する制度だが、
これは、即刻廃止するべきだ。
議員同士が出資金を出し合って、
政党を作り運営していくのが本来であり、
政党そのものを国が支援したら、
国会議員の発言権や権限が、
相対的に弱まっていくのは当然である。
政党交付金なんて出すなら、
国会議員個人の歳費を上げて、
議員の個々の活動を活発にさせるべきだ。

俺の新憲法では、明記して
政党交付金を廃止するつもりだ。
自分の首を絞めるような制度を容認している
そんな国会議員の頭はどうかしている。
そんなに集団で活動する事が好きで、
個人である自分の意見の主張に自信がないなら、

最初から国会議員なんかになるんじゃないやねえ!!!

とにかく、国会の活性化は、

国会議員の権限を相対的に上げる事を

まず第一にやらなければならない。

そのためには、国会議員個人に、

議案の発議権を認める事、

そして、政党交付金などの

議員個人の権限を弱めるような制度を廃止して、

国会議員歳費が絶対的に見て高いか安いかは別にして、

相対的には高くして、

その活動を活発にする必要がある。

それが国会改革の第一歩であるが、

それは、序章に過ぎない。

まだまだ改革しなければならない点がある。

国会を停滞させる諸悪の根源は衆議院の内閣不信任決議の機能

「ついに国会で不信任決議が出されるみたいですよ!!!」

松浦が首相官邸に飛び込んできたのは、

豊城内閣が発足して三ヶ月を過ぎた時だった。

俺は、すかさず聞き返した。

「それは誰に対してだ？ それとも内閣不信任決議か!？」

その俺の質問に松浦は戸惑っていた。

どうやら、不信任決議と言えば、

内閣不信任決議の事と決まってる：

そう思い込んでいたらしい。

愛嬌がある奴だから許せるけど、

やっぱり、こいつはアホだ。

不信任決議と言っても、

その内容によって、全く意味は異なる。

まず、不信任決議と内閣不信任決議は全く別物である。

不信任決議を内閣不信任決議の略語的に思ってるなら、
恥ずかしい勘違いである。

不信任決議とは、政治の要職にある者の

全てを対象としている決議で、法的拘束力はない。

仮に不信任を国会に突きつけられても、

その者を辞職させる効力はない。

対して内閣不信任決議は、

内閣だけに突きつけられる不信任決議であり、

しかも、これは衆議院の専権事項であって、

参議院では、提出出来ない決議案である。

日本国憲法 第69条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。

この条項に基づき、内閣不信任決議を出せるのは衆議院のみとなっており、

これは、法的拘束力を伴うものとなっている。

参議院でも似たような決議をする事があるが、

それは、法的拘束力を持たない

「問責決議」である場合が多い。

今回、出されたのは、

法的拘束力のある内閣不信任決議であった。

しかし、圧倒的多数で否決された。

憲法改正をより押しする俺に対して、

反対派が苦し紛れに出してきた決議案だったので、

当然の結果だと言える。

ただ：

俺は、この衆議院の内閣不信任決議の機能こそ

国会の機能を停滞させる諸悪の根源だと考えている。

国会の役割には、主に二つのものがある。

ひとつは法律を作る立法機能、

もうひとつは国政監察機能である。

現在の国会は、この両方の機能を兼任する
二つの議會を並立させる事で成立している。

しかし、俺は、この二つの機能を

分離すべきだと考えている。

それは、政府などに不祥事があつた場合、

その責任追及に時間を割かれるあまり、

必要な立法作業や審議が停滞する事があり、

あるいは、国政監察に基づく必要な責任追及の審議が、

立法作業を急ぐ焦燥感や政治的事情に後押しされ、

充分に尽くされないまま終わってしまう事があるからだ。

つまり、互いの機能が、足を引っ張り合う事が多いのだ。

現行の制度では、

衆議院に内閣不信任決議の機能がある。

つまり国政監察の機能の中で、

最高の権限が衆議院にあるわけだ。

しかし、衆議院は、立法府でもあり、

組閣も担わなくてはならない。

内閣総理大臣を輩出するのも、

慣例上、常に衆議院の役割となっている。

全ての機能が衆議院に集中しているのだ。

参議院というもうひとつの議會があるにも関わらずである。

これが衆議院、ひいては

国会の機能を停滞させているのである。

内閣不信任決議の機能は、まさにその最たるものだ。

せっかく、二つの議會があるのだから、

その機能を分担してやれば、

互いの機能が互いの長所を引っ張り合うような
くだらない政治空白や停滞は起きないはずである。

だったら、両方の機能を分離して、
立法作業を専門的に行う議会と、
国政監察を専門的に行う議会に分け、
それぞれの作業に専念させればよい。
そうすれば必要な立法作業も、
国政監察も十分な時間と審議を経て行う事が出来る。

実は、似たような機能は現在の国会にも存在する。
それを象徴するのが調査会である。

国会には、委員会と呼ばれるものは両院に存在するが、
国政を審査するための調査会を設置できるのは、
参議院だけと決められている。

(国会法第五章の二)

これは、参議院に解散がなく安定しており、
良識の府であるとする根拠のひとつとなる機能である。
ただ、やはりこれだけでは中途半端だ。

両議院は、もっと明確に機能を分けた方が良い。

そこで、俺は提案する。

現行の参議院と衆議院を並立させる

二院制の国会は廃止し、

国政監察を主な機能とする主理院しゅりいんと、

立法を主な機能とする国法院に分け、

主理院を上院とし、国法院を下院とする

新たな国会を創設するのだ。

主理院と国法院による二院制の確立

国会の機能を国政監察と立法に分離し、参議院を国政監察を主務とする議会として、主理院として上院とし、衆議院を立法を主務とする議会として、国法院として下院とする新しい二院制を確立する。

また、主理院議員の中から、主理院の議決によって選ばれる議長は、特に「主理関白」と呼ばれるものとする。国民を代表する立法府の長に相応しい名として、「関白」の名を配してみた。

両議院の議員数については300名ずつくらいで考えているが、ここで重要なのは、両議院の議員数は、必ず同数にするという事である。

これは、これまでの国会では、1人が両議院の議員を兼務する事は出来ないとしていたが、（日本国憲法第48条）

俺の国会改革案では、それを出来るようにするためである。

これまでの国会では、似たような機能の参議院と衆議院を

並立させる形を執っていたので、

審議に公正を期すために、

両議員の兼務が出来ないとしており、

それは当然の措置と言えたが、

俺の改革案では、違うの機能の議會を並立させるので、

もし、立法も国政監察も両方任せられる人物がいれば、

それは国民の判断で兼務させても良いわけで、

その選択肢を国民に持たせるために、

両院の議員を兼務できるものとした。

そして、両院議員を兼務する場合、

つまり、両方の議會選挙に当選した者は、

自らの代理である副議員を任命して、

両方の議會に議案を提出したり、

議決に参加出来たりするものとする。

また、両議會には、

都道府県レベルの地方自治体の長にも

議席を与えるものとする。

この都道府県については、先にも説明したとおり、

60県州制に改革されるが、

その県州の長は、自動的に、

両議會に議席を与えられ、

県州の長は、代表を両議會に派遣して、

議案を提出したり、議決に参加出来るものとする。

立法作業については、次のようにする。

まず、法案提出権は、太閤と国法院議員に与える。
この議員は個人である。

賛同者がないと発議できないという制限は設けない。
もちろん、国法院に議席が持てる地方自治体の長も、
法案を提出する事が出来る。

そして、国法院で審議して可決したのち、

太閤がその法案成立に同意すれば、

天皇が署名公布して成立する。

但し、太閤が拒否した時は、

国法院で3分の2以上で可決し、

なおかつ主理院の承認を経れば、

太閤は拒否出来ず、法案は成立するものとする。

但し、法律でも、憲法や国際条約、

あるいは憲法が特に定める重要な法律については、

国法院の可決と太閤の同意だけでなく、

主理院での審理と可決を必要とするものとする。

予算案の審議については主理院の専管事項とし、

太閤が主理院に提出し、主理院で可決すれば、

予算案は成立するものとする。

また主理院には、国政監察機能の最高権限として、

太閤の解任権を付与する。

もし、太閤がその任に相応しくないと判断される場合は、

不信任決議を以て、

太閤を解任させる事が出来るものとする。

但し、その後に行われた太閤選挙で、

同じ太閤が信任された時は、主理院は解散し、
信を国民に問わなければならないものとする。

両院には解散はないが、

この場合限り、主理院だけが解散されるものとする。

これが俺の国会改革案の骨子だ。

ただ、立法と国会議員の任期については、
俺にはさらなる提案がある。

比例代表制ではない死票を作らない得票率任期比例制

現在、国会議員の任期については、衆議院が4年、参議院が6年と決められている。

衆議院の場合、衆議院が解散した時は、

任期満了前に任期が終了する事もあり、

参議院の場合は、総選挙というものがなく、

3年に一度、議員の半数を改選する形で、

参議院選挙は行われている。

（憲法第45条及び第46条）

そして、衆参両議院の選挙共に、比例代表制を採用している。

ちなみに衆議院では小選挙区制、

参議院は中選挙区制を採用しているので、

その点は異なる。

小選挙区制とは、ひとつの選挙区に対して、

当選者は必ず1人とする選挙制度、

中選挙区制とは、参議院選挙の場合、

各都道府県をひとつの選挙区として、

都道府県の人口に応じて、

当選者が1～5名に振り分けて

輩出される仕組みとなっている。

しかし、小選挙区制や、

参議院選挙区の1人区（1人しか当選者が出ない選挙区）の場合、

TOP当選者が議席を獲得するという潔さがある反面、

死に票、つまり落選者に投票した票が多く出るため、

多くの国民の意見を選挙で繁栄出来るようにするために、

参議院では1983年の第13回参議院選挙より、衆議院では1996年の第41回衆議院総選挙より、この比例代表制が採用された。

だが、この比例代表制は、

死に票を多く作らない反面、

直接候補者に投票出来ない欠点がある。

最近では、非拘束方式の採用により、

候補者に直接投票できるようにもなったが、

比例代表とともに立候補してない候補者には投票できず、

また、選挙区と比例代表のブロックは異なるため、

例えば死に票にならなくても、

自分の選挙区の意見を反映した候補者に

投票出来ない事もあるという点においては、

比例代表制には、俺は不満がある。

何より、比例代表制は複雑である。

基本的にドント方式と呼ばれる形で、

日本の場合、比例代表の当選者が決定されるが、

ドント方式なんて言われても、

理解している人は少ないだろう。

俺も理解するのに苦労した方だ。

説明するのもメンドクサイくらいに

ドント方式は複雑すぎる。

要するに、割り算をして大きい順に

当選者を決めていくのだが：

とにかく、俺は比例代表制は、

直ちに廃止されるべきである。

今後、非拘束方式を廃止して、

拘束方式を採用するなんて動きも出てくるかも知れない。

そうなったら、民主主義の終わりである。

そこで、比例代表制ではない、新しい死に票を作らない選挙制度を確立する。それが、得票率任期比例制というものだ。

これは、国会議員の任期を選挙区での得票率に応じて変動させる制度である。

国会議員の任期については、俺は、得票率に応じて比例させるべきと考えている。その選挙区での得票率が大きい議員については、その任期を長くし、小さい議員については、任期を短くする。例えば、次のような基準を設ける。

得票率	任期
70%以上	6年
60%以上	5年
50%以上	4年
40%以上	3年
40%未満	2年

このようにして、得票率に応じて、任期を決定する。

ただ、これは例示であって、年単位ではなく、月単位で、

もっと細かく設定しても良いかも知れない。

この制度の目的は、

死に票を出来るだけ作らないという

比例代表制と同じものである。

しかし、比例代表制であっても、

死に票は必ず生まれる。

しかし、この制度であれば死に票は生まれない。

当選者に投票しなかった人の票は、

当選者の任期を短くする事で反映されるからだ。

俺は、この得票率任期比例制の導入を推進する。

法律には必ず時限制を導入すべき

数年前、決闘罪という罪が
マスコミの注目を集めた時がある。

今も刑法に定められた法律であるが、

成立したのが明治22年12月30日、

つまり120年以上もの前の法律なのである。

それが、現在まで改正もされず、

廃止にもされず残っていて、

適用される事のない過去の遺物となっていたが、

最近、少年少女の間でやっている喧嘩などが、

決闘罪における決闘に該当するということで、

適用される事が急増した法律である。

ちなみに、明治時代に成立した法律だけあって、

その内容を読んでもみると面白い。

刑法 決闘罪に関する件

第1条

決闘を挑んだ者又はその挑みに応じた者は、6ヶ月以上2年以下の重禁固に処し、10円以上100円以下の罰金を付加する。

第2条

決闘を行った者は3年以上5年以下の重禁錮に処し、20円以上200円以下の罰金を附加する。

第3条

決闘に依りて人を殺傷した者は刑法の各本条に照らして処断する。

第4条

？ 決闘の立会をし、又は立会をする事を約束した者は、証人、介添かいぞえ人等何等の名義を以てするに拘らず1ヶ月以上1年以下の重禁錮に処し、5円以上50円以下の罰金を附加する。

？ 情を知って決闘の場所を貸与し、又は供用した者は罰前項に同じ。

第5条

決闘の挑みに応じないことを理由に人を誹謗した者は刑法に照し誹き毀そんの罪を以て論ずる。

第6条

前数条に記載した犯罪刑法に照らし、その重きものは重きに從いて処断する。

※本文はあまりにも読みづらいので、本文の主旨を変えずに訳してあります。

喧嘩をしただけでなく、

喧嘩を売ったり買ったりしても罪になり、

それに立ち会ったり見物したり、

喧嘩の場所を知ってて提供した者も罰せられる。

さらに面白いのは、第5条のように、

喧嘩から逃げた者を罵倒しただけでも罪になるのだ。

例えば：

「あいつ喧嘩売ったら逃げやがってさ。チキンだぜ。」

…なんて事を言ったら、罰せられるのだ。

普通に、ヤンキー漫画やドラマに出てきそうな事は、
全て罪になり、長ければ
2年もの禁固刑になるというのだから、
これはかなりの驚きである。

ただ、面白いのは罰金の方だ。
あまりにも安い。

ぶっちゃけ、小学生でも払える額である。

ただ、明治時代と現代では、
金銭価値が全く異なるので、
法律制定当初は、これでも大金だったという事だ。
しかし、これを現代に適用したら、
罰金に関しては笑い話にしかない。

この決闘罪に関しては、
驚きや笑い話で済む程度の話ではあったが、
ただ、法律と言うのは、
時代に応じて変えていかなければならないというのに、
それをしてなかったがために、
このような珍事に発展した事には
注目しなければならない。

これが、珍事で終わっている分には良いが、
もし、重要な法律であった場合、
国を混乱させてしまう事さえある。
日本で言えば日本国憲法が良い例だ。
皮肉で言えば、聖徳太子が作った十七条憲法も、
廃止された歴史がないのだから、
今でも現行法であると言える。

社会通念上においては、馬鹿馬鹿しいで終わる話だが、理屈だけで言ったら、廃止されてないから現在も有効であるという余地も残されているわけだ。だからこそ、法律は、時代に応じて変え、不要になった法律は、適宜ケジメをつけて廃止するようにしなければならない。

そこで、法律の時限制の導入を提案する。全ての法律には、原則的に有効期限を定めて、有効期限が来たら、もう一度審議し、改正や再び法律として施行させるかを決定し、必要が無ければ、期限を以て廃止させるのである。

全ての法律に有効期限があれば、国会議員や法律に関係する公務員の意識も変わり、法律に対する認識も改まっていくだろう。法律の期限については、基本的には5段階に分ける。

？恒久法（憲法や憲法に準ずる重要法案など）
基本的に期限は設けない。

？準恒久法
50年（半世紀）毎に必ず見直しを行う。

？重法
25年（四半世紀）毎に必ず見直しを行う。

？軽法

10年毎に必ず見直しを行う。

？特例法

期限は、法律の特性に応じて国会で審議して決定する。

そして、内容を改正しなくても、

立法手続きを経て、可決させなければ、

有効期限を終えた法律は廃止されるものとする。

また、法務省は、全ての法律の時限について管理し、
廃止の1年前には、

これを国会に報告しなければならないものとする。

もちろん、有効期限が来るまで

法律は改正出来ないという事ではなく、

必要があれば、その都度改正していくのは、

この制度を導入しても変わらないものとする。

国会に関する新憲法草案

※章、条項の数は説明便宜上のもの

第1章 国会

第1条・国会

？国会は、国の主理権（国政を監察し、必要に応じて勧告・指導する権限）の属する主理院と、国の立法権の属する国法院の両議院により構成される。

？両議院の議決は、この憲法に特別の定めがある場合を除いて、出席議員総数の過半数の同意を以て可決とする。又、可否同数の場合は、議長の決するところによる。但し、議員総数の3分の1以上の出席が無ければ、いかなる議決もその効力を発しない。

？両議院の本会議又は各種委員会その他の国会における公式な会議及び、議決、及び、その記録は、原則的にこれを公開しなければならない。但し、出席議員総数の3分の2以上の議員の同意があった場合は、この全部又は一部について、これを非公開とする事が出来る。又、この憲法の定める公的機密に関わる事項については、法律の定めるところにより、これは秘密とする。

？両議院の議決における各議員の投票は、原則的に、この全てを記名で行い、この内容は、常に公開されていなければならない。又、国会議員経験者が、過去に経験した同じ議院の選挙に立候補する時は、最後の任期の最低1期分の表決の記録について、立候補する選

挙区の有権者に対して、法律の定める適切な手段により、これを公開しなければならない。但し、同条第3項において、秘密とされた表決については、これを公開しなくてもよい。

？両議院は、辞職又は罷免、若しくは、長期療養又は逮捕、若しくは、議員の意思などにより、出席する事が可能な議員が議員定数の3分の1に達した時は、直ちに解散し、当該議院の総選挙を行わなければならない。但し、国が、この憲法の定めるところによる有事である場合は、法律の定めるところにより、解散の時宜を遅らせる事が出来る。

第2条・国会議員

？両議院は、法律の定める手続きにより、首権者に直接公選された文民議員により組織され、この憲法に特別の定めがある場合を除いて、比例代表制又は議会公選による議員その他の間接公選による議員は、これを認めない。

？両議院の議員は、成人資格（のちの章で詳述します）を有する日本国民でなければならない。

？両議院の議員定数は、必ず同数とし、国の人口、及び、経済又は財政状態、及び、首権者の要求等を十分に考慮し、これらに適するようにして、法律でこれを定める。

？両議院の選挙は、命主主義の方式で実施し、選挙区は、両議院ともに共通とする。又、各々の議会選挙に関する立法は、各々の議会で行い、太閤の承認を以て成立する。

？両議院の議員の任期は、2年以上6年以下とし、法律の定めるところにより、その議員が選挙区で獲得した得票率に応じて、任期は決定されるものとする。但し、議院が解散された場合、若しくは、議員が辞職又は罷免された場合、若しくは、議員がその資格を失い失効した場合は、任期は満了前に終了する。

？選挙区の有権者総数に対する投票率が3分の1以上に達しない場合は、当該選挙区の選挙は無効となり、再び選挙をやり直さなければならぬ。

？現に逮捕拘禁されている者であっても、裁判で、法律の定めるところによる議員としての欠格事項に相当する有罪が確定していない限りは、議員選挙に立候補し、当選した時は、議員に就任する事が出来る。

？両議院の議員は、国会で行った演説、及び、討論、及び、表決に関して、国会外でいかなる責任も問われない。

？国定自治体の長は、国定自治体を代表して、主理院と国法院の両議院に議席を置き、代理の者を出席させ、議員活動を行う事が出来る。又、必要があれば、自ら出席して、各院の議員活動を行う事が出来る。

第3条・議員歳費

？国会議員は、法律の定めるところにより、国庫から適切な額の歳費を受け取る事が出来る。但し、満了前に任期が終了した時は、歳費は日割りで計算し、受け取る事が出来るのは、任期満了日までの歳費とする。又、違法行為により逮捕された期間であっても、裁判

で、法律の定めるところによる議員としての欠格事項に相当する有罪が確定していない限りは、有罪が確定した時は、違法行為が行われた日以降に受け取った歳費は、全額国庫に返納する事を前提として、歳費を受け取る事が出来る。

？両議院議員の歳費は、議長又は役員その他の議会運営に関する特別の役職についた場合を除いて、同議会内においては、全ての議員に均等に渡さなければならない。又、両議院議員は、助成金又は補助金その他の歳費以外の諸手当を公費から受ける事は出来ず、必要な経費は、全て歳費で賄うようにしなければならない。

？議員歳費に関する法律は必ず時限法とし、最低でも5年に一度は、これを見直さなければならない。又、議員歳費の額は、国の経済状態並びに財政、及び、国民の平均的な生活水準を充分に考慮して、社会通念上、これに見合う額で決定し、この立法は各議院が各々で行い、太閤の承認を得なければ成立しない。但し、この定めは、議員歳費の法律に関する法律の現状維持又は改正の結果までは拘束しない。

？前項に基づき行われる議員歳費の見直しについて、この憲法並びに憲法に基づく法律の定めるところによる立法手続きにより、現状維持又は改定の法案が5年を過ぎても成立しなかった時は、議員歳費の支給は停止され、成立するまでの期間の議員歳費については、これを受け取る事は出来ない。

？国会議員は、受け取った歳費の用途について、法律の定めるところにより、最低一年度に1回以上、定期にこれを公開しなければならない。但し、議員及び秘書等の私的な給与の内容については、その総額だけの公開で良いものとする。

？ 国定自治体の長は、国庫から歳費を受け取る事は出来ない。国定自治体の長の各院の議員活動における歳費は、各国定自治体が内容を決定して賄う。

第3条・両議院議員職の兼務

？ 両議院議員は、現職のままもう一方の議院選挙に立候補し、当選した時は、その議員職を兼務する事が出来る。

？ 両議院議員が、現職のままもう一方の議院選挙に立候補する際は、必ず、現職の議院選挙で当選した同じ選挙区から立候補しなければならない。

第4条・副議員

？ 両議院選挙で当選し、両議院の議員職を兼務する者は、自らが出席するもう一方の議院に代理で出席する事が出来る副議員を1人置く事が出来る。

？ 副議員は、その副議員を置く国会議員の意思に従い、出席した議院で議員として活動を代行する事が出来る。

？ 副議員の給与については、副議員を置く議員が両議院から受け取った歳費の中で賄い、その副議員を雇う国会議員の給与を超えた額は受け取る事が出来ない。

？ 副議員の違法行為について、国会議員であれば、欠格事項に相当する違法行為であり、裁判で有罪が確定した時には、その副議員を

置く国会議員は、両議院議員職を辞職しなければならない。

第5条・主理院

？主理院の議長たる主理関白は、主理院議員の中から主理院の議決によって指名し、天皇がこれを任命する。又、主理院の各役員は、法律並びに主理院の内部規律に基づき、主理関白がこれを任命する。

？主理院の常会は、年に一回開催し、天皇がこれを召集する。

？主理関白は、太閤から主理院の会期延長又は臨時会の開催の要請があった場合、若しくは、主理院の現任議員総数の4分の1以上の議員からの同じ要請があった時は、会期延長又は臨時会の開催を決定しなければならない。

？主理院は、国民の要求並びに国家の必要性に応じて、決議を以て、国の法理府、立法府、司法府、行政府の各独立府又はその官憲に対して、勧告又は請求を行う事が出来る。又、この勧告又は請求を受けた機関は、当該勧告又は請求について、優先的且つ真摯に検討し、回答しなければならない責務を自動的に負う。但し、その結論までは拘束されない。

？主理院は、健全な議会運営のために必要な事柄を内部規律として定め、これに違反した議員に対しては、内部規律に基づき、この議員について、主理院内での活動を制限する処罰を行う事が出来る。

？主理院の解散、若しくは、その選挙の公示は、天皇がこれを行う。

第6条・主理院の太閤並びに国会議員の解任権限

？主理院は、国が、法律で定める基準に基づく重度の有事である場合、若しくは、この憲法に特別の定めがある場合を除いて、現任議員総数の過半数の決議を前提として、その資格に相応しくないと判断される太閤又は個別の国会議員を任期途中で強制的に罷免する事が出来る。但し、この罷免に伴い行われた選挙で、罷免された当事者の太閤又は国会議員が当選した時は、その太閤又は国会議員が費やした選挙費用は、国庫によって補償され、罷免された太閤が信任された時は、主理院は解散しなければならず、罷免された主理院議員が信任された時は、罷免を発議した全ての主理院議員は、辞職しなければならない。

第7条・主理院の公聴会並びに証人喚問

？主理院は、法律の定めるところにより、定期に公聴会を開催し、国政並びに世情の把握に努めなければならない。又、主理院は、法律の定めるところにより、証人喚問を行う事が出来、公人私人を問わない証人の招請並びに証言、若しくは、記録の提出を請求する事が出来る。

？前項に基づく証人喚問、及び、記録の提出については、主理関白の決定に基づき行い、主理院の決議がある時は、これを求められた者は、この要請を拒否する事が出来ない。但し、医療的に認められる心身の障害があり、若しくは、社会通念上やむを得ない事由により、対象者がこの要請に直ちに応じられない状態にある時は、法律の定めるところにより、時宜について調整する事が出来る。

？法理府、立法府、司法府、行政府の各官憲の公職者を証人喚問す

る時は、各府の長の承認が無ければ、これを行う事が出来ない。但し、主理院が、出席議員総数の3分の2以上の同意で行った証人喚問については、各府の長は、これを拒否する事が出来ない。

？証人喚問並びに公聴会は、原則的に、これを公開としなければならない。但し、公開により、証人の生命又は人権が害される虞がある場合、若しくは、証人が公職者であり、且つ、その職務上、素性を明かす事が出来ない立場にある場合、若しくは、社会通念上、その公開が望ましくないと考えられる事柄については、法律の定めるところにより、その一部又は全部を非公開とする事が出来る。

？太閤は、法律の定める手続きにより、主理院に国政に関する説明を求められた時は、主理院に出席し、求められた事柄に関して説明しなければならぬ。但し、太閤は、その内容に依じて、専門の国務大臣又は高級官僚を代理で出席させる事が出来る。

第8条・国法院

？国法院の常会及び臨時会、会期延長については、主理院の定めを準用する。

？国法院の議長たる国法佐博こくほうさくは、国法院議員の中から国法院の議決によって指名し、天皇がこれを任命する。又、国法院の各役員は、法律並びに国法院の内部規律に基づき、国法佐博がこれを任命する。
※佐博とは「関白（博陸）をたすける」という意味で、下院の議長の名称とした。ちなみに、博陸とは、中国で関白に相当する役職の名称である。

？法案提出権は、太閤、及び、個々の国法院議員、及び、各国定自

治体の長に属する。但し、太閤が提出する法案については、優先的に審議されなければならない。

？国定自治体の長が国法院に提出する法案は、必ず、当該国定自治体の議会で審議し、可決を経た法案でなければ、国法院で発議出来ない。

？国法院は、健全な議会運営のために必要な事柄を内部規律として定め、これに違反した議員に対しては、内部規律に基づき、この議員について、国法院内での活動を制限する処罰を行う事が出来る。

第9条・国法院の解散

？太閤は、国法院を任意で解散させる事が出来る。但し、選挙後、初めて招集された国法院において解散の是非を審議して議決し、可決されなければ、太閤は、この憲法に特別の定めがある場合を除いて、直ちに辞職しなければならない。

？国法院の解散、及び、その選挙の公示は、天皇がこれを行う。

第10条・国会議員の不逮捕特権

？両議院議員は、会期中に警察権に基づく逮捕を受けない。又、すでに逮捕を受けている場合でも、各議院の議長の要請があれば、当該議員は、直ちに釈放される。但し、この定めのために、訴追の権利は妨げられない。

？前項の規定により、訴追の手続きがなされても逮捕を受けなかつ

た議員、若しくは、釈放された議員は、医療的に認められる心身の故障又は不慮の事故等、やむを得ない事由がある場合を除いて、全ての議案の本会議に出席して採決に参加する責務を負う。この責務を怠った場合は、当該特権は、直ちに失効する。

第2章 立法

第11条・憲法改正

？憲法改正は、通常の立法手続きの後、主理院に諮り、主理院で可決されて国民に対して発議されて行われる大権投票（国民投票のひとつの形態。のちに詳述）にて、首権者に承認されれば成立する。この場合の主理院並びに国法院の議決は、現任議員総数の過半数の同意が無ければ可決されない。

？憲法改正が成立した時は、大権投票の結果が判明した翌日から数えて1ヶ月以内に天皇がこれを公布し、公布した日から最低6ヶ月以上経たなければ施行出来ず、特に施行日の指定が無ければ、公布から1年経過後に自動的に施行される。

第12条・立法

？憲法を除く全ての法律は、国法院で審議した後、太閤の承認を以て成立し、天皇がこれを公布する。但し、この憲法が特別に定める法律については、主理院の承認も必要とする。

？太閤は、国法院で可決した法案の承認を拒否する事が出来る。但し、拒否した法案が、国法院で出席議員総数の3分の2以上で再可決された場合、若しくは、すでに3分の2以上の同意で可決された法案については、この承認を拒否する事は出来ない。

？全ての国の法律は、天皇、及び、太閤並びに國務大臣の署名を必要とする。

第13条・法律の時限制

？憲法並びに条約を除く我が国の法律は、全て時限とし、法律の定めるところによる期間の内に最低一度以上見直しを行い、この見直しの作業が行われず、期間を過ぎた法律については、その法的効力を失うものとする。但し、この条文は、法律の改正又は現状維持、若しくは、廃止の見直し作業の結果までは拘束されない。

？期限を待たずに改正された法律については、その施行より新たに期限を始めるものとする。

？同条1項の責務は、この憲法の定める立法の手続きの完了を以て果たされるものとする。

第14条・条約締結

？我が国の締結する全ての国際条約は、いかなるものであっても、対等並びに相互主義を基調とし、我が国が一方的に不利益を被る条約又は従属する条約、若しくは、相手国に一方的な不利益を与える条約又は従属させる条約は、この締結を認めない。但し、憲法並び

に国際条約に従い、その許容される範囲において行われる制裁行為、若しくは、誘拐又は略奪行為に対する正当な返還請求、若しくは、正当な損害賠償については、この定め of 限りではない。

？条約に関する交渉並びに締結は、太閤が責任を以て行う。又、締結の時宜は、太閤が適切に決定する。但し、条約の批准には、法的検証を行う国法院、国家国民の利益を検証する主理院、憲法に違反していないかを審査する法理院の全ての承認を必要とし、批准されない条約は、我が国においては、いかなる法的効力も発しない。

？我が国の主権にかかわる条約については、法律の定めるところにより、大権投票を実施して、首権者にその信を問わなければ、批准されない。

？すでに批准された条約を破棄する場合には、主理院の承認を必要とする。又、大権投票を行い批准された条約を破棄する場合には、大権投票により、首権者の承認を必要とする。

？二国間条約において、相手国が条約を破棄又は実質的に破棄も同然の行動を執った場合、若しくは、多国間条約において、条約が事実上無効になったと判断される場合は、太閤は、直ちに主理院に諮問しなければならない。又、破棄が必要な場合は、前項の定めを準用してこれを行う。

第15条・政令

？太閤は、法律の定めるところにより、独自に国法を補則する規約としての政令を定める事が出来る。

？政令違反における罰則は、特に法律による委任が無い場合は、行政措置の範囲内において決定されるものとする。又、政令違反に対しては、行政権の強制執行を行う事が出来る。

？太閣は、政令を以て、行政権の執行の優先順位を定める事が出来る。

第四章 国会論 終

国民に無防備で戦って死ぬという日本国憲法　（第9条と第12条の矛盾）

さて、俺の内閣もいよいよ3ヶ月を過ぎた。
ここからいよいよ正念場だ。

支持率は70%を相変わらず超えていて、
女神も俺の傍にいる。

しかし、これから俺が触手を伸ばそうとしているのは、
日本国民の三大タブーのひとつ、国防論だ。

やはり、軍事に対する日本人の偏見は、
俺の内閣で正しておかなければならない。
もしかすると、これをきっかけに、

俺の内閣の支持率も下がるかも知れない。
けど、これは日本を改革する上では、
絶対に避けられない道でもある。

そもそも、人間というのは、
心技体の全てが整って、

初めて何かを為す事が出来る存在である。

しかも、心技体の全てが整っても、
なお完全ならざるのが人間の性だ。^{さが}

国で言えば、心は法律であり、
技は政治であり、体は経済力や軍事力と言った力である。
互いが互いを認め合って、

初めて国家国民は、その力を発揮する事が出来るのだ。

真の豊かな国、幸せな国とは、

その全てが充実した国の事である。

そのいずれかが、いずれかを否定すれば、

心技体の一体の否定であり、
完全ならざる人間を迷走させる事になる。
日本の国も今、迷走した状態である。

心を否定する力は暴力である。

しかし、力を否定する心は暴論である。

これが解らない人間には、

平和を語る資格などない。

そもそも平和とは、在るものではなく、
為すものだからである。

こうした基本的な当たり前の哲学もなく、
平和を語ろうとする似非平和主義者がいるから、
世界は、いつまで経っても平和にならないのだ。

日本人の中には、相変わらず、
憲法第9条が平和の根幹であり、
平和のためには、これを守らなければならないという
狂信的な考え方を持つ人たちがいる。

「お前らは言霊主義者か？」

平和を唱えれば平和になるというのは幻想だ。
平和を唱えるだけでなく、
現に平和を作る作業をしなければ、
平和になんかなるはずがない。
平和とは秩序だからである。
秩序は作るものであって、
信じてれば叶うものなどではない。
根本から間違えている。

そして、そうした人たちは、

憲法第9条が抱える大きな矛盾を無視する。

それは、憲法第12条との矛盾である。

あまり指摘される事のない矛盾だが、

日本国民の多くは、日本国憲法に：

「無防備に戦って死ね」

：と突き放されている現実を理解しているだろうか。

おそらく、ほとんどの人は理解していないだろう。

そういう人たちは、いざという時、

真っ先に犠牲にされていくのである。

では、憲法第12条にはどう書かれているのか。

日本国憲法 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。（後略）

これが、憲法第9条と何の関わりがあるのか。

そう疑問を持つ人もいるだろう。

「国民の不断の努力によって、これを保持…」

という表現を国防や軍事と絡めるといふなら、

それは詭弁であり屁理屈だということかも知れない。

確かに、この一文だけ見れば、そのように言えるだろう。

だが… これを詭弁や屁理屈と言うのは、

木を見て森を見ない愚か者である。
なぜならば、同じ日本国憲法には、
次のような条文もあるからだ。

日本国憲法 第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

この第97条は、第11条と同じ内容の条文として、
以前にも紹介しているものだ。

だが、皮肉にもこの条文が、
第12条にある「国民の不断の努力」の概念を示している。
第97条には、こう書いてあるのだ。

？基本的人権は、人類の多年に渡る自由獲得の努力の成果

？これらの権利は、過去幾多の試練に堪えた結果、信託されたもの

これを第12条で「不断の努力で保持せよ」と言っているのだ。
では、人類の多年に渡る自由獲得の努力とは何か？

人類が堪えてきた過去幾多の試練とは何か？

それは、人間の歴史が証明している。
多くの血を流した戦いの歴史である。

第12条では、日本国民に対して、

戦ってでも自由と権利を守り抜けと言っているのだ。

しかし、第9条では、そのための力を制限している。つまり、第9条と第12条の話を総合すれば、

日本国憲法は、日本国民に対して、

「無防備に戦え」と言っているのである。

無防備に戦えば、多くの犠牲者が出る。

あなたもその1人なるかも知れない。

「死ぬ」と言っているようなものだ。

あなたは、これでもなお日本国憲法が、

平和憲法だと言えるのだろうか？

一方で戦うなと言ひ、

一方で戦えと言う、そんな矛盾した憲法を

あなたは信用出来るのだろうか？

俺は信用する事が出来ない。

だからこそ、憲法改正が必要であると考えている。

日本人は、この根本的な事から考え直さなければならない。

軍隊が無くなれば戦争も無くなるという幻想　　（平和憲法の犠牲となった海猿）

なかたに さかたろう
中谷坂太郎という男を知ってるだろうか。

海上保安庁の歴史上、唯一戦争で散った保安官である。

海上保安庁は、警備隊であり軍隊ではない。

海上保安庁法 第25条

この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

海上保安庁は、外国からは軍隊と勘違いされる事もある。

それは、全ての国境を海上に置く日本において、

その海域全ての警備を任務としているからだ。

国によっては、海上警備が海軍の任務である場合もある。

だが、軍隊のようであっても軍隊ではない。

その決意が現れているのが海上保安庁法第25条だ。

だが、その海上保安官が、戦争に駆り出された時代がある。

それは、戦後間もなく発生した朝鮮戦争である。

これに海上保安庁が参戦を命じられたのだ。

この時代、日本軍は解体され、

まだ自衛隊も発足していなかった。

つまり、日本には軍隊がない時代であった。

平和主義者の論理で言えば、

軍隊がないのだから、戦争が起きるはずはないはず。

ところが、軍隊が無かった日本に対して、

アメリカは、軍隊ではない海上保安庁の動員を命じたのである。
当時、アメリカの占領下にあった日本は、
この要請を断る事は出来なかった。

任務は、北朝鮮が設置した海上の機雷を除去する
掃海作業という任務。

現在は、海上自衛隊が担っている任務である。

そして、1950年10月17日、

海上保安官が乗船する掃海艇が、

韓国の元山沖永興湾で機雷に接触して沈没、

海上保安官1名が殉職、18名が重軽傷を負ったのである。

この時、殉職したのが中谷坂太郎だ。

享年21。彼の遺体は、海の藻屑と消え、

それすらも故郷である日本に帰る事は無かった：

誰だ！？ 軍隊が無ければ

戦争も起きないなどという幻想を言う奴は！？

こうした歴史的事実も知らないで、

無責任な事を言う奴は、俺は許せない。

軍隊があろうがなかろうが戦争は起きる。

そもそも、戦車や戦闘機、

軍艦や核兵器は、戦争を起こさない。

戦争を起こすのは人間だ。

軍隊がなかろうと、戦車や戦闘機、

軍艦などが無かろうと、

人間は戦争を起こす。

それ以外のものを武器にして戦うだけだ。

軍隊は、秩序を形成する組織のひとつでしかない。秩序の中で安全保障を維持するための組織に過ぎない。それを曲解して、軍隊は戦争のための組織だとか、軍隊があるから戦争が起きるとか、それこそ詭弁を掲げて、日本の秩序を迷走させるのは、平和主義でもなんでもなく、ただの破壊主義者である。

何度も言うが、平和とは作るものであり、秩序の安寧を平和と言うのだ。これを作るための組織としての軍隊は必要である。軍隊が対するのは、外国の侵略者だけではない。自然災害に立ち向かう事もあれば、原子力などの大規模な事故などでも、矢面に立たされる。軍隊の一面だけをとらえて、その存在意義の全てを否定するのは、一を見て十を否定する愚行だ。もっと冷静に考えてもらいたいものである。

今も海上保安官は、こうした国民の迷走に翻弄される事がある。1980年代に起きたイランイラク戦争では、この戦争に日本船が巻き込まれないように、護衛するために巡視船を派遣する計画があった。1990年に勃発した湾岸戦争の時も、資金だけでなく、人的な協力も求められた日本は、

一時、巡視船の派遣を検討していた。

自衛隊を海外派遣する事は危険という論理からだ。

憲法上の制約とかは、あんなのは詭弁だ。

だが、そんな詭弁や屁理屈のために、

いつも海上保安官たちは、

戦争の矢面に立たされる危険がある。

また、自衛隊法には、次のような規定がある。

自衛隊法 第80条1項

内閣総理大臣は、（中略）特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

つまり、日本が有事になったら、

海上保安庁が自衛隊の指揮下に入る事が定められているのだ。

全ての国境が海上にある日本においては、

これについては、やむを得ないところもあるが、

沿岸警備、沿岸防衛（海防）活動においても、

海上保安官は、常に矢面に立たされているのである。

だが、この良し悪しを論じているわけではない。

名目や建て前ではなく、

秩序を形成するためには、

実際問題として何が必要なのかという事を考えて欲しい。

これらの事も、それを主眼として見てもらいたい。

現実逃避ではなく、

全ての現実を受け入れて秩序を形成してこそ、

本当の平和は得られるのである。

ドイツがクリーンな国？ 核保有国なのに？

俺の内閣でも、原子力の問題は主要議題だ。

主には二つ。原発の今後と、

日本の核兵器保有に関する問題である。

ただ、それを議論する前に、

世界の現状を把握し、

将来、どう変貌していくかを

検討しておく必要がある。

どうも、最近の原子力に関する議論を見ていると、

目先鼻先の議論ばかりで、

人類の将来と言う大局に立った

議論が全くできていない。

一言で言えば、議論の視野があまりにも狭すぎる。

この辺の認識から変えていく必要がある。

日本で東日本大震災が発生し、

福島で原発事故が起きたが、

この事が世界に大きな衝撃を与えた。

そして、原発廃止の世界的な動きが起き、

そんな中でドイツでは、

全ての原子力発電所を廃止する決定を下した。

この動きは、原発廃止を目指す人たちや、

平和主義者たちから称賛を浴び、

その言質に扇動された大衆から

大きな喝采を浴びた。

だが…

ドイツがクリーンな国？

どこが？ 原発を廃止したから？

原発を廃止しても、

フランスの原発で作った電気を輸入するだけなのに？

自国の嫌なものを他国に押し付けるだけの国が？

俺には、どうしてドイツが称賛されるのか解らない。

しかも、みんなは理解しているのだろうか。

ドイツが核保有国であるということ。

さて、世界には、核保有国はどれだけあるか、
お前らは言う事が出来るだろうか？

アメリカ、イギリス、フランス、

ロシア、中国…

まあ、この辺は言えて当然だ。

その他にインドやパキスタンも、

実質的な核保有国である。

核実験を行ったという事で言えば、

北朝鮮や南アフリカなどもそうだろう。

イスラエルも実質的な核保有国と言われる。

弾頭数で言えば200発を保有し、

イスラエルの核保有は公然の秘密となっている。

ちなみに200発と言えば、

イギリス並みの核保有国である。

もちろん、内容と質で言えば同等ではないが…

イランなどの疑惑国も入れれば多数ある。

日本もニュークリアレディ国と言われている。

要するに核保有国ではないが、核保有に必要な条件がすべてそろっており、保有を決定すれば、90日以内に核保有が可能な国の事をいう。そんな事を言えば、世界の原発保有国の全てがそうとも言え、その概念自体無意味という議論もある。

ただ、日本の場合、世界の正式な核保有国？である国連常任理事国の5ヶ国以外では、国際的に正式に核の再処理工場の保有を認められており、現に保有している国でもある。非公式に核再処理工場を保有する国なら、他にもいくつかあるが、

公式に認められているのは、5ヶ国以外では日本だけである。

この再処理工場では、核兵器保有に必要なプルトニウムが生産でき、

一説によれば、年間1000発分のプルトニウムが生産されると言われている。もっとも、一口にプルトニウムと言っても、

核兵器に使うプルトニウムは、また別物なのだが…とにかく、ニュークリアレディ国の中で、

日本は、もっとも現実的に

核保有が可能な国と言う事が出来る。

さて、この日本の核保有に関する議論は後ですとして、これ以外にも核保有国がある事はご存じだろうか。それは、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギーである。この4ヶ国も核保有国である。

しかも、秘密などではなく、世界的に認識された核保有国である。日本では、この事実を知らない人は多い。

ニュークリア・シェアリング・システムと言うものだ。

日本では、元航空幕僚長である

田母神俊雄氏が、テレビや著書などでこの事実に触れて、大衆的にも認識されるようになったが、

要するに、アメリカから借りた核兵器を

自分の国の兵器に配備している国である。

ドイツも、こうした国の一国であり、

自国の基地にアメリカから借りた核兵器を配備し、自国の戦闘機に核爆弾を搭載している。

それどころかドイツは、

国内に駐留するアメリカ軍の核配備を認めるだけでなく、イギリスがアメリカから借りていた核兵器まで、

国内に配備させるという

かなり乱雑な核管理をしている国なのである。

そのドイツのどこがクリーンだと言えるのだろうか？

原発の全面撤廃を決定したから？

隣国に原発保有国が無かったら、

絶対に出来ない決断のどこか英断だと言うのか？

しかも、核兵器を保有している国なのに。

もっと大衆は、現実を把握して、

冷静に状況を見てもらいたいものである。

そうでなければ、原子力の議論などとうてい出来ない。

こうした事実も知らない奴は、

原子力について語る資格もないと言っている。

情動的にヒステリックに原子力は議論されるべきではない。
それこそ、人類や地球を破滅に向かわせる事になる。

もっと正確に現実を捉えて、

原子力については議論されるべきである。

東洋医学的原子力論　　人類はいつまで地球のニートでいるのか？

西洋医学と東洋医学の哲学の違いについては、ある病気があった場合、

その病原体を殺そうとするのが西洋医学、

その病原体があっても負けない体を作ろうとするのが東洋医学であると言われている：

原子力の将来について、

これは必要か否か、議論が分かれている。

日本においては、東日本大震災において、

原発事故が発生し、放射性物質の被害が拡大してから、原子力に対する否定的な意見が拡大している。

それまでは、化石燃料に頼らない

クリーンエネルギーとしての側面も注目されていたが、今は、放射性物質の被害の負の面の方が目立っている。

ちなみに、今回の事故で一般的にも知られるようになったが、放射能という物質は、世の中には存在しない。

すでに常用化されてきたので、

広義的には、放射能という言葉が、

放射性物質の同義語として使われつつあるが、

正確に言えば、放射能とは、

放射線を発する能力そのものを差す言葉であって、物質の名称ではない。

「放射線を発する能力」の略語と思えばいい。そして、放射能を持つ放射線を発する物質は、

放射性物質と言う。

確かに放射性物質の被害は恐ろしい。

一度、事故を起こせば、

その被害は、短くても数十年、

長ければ、何万年という期間も続く事もある。

例えば、原発から出る

放射性廃棄物の管理期間だけ見てもそれは解る。

放射性廃棄物は、基本的に、原発だけでなく、

医療機関や学術の研究機関からも出るものであり、

一般的にも、それくらい身近なものではあるが、

今、議論の中心になっている原発の話で言うと、

原発から出る放射性廃棄物については、

原子力庁の基準によれば、

地中最大100mの場所に保管して、

その管理期間は、最も短くても約50年、

長ければ数百年の管理期間を経なければ

処理できないようになってる。

また、再処理施設から出る

高レベルの放射性物質の処理については、

地中300mの深い場所に約数万年の保管しなければならない。

人間の時間感覚からすれば、

半永久的な管理をしなければならないほど、

危険な物質であるということである。

これは、放射性物質の半減期が、

最も長いものでは何億年という時間を有するほど、

途方もなく長いからに他ならない。

これを聞いたら、原子力に対して尻込みし、

これをやめようという意見が出て当然だろう。

もはや、人知の及ぶところではない気もする。

だが、俺は、原子力と言うのは、
人類にとって欠かせない技術であると考えている。

俺が、原子力の議論の中で気に食わないのは、
議論が、地球の中だけにとどまっている事である。

なんて視野が狭い議論をしているのだろうか。

これから人類は、宇宙に進出しようとしている。

宇宙には放射性物質なんてあちこちに存在している。

人類は、この放射能を克服しなければ、

宇宙になど進出する事は出来ない。

例えば、バンアレン帯。

地球を包む放射線の帯である。

地球はすでに放射線に包まれているのだ。

原子力を議論している人には、

そうした認識はあるのだろうか？

地球も宇宙の一部であり、

放射能というのは、当たり前のように、

地球上にも宇宙にも存在しているのだ。

これを克服できなければ、

人類は、原発なんか無くなったとしても、

自然に淘汰されて滅びゆくだろう。

だったら、宇宙になんか進出しなければいい。

：なんて事を言うなら、

それは、人類が不可能に挑戦して、

現在の文明を築いた事に対する否定に過ぎない。

そういう哲学を個人的に持つ事は自由だが、

人類は今、地球という親に依存するニートでしかない。実家を出る事をせず、文明の発展と進化を否定し、ひきこもりを肯定するような事は、

現に生き、進化を遂げている、

人間に限らない全ての生命の摂理に対する冒瀆であり、そんなものは、社会的に肯定されるべきではない。

人類は、近い将来、宇宙における大航海時代を迎える。

まずは、太陽系における大航海時代、

次に、その太陽系がある銀河系における大航海時代、

そして、その銀河系を超えていく大航海時代：

何千年、あるいは何万年先の話になるか解らず、

それはまだ、今の人類からすれば、

途方のない先の話であり、

まだ絵空事のようにしか思えないだろうが、

人間が生き続けていれば、

そうした時代は必ず来ると俺は確信している。

その時代において、原子力はエネルギーとして

欠かせないものになっているだろう。

そして現在、原子力を無害化する技術の研究が進められ、

それはまだ成果という成果は挙げていないが、

「想像できる事は実現する」というのが人間の文明の歴史である。

俺は将来、必ず人類は放射能の無害化に成功し、

放射能を克服できると信じている。

俺は、そこまでの将来を見据えて、

原子力は議論されるべきだと考えている。

そして、太陽系への大航海時代の始まりは、もう、すぐそこに迫っていると考えている。

原子力は、宇宙の中の地球にある人類、
そうした観点で議論されるべきものと考えている。

原子力は、エネルギーにおいて、

多大な恩恵をもたらす反面、

その被害も大きく、確かに恐ろしいのは事実である。

言わば諸刃の剣だ。

けれども、だからと言って

西洋医学的な発想で、それを抹殺し、

否定してしまうのはどうだろうかと思う。

文明は、常に現実を肯定し、

その現実と共存しながら現実を克服し、
発展してきたものである。

例えば、空を飛ぶことにしてもそうだ。

不可能と思われた事でも挑戦し、

常に犠牲を出しながら、

人は飛行機を作って空を飛び、

より安全に飛べるものを作ってきた。

ここは、東洋医学的な発想で、

原子力の存在を肯定し、それを克服していき、

いずれは、それに負けない文明を築くべきではないだろうか。
何事もそうだが、否定からは何も生まれない。

肯定する事から、新たなものが生まれるのである。

原子力も、そうした観点で議論されるべきであり、

俺は、原子力については、

これから肯定されるべきだと考えている。

世界秩序の一員としての核武装の責任　（日本は核実験なしに核武装すべき）

日本は核保有すべきか？

結論から言ってしまうおう。

保有すべきである。

俺の内閣では、防衛大綱に核保有を組み込んで、核武装の準備を進める予定だ。

これには、憲法改正よりも、

国民はアレルギーを見せるだろうが、

日本と世界の将来のためには仕方ない。

俺は、日本と世界の為には、

日本の核武装は必要だと思っている。

具体的な内容も先に説明しておこう。

一口に核保有と言っても、おおまかには、

地上配備型（ICBMなど）、海上配備型（SLBMなど）、

爆撃型（ALBMなど）の三つの形態がある。

日本が保有するのは、海上配備型だ。

狭い日本の陸上には、ICBM（地上配備型長距離弾道ミサイル）や、

ALBM（空中発射型弾道ミサイル）を配備する場所など、どこにもない。

そしたら自動的に海上配備型に限定される。

日本の核武装は、

MIRV（多弾頭型核ミサイル）で1基あたり3発の核弾頭を搭載した

SLBM（海上発射型長距離弾道ミサイル）を4発程度搭載したSSBN（戦略原潜）を4隻、核弾頭にして約50発も保有すればいい。

それで充分だ。

数は違うが、イギリスも海上配備型に限定した核保有国であり、日本は、イギリス型の核保有国となる。

核兵器は、イギリスのようにアメリカから買っても良いし、アメリカが売ってくれなければ、日本が独自に開発して作れば良い。いずれにしても、核実験はいらない。

「日本が開発するなら実験は必要だろう」

：と言うかも知れないが、

少なくとも、核爆弾を破裂させて行う実験は必要ない。

MIRVにしたって、実際に予定通り核を爆発させる事が出来るかどうかを実験によって確認できないというだけで、ただ作るだけなら、核実験はいらない。

「そんな核兵器を保有しても意味がない」

：と言うかも知れないが、

核保有の最大の目的は、核抑止力の確保であって、核兵器の信頼性の確保ではない。

仮に日本に核を撃たれたら、

日本も即座に核を打ち返す事が出来るという

「事実」だけあれば良いのだ。

外国に売ったりするわけではないのだから、

核兵器が予定通りの威力を発揮するかどうかなんて、核実験をして直接確認する必要なんでない。

それに、我が国は日本である。

技術貿易では約1兆5000億円もの黒字を出している

アメリカに次ぐ世界の技術大国である。

そのブランドがある日本が核兵器を作れば、

実験をしなくても、核兵器の威力を世界は信用するだろう。

それでも信頼しなくて、

爆発するかしないかは五分五分だから、

日本に核兵器を撃っても大丈夫：

なんて博打を打つほど、世界も馬鹿じゃない。

核実験なしに核保有をしても、

日本であれば、充分に核抑止力を発揮するはずだ。

SLBMの開発にはミサイル実験は必要だが、

これは海上での実験なので、問題ない。

当然、起爆実験などはいらない。

これもイギリスのように、

アメリカから買えるならば買ってもいい。

さて、日本に核兵器が必要かと言う事で言えば、

日本の周辺国であるロシア、中国、

そして北朝鮮までもが保有した現在、

アメリカの核の傘に頼らない核武装は必要であろう。

ロシアは、旧共産圏の第1位の軍事大国、

中国は旧共産圏第2位、

北朝鮮は第3位の軍事大国である。

ほとんどの日本人には、

この認識がないのが恐ろしいが、

旧共産圏のTOP3の軍事大国が、

日本の隣国として存在し核保有しているわけである。

この脅威を除く手段としての核武装の議論が、

今まで行われなかった事が、むしろ不思議なくらいだ。

しかもそれは、戦争に勝つためではなく、

相手に核を撃たせないためにである。

撃ったら撃たれるという事実があれば、

どんな紛争になっても、核兵器が使われる事は無い。

だから日本が保有するのも、50発程度で充分なのだ。

日本人の場合、柔よく剛を制すとか、

小よく大を制すといった美徳があるので、

みんなが核兵器を保有したから核兵器を保有するとか、

核兵器に対して核兵器で対抗するという手段に関して、

あまり上手なやり方ではない、

芸がない、他に巧みなやり方があるはずだという意識が強く、

それで否定的になる人も多い。

また、世界で唯一の戦略的な核使用における被爆国であり、

多大な犠牲者を出したという歴史があるので、

核兵器に対するアレルギーがある事も承知している。

しかしながら、核がある国が持つ世界に対する発言力と、

無い国が持つそれには圧倒的な差がある事も、

悲しいかな、否定できない事実である。

日本が核軍縮で主導権を握るためには、

日本も現に核保有し、同じ土俵で議論するしかない。

核軍縮の議論は、核保有国にしか出来ないのである。

ただ、主張するだけなら議論にも参加出来ようが、

主張を聞いてもらう事は出来ない。

これも、綺麗事を並べても否定できない事実である。

ただ、日本が核保有すれば、

核の軍拡競争が始まると懸念する声も出てくるだろう。

しかし、核兵器を特別視するような風潮は、

将来的には、確実に変わっていくと考えている。

まず、核兵器であろうと、爆弾である事には変わらない。

普通の火薬を使おうが、核を使おうが同じ爆弾である。

そういう意味では、普通の火薬は良くて、

核だけが駄目という理屈には、矛盾がある。

核が特別視されるのは、その破壊力がすさまじいからだが、しかし、それも人間の現在の世界観が地球にしかないからで、将来宇宙に人類が進出すれば、

それは、大きく変わると考えている。

核爆弾も、地球上で使うから威力がすさまじいだけで、

宇宙に持っていけば、その破壊力は微々たるものに過ぎない。

宇宙に進出した人類の時代においては、

土木における発破の手段などとして、

核爆弾が使われる時代が来るだろう。

核爆弾は、これから廃絶されるどころか、

どんどん普遍化していくものと俺は見ている。

そもそも、核廃絶が出来るという考え方が傲慢だ。

それは、人間の原理を無視して、

人間を神に祭り上げるかのような傲慢さである。

考えてもみて欲しい。

人間は、どんなに文明を発展させたと言っても、所詮は、自然界からの物質の略取と、

自然界にある摂理を応用して、

文明物を築いているにすぎないのだ。

無から何も生み出す事が出来ないのが人間である。

逆に、現に存在しているものを、

完全に無にすることも出来ない。

自然界の摂理を応用して、

別のものに変える事は出来ても、

無にする事は出来ないのである。

それが人間の原理であり、

永遠に否定する事が出来ない性だ。^{さが}

核廃絶と言っても、それが相対論であると

理解しているならまだいいが、

絶対的に核廃絶が出来るとか、

それを目指すべきと考えているならば、

それはあまりにも傲慢である。

それを実現するには、人類が滅びるしかない。

そう言っているも同然の話だ。

核爆弾という技術が生まれた以上、

これが廃絶される事はいえない。

だからこそ、目指すのならば、

現在、核の五大国を代表として、

世界でバラバラに管理されている核の管理体制を

世界で一元的にする体制の確立、

つまり、秩序の形成を目指すべきである。

その方策については、俺にはひとつの提案があるが、それは後述する事としよう。

ただ、人類の世界観が地球を基準としているこの時代においては、核兵器が圧倒的な威力を発揮する兵器というのも事実である。だからこそ、核兵器は撃たせてはならない。

そして日本人は忘れがちであるが、

日本は世界経済を揺るがすほどの経済力がある世界の経済大国である。

日本人は、これを自覚しておかなければならない。それは、誇るためではない。

外国からすれば、それだけ侵略価値があるという事であり、あるいは、世界を揺るがそうと思えば、

日本が攻撃される可能性も十分あるという事である。

日本に異変があれば、世界経済が揺るぎ、

世界の秩序は混乱してしまうのである。

世界の一員として日本人は、

日本と言う国の主権を世界から信託された者として、

この安全保障を守る世界に対する義務があるのだ。

これを忘れた独善的な主張をするのは許されない。

だからこそ、日本の核保有は必要である。

日本に核を撃たせないためにだ。

これは、日本が世界に対して負っている義務である。

日本人は、世界秩序の一員であるという自覚を持つべきである。

そのうえで、核保有は議論されるべきなのである。

もはや、日本一国だけの問題ではないのである。

国連憲章に違反する日本の集団的自衛権の概念

日本は現在、個別的自衛権は行使出来るが、集団的自衛権は行使出来ないという立場をとっている。

憲法のどこにそんな文言があるのか、聞いてみたいものだが、そういう事になっている。

だが、この解釈は、明確に国連憲章に違反している。国連憲章の何に違反しているのかと言えば、まずは、冒頭から違反している。

国際連合憲章 第1条

国際連合の目的は次の通りである。

？国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧と、そのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

国連加盟国が、全員で協力して

「侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のために
「有効な集団的措置をとる」と明記しているのに、

日本だけが独善的に集団的自衛権は行使出来ないとしているのは、明らかに国連加盟国としては、国連に対する裏切りである。

国連が国連軍や国連承認の多国籍軍を結成して活動する際、最近では、自衛隊もこれに参加するようになったが、

他国の軍隊を守るために武力行使が出来ないとか、相変わらず屁理屈を並べているが、これがどれだけ国際協調の足並みを乱しているか、日本人は、もっと気付かなければならない。ちなみに国連軍と国連承認の多国籍軍の違いは、国連の予算で派遣される軍隊が国連軍で、そうでない国連承認の軍隊が多国籍軍である。ただ、広義的には、どちらも国連軍と一般的には見られていることが多い。

また、そもそも多くの日本人は、本来の国際法上の自衛権の概念がどういものか、ほとんど理解していない。

国際連合憲章 第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。（後略）

国際連合における自衛権の解釈は、国連安全保障理事会が必要な措置を取るまでの間に、時限的に加盟各国に保障されている権利ではない。国連の安保理が、必要な措置を行使した場合は、加盟各国は、自衛権を国連に委任し、その下で行動する事が義務付けられている。

つまり、国連加盟国は、自動的に、加盟国すべてと相互防衛条約を結んでいる事になる。

国際連合憲章 第49条

国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当たって、共同して相互援助を与えなければならない。

だからこそ、日本の集団的自衛権の解釈には失笑させられる。

国連に加盟した時点で、集団的自衛権は行使されているのである。

それが行使出来ないというのは、

日本のわがままであり、独善的な悪にすぎず、

まさに世界からすれば、傲慢な態度でしかないのである。

日本人は、こうした独善で世界秩序の連携を乱している事に気づき、これに対して、大いに反省すべきである。

さらに言えば、国際連合は軍事組織である。

決して、世界政府や世界国家的な存在ではない。

国際連合は、正式にはUnited Nationsと呼ばれ、これを直訳すれば連合国である。

そのため、国際連合憲章には、

次のような規定がある。

国際連合憲章 第53条「強制行動」

？（前略）いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関 によってとられてはならない。

もつとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

？本条？で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される。

第107条

この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。

いわゆる「敵国条項」と呼ばれるものである。

この他に第77条もこれに含まれるが、

この条項が、国際連合の性格を象徴している。

この敵国とは、日本、ドイツ、イタリアを中心とした旧枢軸国の国々の事である。

これらの国々に関しては、例外的に強制行動をとることが出来るのだ。

仮に日本がロシアや中国から核を含む攻撃されても、

ロシアや中国が、この条項の適用を主張すれば、

日本の主張が通らず、一方的に日本だけが悪者扱いになる可能性が、この現代においても充分にあるのである。

実は、尖閣諸島などの領土紛争において、例え自国領であっても、

日本が下手に武力行使出来ない理由の一つがここにある。特に、相手が常任理事国のロシアや中国となると、この条項の適用のおそれがあるので、自衛権の行使であっても難しいのだ。

国連とは、日本の歴史で言えば、

江戸時代の幕藩体制における幕府のような存在と思えばいい。

あれも関ヶ原の時の徳川方、

つまり連合軍を中心に作られた軍事的な組織である。

さしずめ、国連で徳川家に当たるのがアメリカである。

国際連合の本部がアメリカにある事もそうだが、

国連憲章には、次のような条文がある。

国際連合憲章 第111条

この憲章は、中国語、フランス語、ロシア語、英語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、アメリカ合衆国政府の記録に寄託しておく。この憲章の認証謄本は、同政府が他の署名国の政府に送付する。

江戸時代になり、平和な時代になっても、

関ヶ原の時、敵国であった藩は、

外様大名というレッテルを貼られ続けたが、

現在の世界秩序は、日本の歴史で言えば、

幕藩体制のような秩序であり、

敵国とされる日本は、外様大名のようなものである。

：とすれば、日本が世界平和のためにとる道は、

日本の歴史を振り返れば、おのずと見えてくるのだが、それは後述するでしょう。

とにかく、日本の安全保障の体制は、日本の勝手な解釈による独善を廃し、世界秩序の現状を理解して、その秩序とその維持のための連携を乱さぬようにして行われなければならないのだ。

現在、NATO加盟を目指している日本

「俺は総理大臣になってよかったのだろうか…」

そう思う事がある。

俺が核保有をぶち負けた途端、

国の内外から反対運動が起きた。

首相官邸の前も千数百人規模のデモ隊が押し寄せた。

想定していたとは言え、神がついていながら、

核保有について、世論調査で、

反対が賛成を上回った事には驚いた。

もともと核アレルギーの強い国民性もあるけど、

原発事故のあとだけに、

結果だけ見れば、確かにこういう事になるのだろう。

人にとって、一番つらいのは、

富や名声を失う事じゃない。

人から忘れられたり、見放されたりする事だ。

反対を想定していたとは言え、

人が自分から離れていくと思うと、

さみしくてたまらない。

けれども、俺は総理大臣だ。

日本の政治のTOPだ。

民意を無視した政治は最悪だが、

大衆迎合の政治も最悪である。

時に、民意の全てが見放しても、

政治にはやらなければならぬ事がある。

例え、現在の人々の全てが評価しなくても、将来の人々が歴史として評価してくれることを信じて、やり通さなければならぬ事がある。

そのために俺は総理大臣になった。

そう信じて、俺は迷いを振り払っている。

核保有に関しては、

外国からの反発も予想の範囲内だった。

特にロシア、中国、北朝鮮の反発は強い。

自分らが持っておきながら：

けれども、意外だったのは、

アメリカとEUの静観ぶりだった。

欧米の首脳たちの反応は、

きわめて落ち着いていた。

どちらも核保有国であり、

同じ西側陣営と言う事もあるだろうが、

どうやら、欧米諸国は、

日本の核保有を裏では歓迎しているようだ。

日本は、現在、裏でNATO加盟を目指している。

NATOとは、北大西洋条約機構の事で、

アメリカと欧州諸国が結ぶ軍事同盟である。

一見、日本とは関係がないようだが、

実は、欧米諸国は、日本のNATO加盟を望み、

日本も、俺が総理大臣に就任する前から、

NATO加盟を目指していた。

この事実を知る日本人は少ないと思う。

とは言え、隠していた事実でもない。

公にされている事実だが、

一般的には関心が薄かったというだけの話だ。

それくらい、日本人は安全保障には鈍感だという事だ。

NATOの仮想敵は、ロシアや中国と言った
拡大する旧共産圏の国々である。

これに対抗するには、西側からだけでなく、
東側、つまり日本や

その周辺にある西側陣営の国々を取り込み、
東からも圧力をかけて、

この動きを抑える必要がある。

遠交近攻は、政治や軍事戦略の基本である。

ちなみに遠交近攻は、その字のごとく、

近くの敵に対するため、

遠くの国と結ぶという意味である。

古来より、世界中で使われてきた基本戦略だ。

そのために欧州諸国は、

日米の関係が、二国間の安全保障条約ではなく、

オーストラリアやニュージーランド、

韓国や台湾も取り込んだ

多国間の相互防衛条約、

つまりNATOのような関係に発展し、

NATOと同調していく事を望んでいた。

日本とNATOが急接近したのは、

安倍晋三内閣の時からである。

日本がNATOに財政支援している事も知ってるだろうか？

まだ、数億円規模だが、

そこまで関係が発展している事も、

残念ながら、我が国の国民はほとんど知らない。
言っておくが、政府が隠していたわけではない。

日本人の関心があまりにも薄かったただけだ。

平和とか言っておきながら、

こういう事に無知であり続けている。

そういう平和論を聞く度に俺は腹立たしくなる。

現実を知らない平和論は妄想でしかない。

平和論を語るのは自由だが、それを語りたいなら、
もっと現実を勉強しておくべきである。

さて、俺は、日本のNATO加盟に賛成だ。

NATOは、北大西洋にとどまらず、

世界規模に展開して、やがては、

世界の軍事秩序を世界規模で一元化して、

国家単位での軍事権は、廃止するべきだと考えている。

それが俺が考える平和論だ。

要するに、明治維新でやった事を

世界規模で実現すればいいのだ。

この話は、あとでじっくりとしたい。

欧米諸国は、日本が核保有すれば、

核戦力の西太平洋における移動が自由になり、

これまで隠密裏に行っていた核戦力の日本への持ち込みを
堂々に行えるようになる。

だから歓迎しているようだ。

俺の核保有の内容も良かったらしい。

俺は、日本は弾頭数にして

50発程度の核を保有すればいいと言ったが、
実は、これは欧米諸国が保有する

核原子力潜水艦（戦略原潜・SSBN）の

1隻分の核戦力にも満たないくらいに少ないのだ。

例えば、アメリカが保有するオハイオ級戦略原潜1隻には、

1発のミサイルに最大14発の核弾頭を搭載した

トライデントという海上発射型弾道ミサイル（SLBM）を
24発も搭載している。

つまり、1隻の戦略原潜には、

最大で336発の核弾頭を搭載できるのである。

これは、イギリスが現在保有する

核弾頭の総数の約1.5倍に当たる。

つまり、核保有国1国を遥かに上回る核戦力を

原潜1隻に搭載できるのである。

それをアメリカは現在14隻保有している。

（2010年末現在）

ちなみにオハイオ級に搭載されたトライデントには、

通常は、8発程度に核弾頭の搭載数が抑えられているので、

通常配備でのオハイオ級の核弾頭搭載数は、

約200発程度である。

それでもイギリスと同じくらいの核戦力だ。

いかにアメリカが圧倒的な核戦力を保有しているか解る。

そして俺の内閣で目指そうとしている核保有は、

弾頭数にすれば50発程度。

アメリカの原潜1隻分の4分の1から6分の1程度。

ロシアの原潜に比べても同程度の規模。

イギリスやフランスの原潜からすれば、

1隻分の核戦力でしかない。

欧米諸国からすれば、

俺が保有を目指す核戦力は無害に等しいのだ。

ロシアや中国の反対も、

表向きは核拡散防止と言っているが、

現実には、自国の核抑止力の無力化と、

核保有による政治的優位を失う事を恐れての事に過ぎない。

NATOからすれば、相対的に

ロシアや中国の政治力が低下するので、

日本の核保有は歓迎されるわけである。

欧米諸国は、表向きには表明できないが、

内々には、日本の核保有に賛成の意思を伝えてきた。

安全保障の力学とは、そういうものなのだ。

PDF小説ネット発足にあたって

PDF小説ネット（現、タテ書き小説ネット）は2007年、ルビ対応の縦書き小説をインターネット上で配布するという目的の基、小説家になろうの子サイトとして誕生しました。ケータイ小説が流行し、最近では横書きの書籍も誕生しており、既存書籍の電子出版など一部を除きインターネット関連に横書きという考えが定着しようとしています。そんな中、誰もが簡単にPDF形式の小説を作成、公開できるようにしたのがこのPDF小説ネットです。インターネット発の縦書き小説を思う存分、堪能^{たんのう}してください。

この小説の詳細については以下のURLをご覧ください。
<http://ncode.syosetu.com/n1172x/>

今日から俺が総理大臣

2011年11月18日04時52分発行